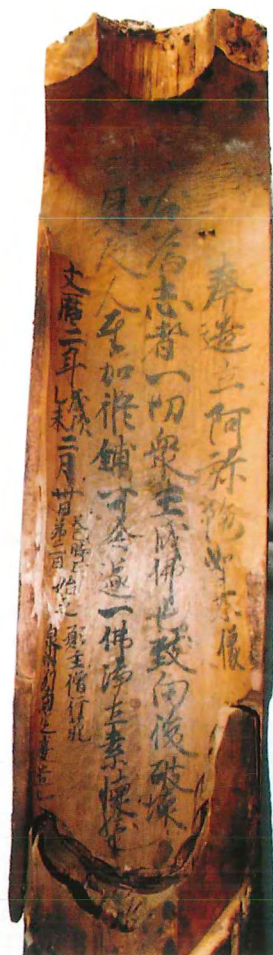




宝寿院阿弥陀如来立像



(胎内墨書銘)

阿弥陀御躰也

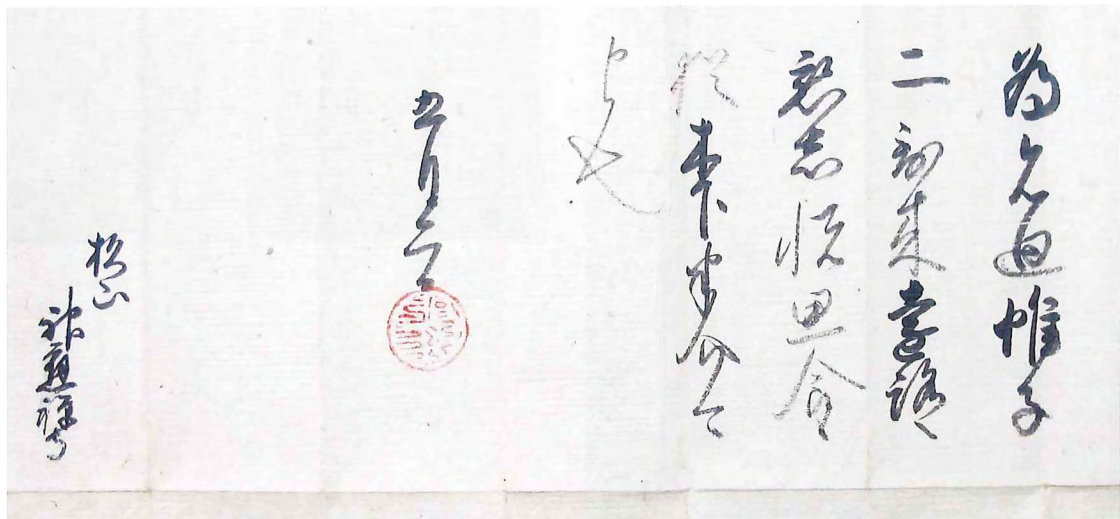
奉造立阿弥陀如来像  
 右為志者一切衆生成佛也致向後破壞  
 見及人奉加修鋪可令遂一佛淨土素懷給也

文曆二年歲次二月卅日癸巳時正始之 願主僧行範

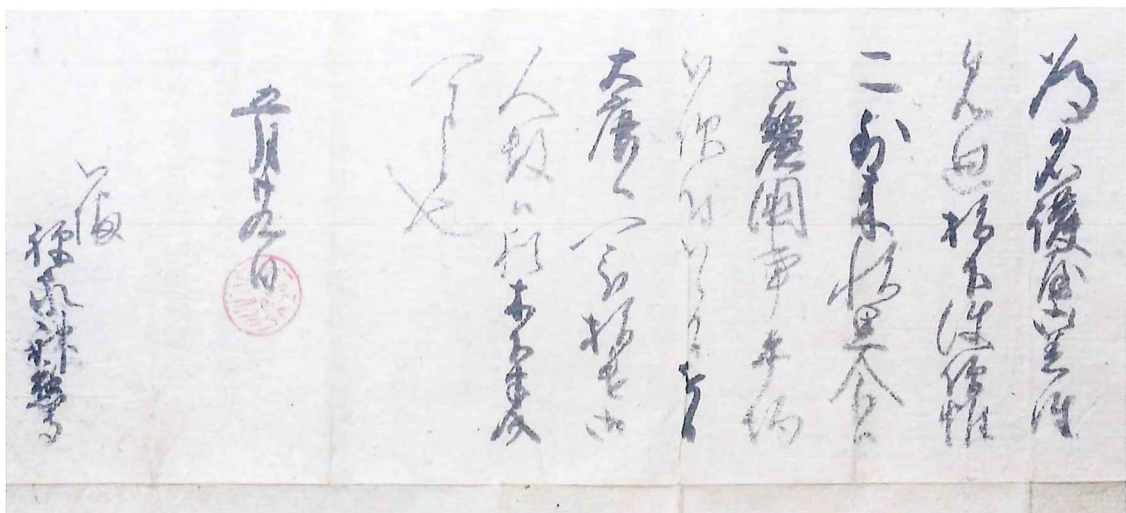
泉州別当定慶造也



西遊寺文書



神応寺文書 豊臣秀吉朱印状 [史料二]



神応寺文書 豊臣秀吉朱印状 [史料三]

京都府立大学文化遺産叢書 第10集

# 石清水門前寺院・南山城地域の古文書

—京都府歴史資料の調査—

## ごあいさつ

八幡には寺院の数が多く、元禄期には150ヶ寺以上もの仏閣が存在しました。内七割を占めるのが浄土宗です。これは石清水八幡宮および徳川家とゆかりの深い正法寺の存在が背景と考えられます。現在の浄土宗寺院の多くは16世紀半ばから17世紀半ばにかけて成立したという調査報告がありますが、八幡でも同じ頃に浄土宗の寺院が増えています。

このたび諸縁整い、現存する関係史料をもとに八幡の浄土宗寺院についての調査報告を中心とした本書を発刊することができたことは望外の喜びです。

各寺院の歴代諸上人が戦火、火災等を免れながら、守ってこられた貴重な史料を向後に伝えることは大きな責務であります。その上で、このように形として遺すことは大きな意義があると存じます。

八幡には歴史的な史料が多数現存していますが、今後の調査研究が進み、郷土史料の詳細が少しでも明らかにされることが望まれます。

結びにあたり、企画・編集・原稿作成等に携わっていただいた京都府立大学文学部歴史学科の皆様、また関係諸大徳並びに本書刊行に関わっていただいたすべての方々、併せてご支援いただいた京都教区八幡組浄土宗青年会には甚深の敬意と感謝の意を表します。

本書が八幡の歴史の一片として多くの方に活用していただき、往時を偲ぶよすがとなることを願っています。

天照山念佛寺 小住  
福井純史

## 刊行にあたって

京都府立大学文学部歴史学科では、京都府下を中心に、地域の歴史や文化遺産に対する研究をおこない、その成果を文化遺産叢書として公刊してきた。その第10集となる本書は、京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）である「京都歴史資料の調査・活用・公開－舞鶴幼稚園と京田辺市－」（2014・2015年度）の研究成果をまとめたものである。

2012年4月から京都府立大学歴史学科の学生とともに、八幡地域の浄土宗寺院に所蔵されている古文書の現地調査を始めた。各学生が授業で習得したくずし字解読能力や古文書整理方法を実際の調査現場で、どこまで活かせるか、所蔵者の要望・地域の特徴など様々な条件を考慮して、地域で諸資料が誇りをもって長く保存され、そのうえでの研究活用がなされることを第一義とした。学生にとっては、はじめて出会う貴重な資料に直面する喜びと感動を共有し所蔵者と対話することで、保存や活用の課題に対して、所蔵者や地域に寄り添った、より良い方法を共に考え、選択するという貴重な実践の機会となった。意を尽くせぬところもあるだろうが、自らのことばで伝えようとした意気込みをご理解いただき、寛恕を願うものである。

石清水八幡宮門前町には、尾張藩祖徳川義直の生母相應院の菩提寺正法寺の塔頭・末寺や関係する浄土宗寺院は多く、またこれら地下寺院には、朱印状を所持する禅宗をはじめ律宗・法華宗などの諸宗寺院は150余ヶ寺に上る。とりわけ本調査の対象となった寺院は、京田辺市をはじめ城陽市・久御山町など南山城地域に末寺や法類を持ち、関係の寺庵中でも指導的な役割を担っていた。こうした山下諸宗寺院の組織と活動は、本調査によりようやく研究の緒に就いたといえる。そのため本書では、写真版と翻刻史料を紙面が許すがぎり掲載するようつとめた。

本調査の成果は、2015年度京田辺市教育委員会ボランティア講座や講演会、そして市民による歴史を探究する会講演会等でも報告している。そして、資料整理や古文書解読・写真撮影など諸作業に協力してくださる市民ボランティアが、府立大学及び自治体等の資料調査の支えとなりつつある。本書の刊行に際しては、調査対象寺院には、資料所在情報や活動場所の提供など様々な場面でご支援を頂いた。

当地域の中心的存在である石清水八幡宮本社が2016年2月国宝指定されたが、八幡宮は単独で存在したわけではなく、こうした宗教環境に支えられて繁栄してきたといえる。本書の刊行によって地域を取り巻く諸資料がさらなる研究と活用の機会を得られることを願ってやまない。

京都府立大学文学部歴史学科

## 例 言

一、本書はつぎの京都府立大学地域貢献型特別研究の成果報告書である。

2014・2015年度「京都歴史資料の調査・活用・公開－舞鶴幼稚園と京田辺市－」

(研究代表者)	東 昇	文学部准教授
(研究分担者)	横内 裕人	文学部准教授
(研究協力者)	松本 勇介	京田辺市教育委員会教育総務室・主査 舞鶴市教育委員会・舞鶴市立幼稚園
(主任調査員)	竹中 友里代	文学部特任講師
(研究費用)	732,900 円	823,000 円

一、本書の執筆には、上記の者のほかに、京都府立大学文学部歴史学科の学生、大学院史学専攻の大学院生があたった。

一、本書の編集は、竹中友里代、東昇がおこなった。

一、本書の表紙デザインは、埴淵知哉氏にお世話になった。

○調査協力者（敬称略、五十音順）

安立俊夫・江本東一・奥山邦彦・小嶋正亮・田中淳一郎・田中美博・谷村勉・寺本純子・中井正寛・益子ヨシ子・望月充郎

○協力寺院

安心院本庄良文・西遊寺和田慧聞・正法寺真野正信・神応寺大木祖浄・念佛寺福井純史

○協力機関

石清水八幡宮・宇治市歴史資料館・京田辺市教育委員会・京都府立総合資料館・京都府立山城郷土資料館・久御山町教育委員会・城陽市歴史民俗資料館・八幡市教育委員会

○調査参加者

稲穂将士・井上真美・鈴木史織・西井綾乃・深澤茜・福山咲・松浦智博・松村祥志

# 目 次

ごあいさつ	3
刊行にあたって	4
例 言	5

## 第 I 部 西遊寺の古文書調査

調査の概要	9
古文書整理方法 (深澤 茜)	10
西遊寺の環境 (西井綾乃)	15
西遊寺所蔵朱印状・朱印箱について	
「朱印箱・文書箱の法量・銘文等記録」 (鈴木史織)	19
西遊寺開基 感誉存貞上人	
西遊寺歴代住職一覧 (竹中友里代)	28
古文書目録	
古文書目録の見方・凡例 (深澤 茜)	32
西遊寺古文書目録・朱印状目録	
(深澤 茜・鈴木史織・松浦智博・西井綾乃・福山 咲)	33
箱 3 取り上げ一括状況 (深澤 茜)	49
史料翻刻	
朱印状・知行目録 (西井綾乃)	67 (I-1)
西遊寺文書 18・46 (福山 咲)	52 (I-16)

## 第 II 部 念佛寺の古文書調査

念佛寺の歴史と調査概要 (竹中友里代)	69
念佛寺歴代住職一覧 (念佛寺住職 福井純史)	74
城南近在三十三所観音巡礼 (竹中友里代)	75
念佛寺古文書目録 (松村祥志)	78
史料翻刻 23・24・25・35 (松村祥志)	100 (II-1)

### 第Ⅲ部 八幡の浄土宗寺院

#### 八幡における浄土信仰

—宝寿院阿弥陀如来立像（文暦2年墨書）をめぐって—（本庄良文）……………	101
安心院本堂配置図……………	108
安心庵歴住事蹟一覧・宝寿庵歴住一覧……………	109
領知朱印状にみる石清水神領内浄土宗寺院の構成……………（竹中友里代）……………	111
浄土宗寺院一覧表……………	116
資料 男山考古録抜粋「浄土宗三十六ヶ寺・正法寺末寺」……………	117
図1 神領内浄土宗寺院所在図……………	125
図2 正法寺末寺中方寺庵所在図……………	126

### 第Ⅳ部 南山城の寺院資料

八幡・京田辺地域の宗門帳—「町村沿革取調書」の近世文書—……………（東昇）……………	127
神応寺と豊臣秀吉の朱印状について……………（井上真美）…	148(Ⅳ-1)
史料翻刻 神応寺朱印状……………	142(Ⅳ-7)



## 調査の概要

### <調査場所>

西遊寺 京都府八幡市橋本中ノ町 46 番地

### <調査体制>

調査指導及び編集・総括

京都府立大学文学部特任講師 竹中友里代

調査補助

京都府立大学大学院文学研究科博士前期課程史学専攻 2 回生 深澤茜

京都府立大学大学院文学研究科博士前期課程史学専攻 1 回生 鈴木史織

京都府立大学大学院文学研究科博士前期課程史学専攻 1 回生 松浦智博

京都府立大学文学部歴史学科 4 回生 西井綾乃

京都府立大学文学部歴史学科 4 回生 福山咲

### <調査日と参加者>

第 1 回：2012 年 4 月 3 日 竹中・鈴木・福山

第 2 回：同年 4 月 16 日 竹中・深澤・鈴木・西井

第 3 回：同年 7 月 23 日 竹中・深澤・鈴木・西井

第 4 回：同年 10 月 8 日 竹中・鈴木・松浦・西井・福山

### 古文書整理方法

(1)作業前の注意事項 (2)整理前の状況 (3)古文書の整理方法 (4)写真撮影方法

(5)古文書の管理 (6)西遊寺文書の特徴

### 西遊寺の環境

(1)橋本の立地と由来 (2)名所案内記に見る橋本 (3)道標から見た橋本

(4)江戸時代の遊興と橋本 (5)西遊寺について (6)橋本の寺

### 西遊寺所蔵朱印状・朱印箱について

朱印箱・文書箱の法量・銘文等記録

西遊寺開基 感誉存貞上人・歴代住職一覧

### 西遊寺古文書目録

古文書目録の見方・凡例

古文書目録・朱印状目録・箱 3 取り上げ一括状況

史料翻刻 朱印状・知行目録・西遊寺文書 18・46

# 古文書整理方法

深澤 茜

## (1)作業前の注意事項

古文書を扱う際は以下の点に注意した。古文書に触れる前は手を洗い清潔にした。また身に着けているネックレスや時計などの貴金属は、古文書に触れて破損する恐れがあるため作業前にはずしておく。服装も同様であり、袖が古文書に擦れたり、ボタンで古文書を傷つけたりしないように注意した。さらに、古文書の近くに水気のあるものやハサミやカッターなど、古文書に何らかの影響を及ぼす恐れのあるものは、古文書付近には置かないようにしておく。作業中の筆記具は、インクが古文書に触れることの無いように鉛筆を使用する。ボールペンやサインペンなどのインクは、酸化や防虫剤等の気化したガスなどと化学反応を起こし古文書に影響を及ぼす恐れがあるため、使用を避けた。なおシャープペンシルは芯が折れるとその芯が古文書を傷つける恐れがあるので、鉛筆の使用が最適である。

## (2)整理前の状況

調査に着手する前の状況は、「御朱印」と金字で書かれた漆塗りの木箱に、「西遊寺紀」と記された木箱と白木の「御朱印箱」も含め、全ての古文書が収納されていた（写真1）。

そのため、箱の大きさに合わないものは、二つ折りや不自然に曲げられて箱内に小さくまとめられ、古文書にとっては負担のかかる収納であった。

本来、別々に保管されていた朱印状とそれ以外の古文書をいつの時点かにひとつにまとめられたと推測される。



写真1 朱印状箱内の古文書

## (3)古文書の整理方法

調査初日はどのような文書があるのかを確認し、文書群全体の様子を撮影した。また木箱の大きさを測定し、目録を作成した。そして後日におこなう古文書調査の目録作成や文書の撮影手順などについて、大まかな予定をたてた。

古文書調査を始めるにあたって、個別に管理するため番号を付与した。番号の付与の仕方は、古文書にラベルを貼る方法と付箋をつける方法があるが、今回は古文書に負担の少ない後者を採用し、付箋に鉛筆で番号を書くこととした。付箋に使用する紙には、コピー用紙などの洋紙と和紙の2種類が

ある。付箋には、古文書にふれるものとして、より古文書の紙質に似ているもので、薬剤で漂白していない、生成りの和紙を使用した。

洋紙を使用しないのは、製造過程等で、薬剤処理が施されているためである。洋紙を付箋として用いると、その薬品が経年変化で酸化し、また洋紙自体も劣化してしまい付箋としての長期的役割を果たせない。さらに接触している古文書までも酸化させ、シミの原因となる。他方、洋紙をラベルとして用いると、本紙よりも紙が硬いので本紙を傷つけるおそれがある。

古文書調査では現状保存を重視するが、近年この古文書を閲覧していた痕跡がみられたこと、また当地域は熱心な歴史研究者や寺惣代によって古文書を利用されることが推測され、今後の活用の便を考慮して、大まかに分類してから番号を付けることとした。

朱印状から年代順に番号を付与し、次に寺の由緒書など寺に関わりの深いものから順に番号をつけることとした。しかし包紙で一括されているものは、内容に関わらず一括関係を崩さず一つのまとまりとする。

2回目の調査では、上記の文書番号付与の原則に則り、番号を書いた付箋を古文書に挟んでいった。番号を付与されたものから順に目録作成と写真撮影をおこなった。目録作成は、必要項目を目録用紙に手書きでおこない、文書番号No.1～50、52までを現地で記入した。写真撮影は朱印状から行い、撮影と同時に朱印状の本紙と貼札等の寸法を計測した。現地で採取したデータは帰宅後に調査者が各自エクセルに入力しまとめた。

3回目の調査は、前回の作成した目録に誤りがないかを確認した上で、引き続き残りの目録採取を行い、文書番号No.51、53～64までの目録を作成した。他方、引き続き写真撮影を行い、持参した箱に文書を収納して調査を終了した。

調査後、新たに古文書が収納されている箱3が発見された。

4回目の調査では、箱3のNo. 68～96の目録採取と写真撮影を行った。

#### (4)写真撮影方法

写真撮影は直射日光を避けつつも自然光のある、明るい場所でおこなった。撮影場所に白地の布を敷き、文書番号の付箋、スケール、カラーチャートを用意し、古文書とともに撮影した。文書番号の書かれた付箋を古文書と一緒に撮影することで、データと目録番号との対照がしやすくなる。古文書が折れ曲がっている所は、竹べらを用いて固定した。古文書全体を撮影し、古文書が長いものは数回に分けて撮影した。

#### (5)古文書の管理

今回古文書の長期保管のために、朱印状とその他の古文書を分けて保存することとした。朱印状はそのまま漆塗りの木箱に収めた。木箱には高湿度に耐え、ムレを防いでくれるためである。その他の文書は持参した別の紙箱に収納した。この紙箱は、段ボール紙のため、古文書を中性紙の薄様に包ん

だ(写真2)。古文書が文書箱の金具に直接接触し、さびやシミを防ぐためである。またこの中性紙は一般の紙に含まれるにじみ防止や漂白等の薬剤を使用しておらず、光や埃を遮断し温室度の変化や緩衝材の役割をはたす。さらに、文書群を2つの箱に分けて保存することにより文書番号が入り乱れることを防ぐこともできる。

古文書に触れる際は、<作業前の注意事項>を参考にいただきたい。

パラゾール・ナフタリンなど種類の違う防虫剤を併用すると、化学反応をおこす恐れがある。古文書を害虫から守るために、特別の薬剤を用意する必要はないので、衣替えの際に家庭で使用している市販の防虫剤に入れ替えていただきたい。また古文書は収納したままにするのではなく、年間の行事に合わせて古文書を確認する機会を設定し、虫干しが定期的に来るようにするとよい。

古文書に貼付している付箋がはずれた場合は、付録の写真画像で確認できるようにした。

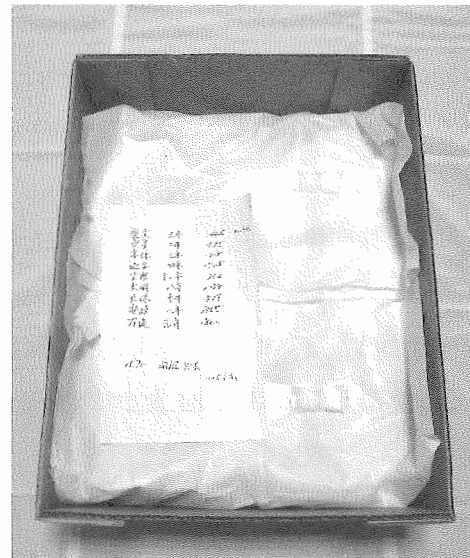


写真2 紙箱に中性の薄用紙を敷き No. 16~67 を収納

## (6)西遊寺文書の特徴

調査した古文書には、すべてに文書番号を付した。

箱1の内容を概観すると、No.1～3、7～15は徳川将軍の領知朱印状である。慶長5年(1600)5月25日の徳川家康の朱印状には「八幡庄内五石／参斗事全可／寺納也／慶長五／五月廿五日家康(印)／橋本西遊寺」とある(写真3)。No.4には同年同月の知行方目録がある。知行方目録には、八幡内の六ヶ寺

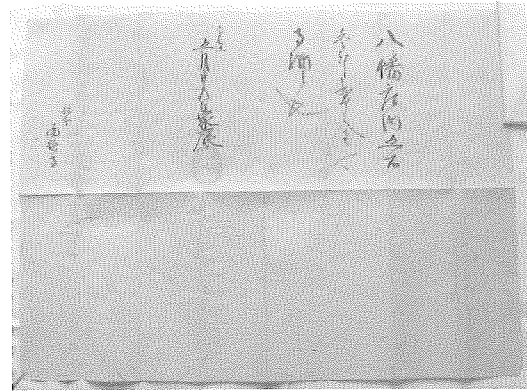


写真3 徳川家康領知朱印状

のそれぞれの知行が書かれている。No.4、5は包紙に「目録 浄土宗三十六ヶ寺」とあり、八幡神領内の浄土宗寺院三十六ヶ寺の各々に充てた朱印状の知行高が書かれていた。朱印状には徳川家宣、家継、慶喜以外の将軍の朱印状を確認することができた。なお、この三名の将軍は朱印状を発給していない。

No.16以降は西遊寺に関する古文書で、寺の由緒(写真4)や歴代住職の名前がみられた。

No.23～28は、什物に関する古文書である。

No.30は、樟葉関門台場にあった建物を明治2年(1869)に譲り受け、境内地に移設した諸費用の内訳が書かれている。

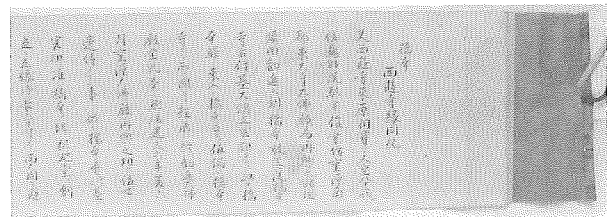


写真4 西遊寺縁起

No.31～57には、田地や銀子の借用証文がまとめられていた。もっとも古い年紀をもつものは、No.31の正徳6年(1716)「一札の事」である。

No.52「くじ一件記」と書かれた包紙は紙質、字体から後世に文書をまとめて包んだものと考えられたため、包紙ではあるが文書番号をつけた。この中にNo.53～No.64が一括にされていた。しかし、No.55(3)に関しては、平成元年教育委員会調査時には文書番号52～64の一括内に独立して存在し、後に文書番号55の包紙内に混入されたものと思われる。

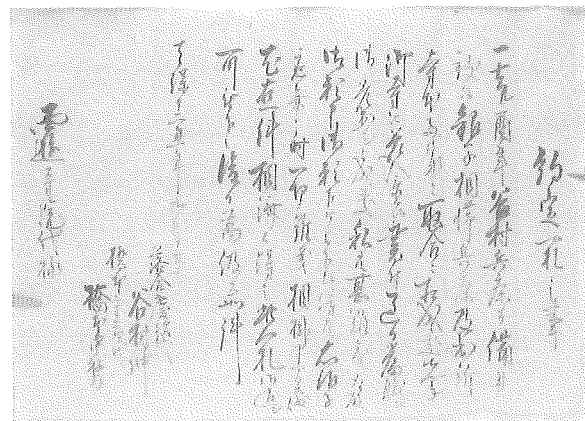


写真5 約定一札

この一括中には、借用証文や約定などの証文が多くみられた(写真5)。No.65は書状と共に家康の朱印状の写しが包紙で一括にされていた。

なお、箱3の概要については、「箱3取り上げ一括状況」(49頁)に写真とともに表にまとめている

ので参照されたい。

近代文書としては明治10年代、京都府へ提出した寺院明細帳の作成過程で、西遊寺の宝物・寄附物など什物や所有地を取り調べたものがある(68～74号)。その中の境内絵図には、本堂と書院や庫裏・鐘楼堂のほか、南面する堂(現観音堂か)が描かれ、その北の山すそには、池の中島に切妻の小堂を描き、当時の境内の景観を知ることができる(写真6)。

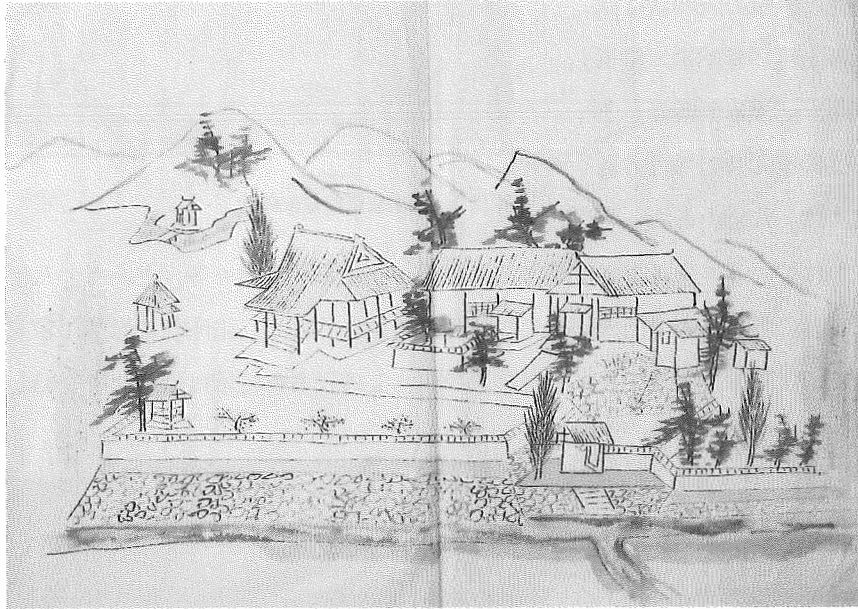


写真6 西遊寺境内図 (西遊寺寺院明細帳控 68号)

また明治33年寺院財産目録には、枚方市楠葉にある末寺の建長寺や八幡市宝青庵が含まれる。

宝青庵とは、後述する近世石清水八幡宮領内の浄土宗三十六ヶ寺組のうちの一寺院である。ここに記された由緒には、「永禄五年宗呉ノ本願ニ係リ当荘馬場丁ニ於テ建立シ、元禄十四年大阪森本家ノ先祖其時ノ住僧憶念帰依ニ依テ志水丁移シ堂宇再興シ子孫至テ田畑ヲ修理及供養料ニ寄附シ、即チ現在ノ堂宇是也」とある。八幡宮所蔵の元禄期の史料「神社仏閣并堂舎寺庵改帳」(73頁 注1参照)によると天正年中宗呉が開基とあるが、ここでは永禄5年(1562)宗呉の本願によって、馬場丁に建立したとより詳しい。元禄14年(1701)に憶念が住僧の時大阪の森本家の支援を受けて、馬場町から志水の南に移転した経緯を記す。末寺や法類の浄土宗寺院の様子を知ることができる。

## 西遊寺の環境

西井 綾乃

### (1)橋本の立地と由来

調査地西遊寺(写真1)が所在する八幡市の橋本は、男山の鳩峯の西麓、淀川の東岸に面し、町並みの中央を京街道が通る。京街道(大坂街道)は、京の中心部から淀を経て、淀川左岸を大坂京橋へとつづく街道であるが、近世では淀大橋を渡り美豆村から八幡科手を経て、橋本北ノ町、同中ノ町、同小金川を通り、河内の楠葉へと続く。橋本の地名は、淀川対岸の山崎との間に架した橋のたもとにできた集落であったことに由来するといわれ、その橋の流出後も渡船場として栄えたという(1)。



写真1 京阪橋本駅と西遊寺

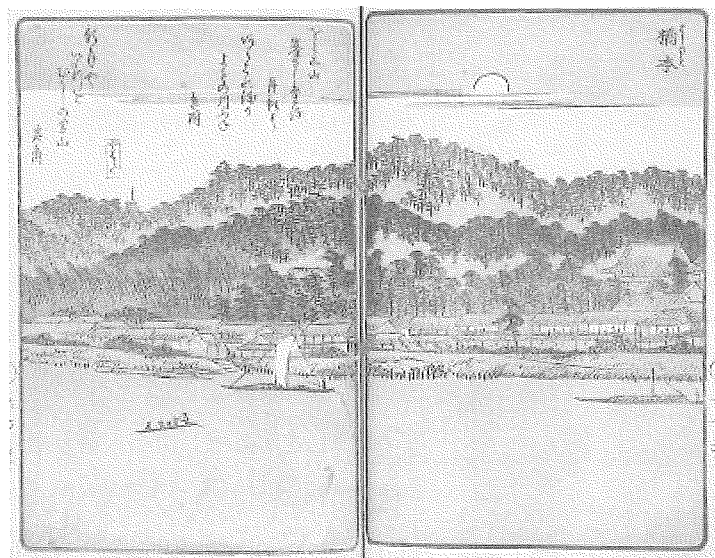


写真2 淀川から見た橋本を描いた絵図(『淀川兩岸一覽』)

### (2)名所案内記に見る橋本

文久年間(1861~1863年)に刊行された名所案内記『淀川兩岸一覽』(2)の中で、橋本は「大坂街道の駅にて人家の地十一丁あり、茶店・旅舎多くいたって繁花なり、八幡へ参詣の人この所より上りてよし」と、石清水八幡宮への参詣の起点として紹介されている。茶店や旅籠が立ち並び、街道を行き交う人々で賑わっていたことがうかがえる(写真2)。

また、橋本渡口のことは「淀川を山崎とわたす」と記述されている。

その渡った先の山崎は「茶店・旅舎多く有て賑わし、此所参詣所しばしばあり」として、「大山崎天王社」や天正10年(1582)の山崎合戦の「古戦場」が紹介されている。橋本の渡し船で結ばれた淀川兩岸は共に名所が多く存在し、たくさんの方が船で行き来する観光地であったと考えられる。

### (3)道標から見た橋本

また、淀川兩岸を結ぶ橋本の渡しは、昭和30年代に途絶えるまで重要な交通手段であったことが、道標からもうかがえる。船着場へ至る栄橋のたもとに立つ明治2年(1869)の道標には、「柳谷わたし場」「山ざき あたご わたし場」「大坂下り舟 津の国そうじ寺 わたし場」と、京都・大坂への渡し船について記されている。また、昭和2年(1927年)に建てられた道標(写真3)にも、近くにある「橋本渡船場」や、淀川対岸にある「山崎停車所」「柳谷観音」への案内が記されている。「津の国そうじ寺」は、中納言藤原山蔭によって開かれた真言宗の総持寺(大阪府茨木市総持寺)のことで、寛平2年(890)2月4日に伽藍の落成法要が行われたと伝えられている。また、柳谷観音(京都府長岡京市浄土谷)は大同元年(806)京都清水寺開創の延鎮僧都によって開山されという。このように、由緒ある寺院への案内が記された道標があることから、橋本は参詣と交通の拠点であったことがうかがえる。



写真3 橋本の渡しへの道標

### (4)江戸時代の遊興と橋本

江戸時代、街道網の整備が進む一方で、庶民の移動は制限されていた。しかし、「伊勢参り」をはじめとした寺社参詣を名目とした旅は許されていて、文政13年(1830)には約3カ月の間に427万人の伊勢参宮者があったと記録される(3)など、信仰の旅に出る人は少なくなかった。また、参詣が目的としつつも、次第に名所を巡る物見遊山を兼ねた娯楽的要素の多い旅行となっていた。

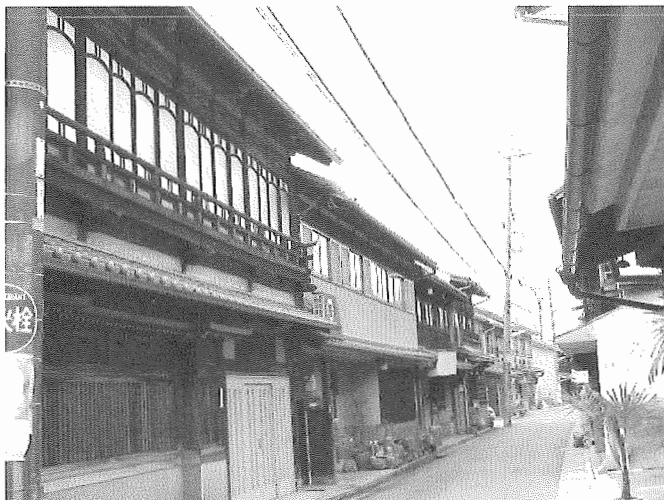


写真4 旧遊郭の建物(左手前)と町並み

そして、遊郭での遊興も娯楽のひとつであったが、橋本にも遊郭が存在した。17世紀の中頃には既に、遊女をおく家が20軒程あったことがわかっている。それらがしばしば盗人宿となり、風紀や治安が乱れることを警戒して、遊女をおくことは厳禁されていた。(4)しかし、廃絶されることはなかったと思われる。

時代は下り、昭和33年(1958)に遊郭は廃止されたが、現在もなお、昭和初期に建てられた遊郭の建物が残って



いる（写真4）。2階の装飾や1階部分の格子に様々な意匠が凝らされていて、華やかな外見を持つ町家は、橋本の町並みに独特の華を添えている。

橋本には淀川兩岸を結ぶ渡船場があり、なおかつ京と大坂とを結ぶ京街道にも接続していた。このことから、橋本は交通の要衝として、また参詣と物見遊山の拠点として、ながきに渡り賑わっていたと考えられる。

#### (5)西遊寺について

その京街道を望む山裾の小高い場所、京阪電車橋本駅前に西遊寺がある。その開基は増上寺の第十世住職感誉上人であるという。感誉上人は、天正元年（1573）宗祖法然上人八幡宮参籠地を記念して、当地に一寺を創立した。そして、西国歴遊を寺号とし、普現山西遊寺と称した。その後、徳川家康出陣の際に金襴の袈裟を賜り、その庇護を受けたという。慶長5年（1600）朱印地5石5斗を所領とし、八幡浄土宗三十六ヶ寺のひとつとなった(5)。また、明治11年（1878）には神仏分離令により、狩尾社にあった帝釈天像（八幡市指定文化財）が西遊寺の境内に移転され、現在では、観音像・地藏像とともに地藏堂に安置されている。

#### (6)橋本の寺

石清水八幡宮とその付近に関する史料としては、石清水八幡宮の宮大工であった藤原尚次が嘉永元年（1848）に著した「男山考古録」が挙げられる。そこに詳細な記録が残る橋本の由緒ある寺としては、橋本寺と常德寺（写真5）がある。

「男山考古録」によると、橋本寺は、嘉永元年時点では絶えているが、町道の南側に存在した法華宗の寺であったという。そして、これは慶長年間（1596～1614）に建てられた町内社士の橋本氏の氏寺であったが、寛保3年（1743）の記録では既に橋本寺跡となっているとも記述されている(6)。

また、常德寺は曹洞宗の禅寺で、始めは八幡山の山下にあった。足利義尚の陣僧・春庭座元が開基と伝えられ、当時は五家禅刹随一を誇ったという。江戸時代の初期に刊行された山城国の地誌である「雍州府志」には、橋本村の東北にあるとされる(7)。また、京都府立総合資料館所蔵の18世紀の絵図「石清水八幡宮全図」(8)にも、北隣の科手から橋本に入る東口、橋本樋上の少し西に、慈眼院と並ぶ位置に常德寺の名が見える。その後、一峯和尚が住職の時に西遊寺の西に移された(9)というが、実際、文化11年（1814）の絵図には、西遊寺の西に常德寺が記されている。そして、文化10年正月に焼失したとの記



写真5 「妙見宮旧常德寺」の碑



写真6 「本祥寺」の碑

録があることから、焼失した後に西遊寺の西に移されたのではないかと考えられる。

また、常德寺は豊臣秀吉の帰依を受けて、下奈良に25石の所領を賜ったという。そして、秀吉が寺を訪れて茶を所望したところ、白湯を進上したので「湯澤山茶くれん寺」と言われ、以後、それを寺号としたという伝説が残っている(10)。

これらの寺の他にも、橋本には今も浄土真宗の正満寺があり、西遊寺の北隣には日蓮宗の本祥寺(写真6)があった。浄土三十六ヶ寺組や禅宗十ヶ寺組・禅宗五ヶ寺など、多数の寺が存在していた石清水八幡宮山下の一角として、地域内に多数の寺があったことが、橋本の特徴であると考えられる。

#### 【注】

1. 『日本歴史大系 26 京都府の地名』平凡社、1981年
2. 早稲田大学図書館 古典籍総合データベース  
<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/> (2012年10月9日時点)
3. 「御蔭参宮文政神異記 上」、神宮庁『神宮参拝記大成』、西濃印刷株式会社岐阜支店、1937年
4. 八幡市誌編纂委員協議会『八幡市誌 第2巻』八幡市、1980年
5. 『石清水八幡宮史料叢書一 男山考古録全』石清水八幡宮社務所、1960年
6. 前掲5
7. 前掲5
8. 京都府立総合資料館 京の記憶ライブラリ  
<http://kyoto-shiryokan.jp/kyoto-memory/index.php> (2012年10月9日時点)
9. 前掲5
10. 前掲5

## 西遊寺所蔵朱印状・朱印箱について

鈴木 史織

普現山聖善院西遊寺は、八幡市橋本中ノ町に位置する浄土宗寺院である。寺の創建については諸説があり、不明な点が多い。奥橋本にあった橋本寺を起源とし、それを現在の地に移して寺号を改めたとする伝承もある(1)。しかしながら、橋本寺が絶えたのは元禄～寛保期と考えられており、西遊寺はそれ以前より当地に所在していたことから、両寺は別々の寺であった可能性が高い。

天正元年(1573)、開基・感誉上人が寺を開き、第2世欣誉上人(感誉上人の弟子)の代に堂宇が整備され、寺号が西遊寺に定められたと伝わっている。

さて、ここでは、西遊寺の蔵する文書のうち、江戸幕府より発給された領知朱印状12通とその朱印状を納めていたとみられる文書箱2点とについて述べていきたい。

領知朱印状とは、幕府将軍の名で諸大名や寺社に対しその領地支配を公認する旨を表明した文書である。この朱印状は、原則として将軍の代替わりごとに発給され(授受の手続きを「朱印改め」という)、幕府による領知安堵が確認されることになっていた。在任期間が短く朱印改めの実施に至らなかった6代家宣・7代家継、将軍職を辞した15代慶喜を除き、初代家康から14代家茂まで12人の将軍が朱印状を出している。

なお、朱印状の文書形式や発給対象は、江戸時代を通じて必ずしも一定ではない。寺社に対する朱印改めが寺社奉行機構の統轄のもとで全国的な制度として行われるようになるのは、5代綱吉の代からである(2)。この綱吉以降は専ら前代の安堵内容を確認するだけの継目安堵となり、文書の上ではほぼ同形式・同内容の朱印状が発給されるのが一般的である。(ただし、文書の上では変化がないようにみえても実際の土地領有関係が不変であるとは限らない。)

それでは、西遊寺の所蔵する朱印状からはどのようなことが分かるだろうか。現在、同寺には前述の将軍12人の名で出された朱印状が各1点ずつ、計12点伝わっている。これらを比較してみよう。

まず、安堵の対象者を、朱印状の包紙や本紙から確認したい。表1には、西遊寺所蔵の朱印状のうち、初代家康から5代綱吉までのものについて、包紙・本紙にみられる安堵対象者と形式とを示している。(8代吉宗以降は、内容・形式に大きな変化が見られないので、省略した。)

さて、初代家康の朱印状は、本紙に「橋本西遊寺」と宛所が明記されている。この段階では、西遊寺は同寺1ヶ寺のみに充てた朱印状を受給していたらしい。西遊寺の寺領については、慶長5年(1600)4月7日付の「石清水八幡宮御神領之内 八幡寺分指出之帳」に「七石九斗五升 橋本西遊寺」という記載がみられる(3)。ここから、同寺がこの時期に石清水八幡社領のなかで「八幡宮分55ヶ寺」の1ヶ寺として位置づけられていたことが分かる。

表1 西遊寺所蔵領知朱印状 (〈〉: 割書 / : 改行)

将軍 (代)	発給年	安堵対象者		形式	本紙法量 (縦× 横、単位 cm)
		本紙宛所	包紙上書		
家康 (初)	慶長5年 (1600)	橋本/西遊寺	「橋本町/西遊寺」	折紙	縦47.1、横64.9
秀忠 (2)	元和3年 (1617)	浄土宗/三拾六 ヶ寺	「八幡山下寺庵/浄土宗 三十六ヶ所分」、「台徳 院様」	折紙	縦46.4、横66.7
家光 (3)	寛永13年 (1636)	(なし)	「大猷院様」、「八幡山 下寺庵/三十六ヶ所分」	折紙	縦45.8、横63.2
家綱 (4)	寛文5年 (1665)	(なし)	「石清水八幡宮領内/浄 土宗」	豎紙	縦46.6、横65.7
綱吉 (5)	貞享2年 (1685)	(なし)	「石清水八幡宮領内/浄 土宗」	豎紙	縦46.9、横66.3

この55ヶ寺は、一般に八幡の山下寺院56ヶ寺と総称される諸寺院を指すものと推測される。八幡宮境内域(男山山頂の石清水八幡宮や山中の坊舎、山麓の宿院)が山上と呼ばれるのに対し、男山の北部と東部に位置する門前の内四郷(科手・常盤・山路・金振)とその東に広がる外四郷(美豆・際目・生津・川口)の八幡八郷域は山下と呼ばれた。この山下諸寺院の所領は、正法寺とその塔頭の500石、律家5ヶ寺組の370石、禅家5ヶ寺組の240石がそのほとんどを占めるが、ほかに、慶長5(1600)年以前に家康より豊臣秀頼の祈禱得出分として還付された56ヶ寺分293.9石余があった。西遊寺の寺領もこの56ヶ寺分に含まれていたと考えられる。

この山下寺院56ヶ寺分は、後に減らされ、寛文5年(1665)には浄土宗36ヶ寺、法華宗3ヶ寺、禅宗10ヶ寺、合わせて274.6石となることが知られている(4)。その変化は、西遊寺の朱印状からも確認できる。すなわち、2代秀忠の代には、本紙の宛所が「浄土宗/三拾六ヶ寺」となり、包紙にも「八幡山下寺庵/浄土宗三十六ヶ所分」と記される。この朱印状は西遊寺だけでなく、同寺を含む浄土宗寺庵36ヶ寺に対する領知安堵を一括して示した文書である。西遊寺は、36ヶ寺のうちの1ヶ寺として秀忠の朱印状を保管していたのだろう。3代家光の「八幡山下寺庵/三十六ヶ所分」、4代家綱の「石清水八幡宮領内/浄土宗」、5代家綱の「石清水八幡宮領内/浄土宗」という包紙上書も、やはりこの36ヶ寺を指しているものと考えられる。安堵する石高がみな155石7斗余であることから、同一の寺領を指していると推定されるためである。この36ヶ寺について知るには、『男山考古録』(嘉永元年(1848)刊)の記述が手掛かりとなる。すなわち、同書では、掲載した浄土宗寺庵のうち28ヶ寺について、「浄土宗三十六ヶ寺之内」あるいは「浄土宗三十六ヶ寺御朱印組内」といった解説を付しており、

これらの寺院については西遊寺と同じ36ヶ寺組に属していたことが確認できるのである(5)。

なお、家康の代に西遊寺以外の35ヶ寺にも朱印状が発給されたのか、その受給状況は不明である。しかし、4代家綱の朱印状に「三十六ヶ所 百五十五石七斗余」を「慶長・元和・寛永(それぞれ、家康・秀忠・家光の時代の年号)の先例の通りに」安堵する旨が記されていることから推測すれば、それぞれの寺ごとに朱印状を受給していた可能性が高いのではないだろうか。

さて、ここまで、宛所や文言など文書の内容について検討してきた。ここからは、朱印状の形式をみてみよう。はじめに、朱印状の大きさを確認しておきたい。表1に示した通り、初代家康から3代家光までの代の朱印状の本紙は、紙をはじめに上下に折り、それから縦方向に折っていく、「折紙」という形式である。それが、4代家綱以降は、紙を縦にしか折らない、「堅紙」という形式に変わる。堅紙は、折紙よりも格式の高い文書形式である。本紙を広げたときの大きさはおよそ縦46×横65cm前後で、どの代もほぼ一定である。よって、折りたたんで包紙に包んだ状態では、後代の堅紙形式のものが、初期の折紙形式のものに対し縦に約2倍の大きさとなる。

この点をふまえて、これらの朱印状が現在まで納められていた2点の文書箱に注目したい。今回の調査では、仮に1番・2番と番号を付した。それぞれについて、形式・様式、材質、積文・銘文、法量を示したのが、下の表2である。

表2 西遊寺所蔵文書箱 (〈〉: 割書 / : 改行)

番号	形式・様式	材質	積文・銘文	法量 (cm)
箱1	被せ蓋。本体側面に金具有り。紐有り。	漆塗りカ	(蓋表面)「御朱印〈山下寺庵浄土宗／三十六箇寺組中〉」	本体内径: 縦52.0、横19.6、高13.0 蓋外径: 縦54.8、横22.4、総高14.7 (中央部・本体含む)、12.7(中央部・蓋のみ)
箱2	被せ蓋。	桐カ、素地仕上げ	(蓋表面)「御朱印箱 西遊寺」 (身底内面)「元禄二巳巳年十二月／聖誉代造調」	本体外径: 縦28.4、横13.8、高3.5、 本体内径: 縦27.3、横12.8、高さ3.0、 蓋外径: 縦29.38、横15.0、高3.9、 蓋内径: 縦28.6、横4.1、高3.3

まず、1番の箱は、作成年代は不明であるが、蓋の表面に「御朱印〈山下寺庵浄土宗／三十六箇寺組中〉」と記されている通り、36ヶ寺宛の朱印状を収納する目的でつくられたものであると考えられる。箱本体の内径は縦52.0cmで、堅紙形式の朱印状の縦が50cm前後(包紙の縦は46cm前後であるが、包紙に包むため、ひとまわり大きくなる。)であるから、大きさもその用途に適しているといえる。

次に、2番の箱をみると、蓋の表面に「御朱印箱」とある。こちらもやはり朱印状を収納するための箱であつたらしい。身内底面の墨書から、元禄2年(1689)につくられたと推定できる。2番

の箱は本体の内径が縦 27.3cm であり、堅紙形式の朱印状を納めるには明らかに小さすぎる。しかし、折紙形式の朱印状、すなわち初代家康から 3 代家光までの朱印状は縦が 25cm 前後であるから、納めるには適した大きさであるだろう。5 代綱吉の朱印状が出されたのが貞享 2 年（1685）であるから、2 番の箱がつけられたのはその後ということになる。なぜこの時期にこの箱がつけられたのか、詳しい事情は明らかにしえない。あるいは、寺社に対する朱印改めの対象や手続き方法が確定され、それが先例とされていくなかで、将軍からの安堵が家康の代にまで遡りうることを示し寺領支配の正統性を担保する文書として、古い代の朱印状の重要性が再認識されたのだろうか。

いずれにしても、「御朱印箱」と呼ばれる箱がわざわざつけられているのは、代々の朱印状が保管すべき文書として丁重に扱われたことの表れであろう。特に 1 番の箱は、漆塗・金字という重厚な装丁がなされており、36 ヶ寺の共有文書を保管するためにより手を懸けたつくりの箱が用意されたと推測することもできる。

このように、文書の内容だけでなく、それが置かれてきた環境 — 保管場所や保管方法、収納容器、文書群としてのまとめ方・順序など — も、歴史を紐解くための重要な情報なのである。

以上のように、西遊寺所蔵の朱印状・朱印箱は、橋本地域の歴史や人々の意識を考えるうえで重要な文化財である。もちろん、朱印状以外の文書も、一つひとつが唯一無二の貴重な存在であることはいうまでもない。現在まで大切に守り伝えられてきたこれらの文化財の価値をきちんと理解し、整理・記録して、後世に伝える手助けとなることが、今回の調査の目的の一つである。

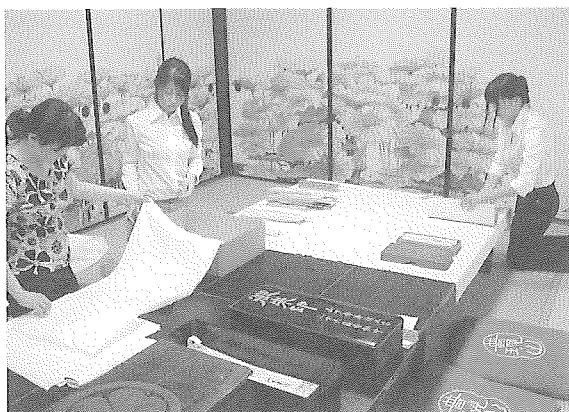
#### 〈参考文献〉

松本和明「近世朱印寺社領の成立について」『論集きんせい』29、近世史研究会、2002 年  
『郷土史双書 やわたの道しるべ』改訂版、碑石道標専門部会 編、八幡市郷土史会、2002 年

#### 【注】

- (1) 昭和 2 年に建てられた道標には、「舊橋本寺 西遊寺」と刻まれているが、これは、橋本寺と西遊寺の来歴が混同されたためと考えられている。（「やわたの道しるべ」4 頁）
- (2) 4 代家綱の代の領地安堵は、大名・公家・寺社への統一的な朱印状・領地目録を発給した点に画期性が認められ、このときを以て朱印改制度が確立したと評価されている。しかし、松本和明氏によれば、寺社に限っては家綱の代はまだ過渡期であり、それが完成に至るのは次の綱吉の代であるという。（松本和明「近世朱印寺社領の成立について」）
- (3) 『石清水八幡宮史』第六輯 社領編 512～516 頁、石清水八幡宮、1936 年
- (4) 上述の『石清水八幡宮御神領之内 八幡寺分指出之帳』において寺院の数が 56 でなく 55 となっていたのも、あるいは、その縮小過程を示しているのかもしれない。
- (5) 『石清水八幡宮史料叢書』に「男山考古録」巻 12～15、石清水八幡宮、1960 年、ただし、その数が 36 に満たないこと、また、36 ヶ寺組に属しているはずの西遊寺についてその旨が明記されていないことから考えても、この「男山考古録」から得られる情報には限界があると見るべきであろう。

西遊寺文書調査風景



2012. 7. 23



2012. 7. 23



2012. 7. 23



2012. 10. 8

## 朱印箱・文書箱の法量・銘文等記録

○法量・銘文・装丁 (〈〉: 割書 / : 改行)

### 箱1 朱印状箱 (漆塗)

#### 【法量(単位 ㍉)】

〔本体内径〕縦52. 0、横19. 6、高13. 0

〔蓋外径〕縦54. 8、横22. 4、総高14. 7 (中央部・本体含む)、12. 7  
(中央部・蓋のみ)

#### 【銘文】(金字)

〔蓋表面〕「御朱印 〈山下寺庵浄土宗 / 三十六箇寺組中〉」

### 箱2 朱印状箱 (桐カ、素地仕上げ)

#### 【法量(単位 ㍉)】

〔本体外径〕縦28. 4、横13. 8、高3. 5

〔本体内径〕縦27. 3、横12. 8、高さ3. 0

〔蓋外径〕縦29. 38、横15. 0、高3. 9

〔蓋内径〕縦28. 6、横4. 1、高3. 3

#### 【銘文】(墨書)

〔蓋表面〕「御朱印箱 西遊寺」

〔身内底面〕「元禄二己巳年十二月 / 聖譽代造調」

### 箱3 文書箱 (木製、黒塗)

#### 【法量(単位 ㍉)】

〔本体外径〕縦60. 5、横29. 4、総高28. 3 (蓋含む)

〔本体内径〕縦57. 6、横26. 2、高18. 4

〔引出外径〕縦59. 3、横26. 0、高6. 8 (引出部のみ)、7. 5 (本体底面  
からの高さ)

〔引出内径〕縦56. 6、横24. 1、高6. 0

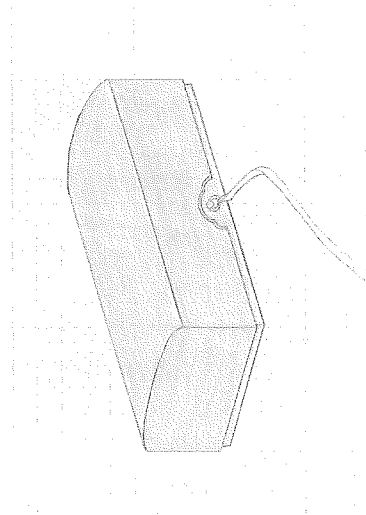
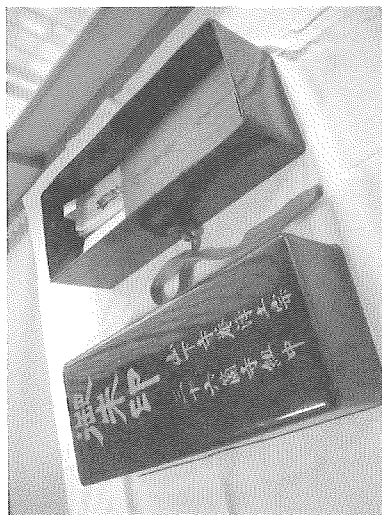
#### 【装丁】

銘文無し。蓋表面に赤で葵の紋。

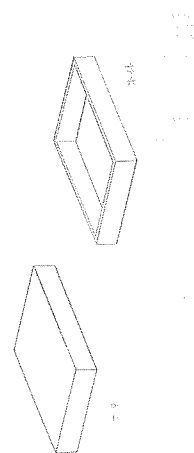
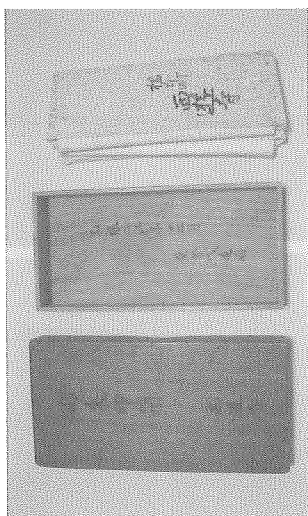


○写真・スケッチ

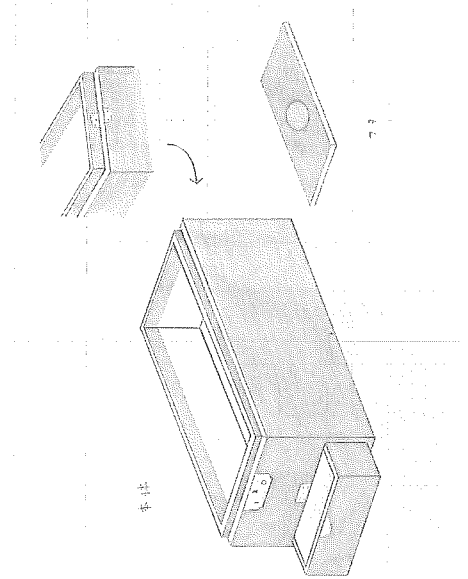
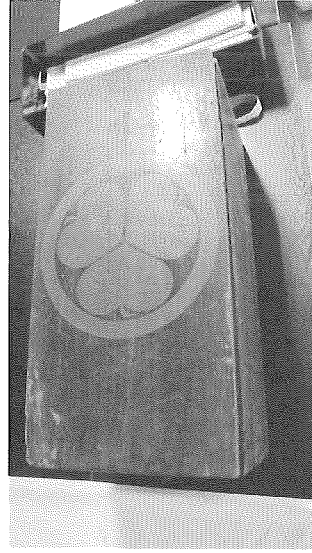
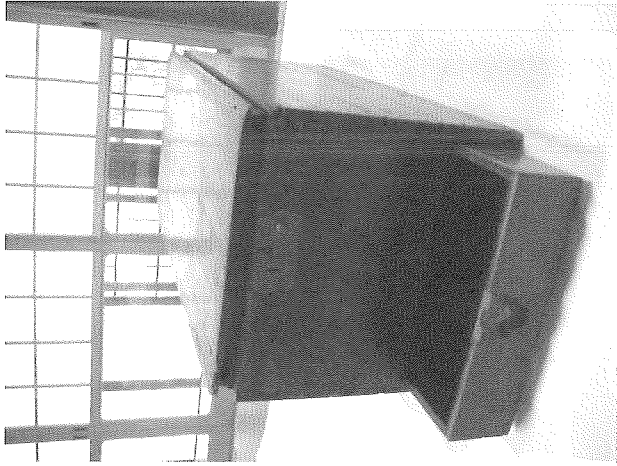
箱 1 朱印箱



箱 2 朱印箱

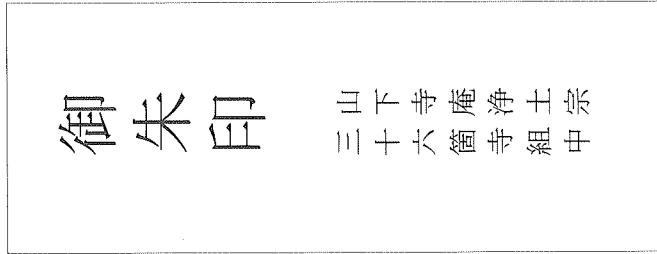


箱 3 文書箱

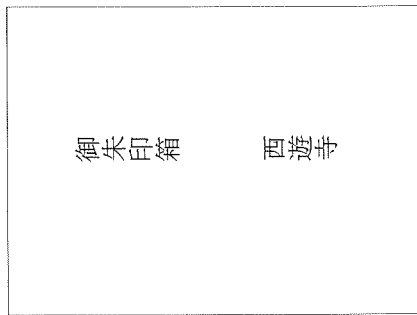


○銘文翻刻

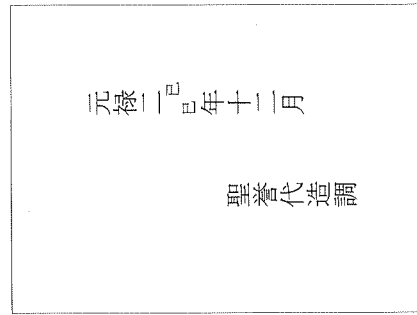
箱 1 [蓋表面]



箱 2 [蓋表面]



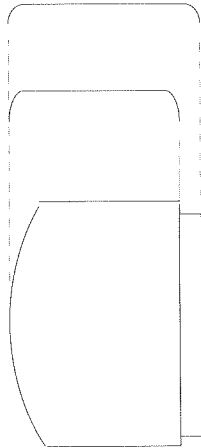
[身内底面]



※ 1 本体総高

本体含む ↓

蓋のみ ↓



## 西遊寺開基 感譽存貞上人

竹中 友里代

西遊寺は天正元年（1573）鎮蓮社感譽存貞願故によって開創された。寺伝では、感譽上人は小田原の北条氏康の二男で、元龜元年（1570）氏康の命により上洛して、宗祖法然上人八幡宮参籠の故地である当地橋本に錫を留めて当寺を創立した。西国遊歴の芳意により普現山西遊寺と名付けたという（西遊寺文書 17 号）。

この開山感譽存貞については、後北条氏の重臣大道寺駿河守政繁の甥で、大永 3 年（1523）3 月小田原に生まれ、成人して小田原の伝長寺にて出家、飯沼の弘経寺にて鎮譽祖洞のもとで修行し、北条氏をはじめ敬信する者数多あり、天文年中には小田原大長寺をはじめ川越蓮馨寺・見立寺・大蓮寺、上尾の馬蹄寺など多くの寺を開いたという。

なお、存貞の出生については、「蓮馨寺志」によると、大道寺政繁の甥山角氏（大道寺氏）の二男としつつも、当寺記に北条氏康の二男小田原伝肇寺にて剃度したことを記し、北条家譜にのせず山角氏の譜にありと別記の存在を示している。西遊寺の寺伝にあるように、後代の記録ではあるものの、北条氏の二男とする別記が伝わっていたのであろう。

感譽上人は、徳川將軍の菩提寺で知られる芝の増上寺に、永禄 6 年（1563）第 10 世住持として迎えられ、浄土宗掟制三十三条を制定して壇林の整備を行い、師弟育成に励んだ。その門下からは俊秀が多く輩出され、なかでも直弟子の源譽存応は、増上寺 12 世となり家康と師壇関係を結び、慶長 15 年（1610）後陽成天皇より紫衣と觀智の国師号を賜り、元和元年（1615）浄土宗法度制定に関わったことでつとに知られる。このように感譽の門弟は、後の徳川時代に各地で大いに活動し浄土宗を盛大ならしめたのである。

「新編相模国風土記稿」にある大長寺の由緒には、感譽は増上寺の職を大長寺二世の靈譽円治に譲り、地方に遊化して、天正 2 年 9 月大長寺に帰遁し、翌天正 3 年 5 月 18 日に示寂したとある。しかし、西遊寺文書 20 号では、天正 2 年 5 月 18 日を没年とし、墓碑も同年であり、また「風土記稿」に引用の「傳燈總系譜」にも天正 2 年を没年としている。他に検証する資料をもたないので、ここでは、寺伝を尊重することとする。

感譽上人の遊歴先を記した資料は未だ見出せないが、大道寺氏の発祥は、山城国宇治田原町立川の大道寺地区といわれる。平治の乱で藤原信西の莊園であった当地で、信西が討たれた地には、今も信西塚や大道神社が所在する。感譽上人が、父祖の地・大道寺と縁故ある山城国の橋本に天正元年頃に至ったとしても不自然ではなかろう。

付記するに、唐渡りを目指し琉球に漂着し、尚寧王の帰依を受けたことで知られる檀王法林寺の袋中の伝記「袋中上人伝」に西遊寺が登場する。袋中上人（1552～1639）は、西国旅行で諸国名所勝蹟を歴観し、その途次にこの西遊寺に立ち寄った。ここで西遊寺中興 3 世の救譽是遁聖願の影像を拝し、偈を作成し讚歎したとある。上人 55 歳の折り、慶長 12

年(1607)頃にあたる。橋本は、諸国を遊化する僧侶が立ち寄る要地でもあったのである。

〈参考〉

- ・寺院明細帳 明治16年 京都府立総合資料館蔵
- ・「新編相模国風土記稿」巻99 村里部 鎌倉郡巻31(『大日本地誌体系』第40巻、昭和8年、雄山閣)
- ・「壇林川越蓮馨寺志」(『浄土宗全書』第17巻「新撰往生伝了吟」)
- ・「孤峯山蓮馨寺宝池院」(『浄土宗全書』第19巻「浄源脈普懷誉」)
- ・「増上寺」(『浄土宗全書』第20巻「寺誌宗史」)
- ・「袋中上人伝」(『浄土宗全書』第17巻「伝記系譜」)

西遊寺歴代住職 一覽

世代	住職	入院	西曆	退院(隠居)	西曆	没年	西曆	事績等
1	鎮蓮社感譽存貞願故					天正2年5月18日	1574	
2	生蓮社欣譽元清明公					天正14年9月4日	1586	
3	濟蓮社救譽是遁聖願					元和3年4月12日	1617	
4	照蓮社寂譽沢岡善故					正保2年3月2日	1645	
5	円蓮社鏡譽懷道源了					承応3年2月19日	1654	
6	三蓮社教譽観了団岡					寛文12年9月24日	1672	
7	信蓮社単譽亭子団貞					正徳5年7月11日	1715	
8	真蓮社実譽春の団了					貞享2年正月20日	1685	
9(中興)	万蓮社聖譽善阿愍岡	貞享2年2月	1685	元禄3年	1690	元禄11年11月15日	1698	
10	行蓮社善譽岡志怒信	元禄3年9月2日	1690	元禄17年	1704	寛保4年5月9日88歳	1744	鐘楼堂・表門建立
11	証蓮社誠譽信阿愍宜	宝永元年5月	1704			宝永5年11月8日43?	1708	
12	感蓮社洞譽岡達為信	宝永6年4月15日	1709			正徳4年2月朔日35歳	1714	正徳元年3月一日廻向勤心
13	深蓮社妙譽善潮西信	正徳4年4月	1714			享保5年5月19日48歳	1720	
14	心蓮社常譽信阿運悦	享保5年6月22日	1720	寛延3年	1750	宝暦6年8月2日75歳	1756	方丈・庫裏建立、自筆記録あり。元文5年3月二万日廻向勤心
15	貫蓮社線譽城典飛来	寛延3年11月15日	1750	宝暦7年3月	1757	明和7年5月6日61歳	1770	
16	經蓮社本譽義明典契	宝暦7年3月	1757	天明8年	1788	文化8年6月18日	1811	観音堂・弁天堂建立、宝暦10年3月円光大師550年忌、明和4年三万日廻向勤心、寄進等記事多い
17	心蓮社契譽大善諦蓮					文化7年7月7日62歳	1810	

世代	住職	入院	西暦	退院(隠居)	西暦	没年	西暦	事績等
18	信蓮社譽照阿湛光					天保4年6月24日	1833	
19								
20								
21(後中興)	法蓮社戒譽真阿顕興					嘉永3年11月25日73歳	1850	嘉永3年大阪一心寺にて寂、住職3年の間田畑元に戻し、什物別記
22	上蓮社品譽生阿顕秀					明治14年3月15日	1881	真阿弟子、大阪一心寺に転任、新什物別記
23	本蓮社立譽善阿孝道					安政6年7月7日	1859	新什物別記
24	白蓮社陽譽道阿真淳							
24	精蓮社進譽定阿了珠					明治29年8月8日	1896	
25								
26								
27	西蓮社岸譽敬阿実孝 純登					明治29年8月10日	1896	
28	真蓮社諦譽善阿如戒 行聴典					昭和4年3月23日	1929	
29								
30	崇蓮社徳譽仁阿義道 聴興					大正10年2月22日	1921	

西遊寺文書 No. 17・20・本堂位牌銘より作成。

# 西遊寺古文書目録

## 古文書目録の見方

深澤 茜

古文書目録は、保存管理及び活用を目的に作成したもので、整理した古文書の情報は、だれが見てもわかることを目指している。目録の各項目に古文書の内容だけでなく、一括関係や包紙など保存の現状を記録した。古文書の検索だけでなく、保存や修復等にも役立つものとする。このように古文書の情報を整理しておくことは古文書を将来にわたって管理することが重要であり、そのためにも目録は必要となる。

目録の見方は凡例を参照していただきたい。古文書目録と朱印状目録と2種類ある。古文書目録には文書群全体を載せているが、朱印状目録には法量を記し、朱印状に特化した目録とした。また、箱3の収納状況と取り上げた時のまとまりを別表で示している。

### <凡例>

- 一、表記は原則として常用漢字を用い、常用漢字がないものは正字を用いた。ただし、合字（ㄨ、ㄴ）や助詞として慣用的に使用する仮名（而・者・江・茂）等は、そのまま使用した。
- 一、虫損などで文字が判読不可能なものは、字数が明らかなものは□で記し、字数が不明なものは[ ]で表記した。
- 一、項目に記述がない時は―で表した。
- 一、古文書が包紙やこより等で一括にされているもの、あるいは合冊がなされているものは、枝番号を付した。
- 一、文書名は原則として文書本文の右端に書かれているそのままの原題を記し（原題表記）、原題がないものは適宜文書名を付け〔 〕で記した。
- 一、年月日・西暦は原則として作成年代を取り、年月日が内容・干支などから推定できるものは（ ）で記した。また年月日が不明なものは西暦の項目にxxと記し、月・日が部分的に不明なものはxで記した。
- 一、差出人・作者は文書の表記通りに記載し、印判で推定できるものは（ ）で補った。花押や印があるものは（花押）・（印）と表記した。
- 一、宛名は文書の表記の通りに記し、殿・様・御中などの敬称もそのまま付けた。
- 一、形状は古文書学の形状分類をふまえた上で適した名称を記した。
- 一、備考では、一括状況や包紙・貼紙・端裏・奥書の有無とその記載内容、地名など他項目で表せなかった内容を記載した。
- 一、／は改行を表している。



西遊寺古文書目録

文書番号	枝番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
1	-	徳川家康領知朱印状	慶長5年5月25日	1600/05/25	家康(朱印)	橋本/西遊寺	折紙	(包紙上書)「橋本町/西遊寺」No.1~3は木箱に収納、蓋表面「御朱印箱 西遊寺」、身内底面に「元禄十二巳巳年十二月 聖誉代造調」
2	-	徳川秀忠領知朱印状	元和3年8月16日	1617/08/16	(秀忠朱印)	浄土宗/三拾六ヶ寺	折紙	包紙上書「八幡山下寺庵/浄土宗三十六ヶ所分」とあり、次に包まれていた包紙には「台徳院様」とある。
3	-	徳川家光領知朱印状	寛永13年11月9日	1636/11/09	(家光朱印)	-	折紙	包紙上書に「大猷院様」とあり、次に包まれていた包紙には「八幡山下寺庵/三十六ヶ所分」とある。
4	-	知行方目録	慶長5年5月25日	1600/05/25	家康(朱印)	-	折紙	(包紙上書)「権現様御朱印/六ヶ寺組/慶祐庵・長福寺・奥庵・観音寺・際講田・徳正」、六ヶ寺合せて3石9升
5	-	石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録	元和3年8月16日	1617/08/16	伊賀守(花押)	-	継紙	(包紙上書)「目録/浄土宗三十六ヶ寺」
6	-	石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録(写)	元和3年8月16日	1617/08/16	伊賀守	-	継紙	(包紙上書)「目録/浄土宗三十六ヶ寺」文書番号5の写書。
7	-	徳川家綱領知朱印状	寛文5年8月15日	1665/08/16	(家綱朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
8	-	徳川綱吉領知朱印状	貞享2年6月11日	1685/06/11	(綱吉朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
9	-	徳川吉宗領知朱印状	享保3年7月11日	1718/07/11	(吉宗朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
10	-	徳川家重領知朱印状	延享4年8月11日	1747/08/11	(家重朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
11	-	徳川家治領知朱印状	宝暦12年8月11日	1762/08/11	(家治朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」

西遊寺古文書目録

文書番号	枚番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
12	-	徳川家斉領知朱印状	天明8年9月11日	1788/09/11	(家斉朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
13	-	徳川家慶領知朱印状	天保10年9月11日	1839/09/11	(家慶朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
14	-	徳川家定領知朱印状	安政2年9月11日	1855/09/11	(家定朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
15	-	徳川家茂領知朱印状	万延元年9月11日	1860/09/11	(家茂朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」
16	-	橋下西遊寺縁因紀	慶長6年極月	1601/12/x	吉田一益斎(花押)	-	卷子	(箱書)「西遊寺紀」と蓋にある。蓋裏には「明治四拾参年参月/寄附者家村勇次郎」
17	-	普現山西遊寺古今記録	-	xx	-	-	縦帳	普現山聖善院西遊寺縁起・9世～19世住職履歴等あり。
18	-	[焼野墓地阿弥陀如来等石仏由来記]	-	xx	十七主	-	縦帳	焼野阿弥陀石像の素屋再建につき。
19	-	真阿上人并法類中江西遊寺日中より差入候法類相統約定書之写	天保11年12月25日	1840/12/25	西遊寺且方惣代世話人烟草屋新兵衛他六名	真阿御上人様/同御法類中	縦帳	相統約定書上げ。
20	-	橋本一本山西遊寺御歴代御法号記	安政2年8月上旬	1855/08/x	廿三世立誉	-	縦帳	開山感誉～安政6年没立誉までを記す。
21	-	八幡浄土宗鎮西派下西遊寺寺院本末牒	延享2年12月	1745/12/x	西遊寺/現住職常誉(印)	-	縦帳	末寺・孫末寺書上げ。
22	-	[記牒写]	天保14年初冬	1843/x/x	惣本山華頂大僧正方格御判/御印	橋本西遊寺真阿	横帳	-
23	-	西遊寺新古常什物之記	宝永元年5月	1704/05/x	-	-	縦帳	善阿・善誉・洞誉・妙誉代新什物を追記す、表・裏表紙に継目朱印あり。
24	-	西遊寺常什記	寛延3年吉辰	1791/x/x	常誉運悦	-	縦帳	新什物等書上げ。
25	-	新規常什物	天保11年正月より同13月迄	1840/01/x～1842/01/x	戒誉頭典代城州縁喜郡八幡橋本西遊寺	-	縦帳	「立誉代とふなん」の貼紙あり。表紙・裏表紙の継ぎ目に印あり。
26	-	新什物覚	徳弘化元年至嘉永3年	1844/x/x 1850/x/x	城羽八幡橋本西遊寺品誉代	-	縦帳	什物書上げ、表紙・裏表紙の継ぎ目に印あり。

西遊寺古文書目録

文書番号	校番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
27	-	什物帳	-	xx	西遊寺住職多田了珠(印) 末寺惣代安養寺住職林善隆(印) 檀中惣代家村久左衛門(印) 戸長有馬九良兵衛(印)	-	罫紙	本尊阿弥陀佛ほか什物書上げ。
28	-	記	明治18年12月4日	1885/12/04	宝青庵起主信徒 森本佐兵衛	西遊寺住職多田了珠殿	縦紙	宝青庵にあった朱印状13通が宝井絶禅の死去を機に西遊寺に移った。
29	-	[西遊寺縁起]	-	xx	-	-	罫紙	西遊寺の縁起を簡潔にまとめている。
30	-	土蔵新建諸記	明治2年3月	1869/03/x	預主進管上人/発起世話主家村久左衛門	-	横帳	楠葉関門にあった蔵を鍵屋久左衛門によって新建させた。括り文あり。差込みあり。
31	-	一札之事	正徳6年2月6日	1716/02/06	あさなとうじやう田 惣百姓(印) きも入小森勘助(印)	橋本町西遊寺様参	縦紙	田地借用に関する証文、包紙に「夫婦石/古証文式通西遊寺/圍ひたき」とあり。虫損あり。
32	-	永代売渡シ申地之事	享保18年12月26日	1733/12/26	売主北ノ町喜助(印) 請人同丁室津屋利兵衛(印)	西遊寺御納所	縦紙	焼野はかの向の畑一ヶ所を永代売渡す証文。端裏書に「享保十八癸丑年十二月廿六日ニ売受申候」とある。
33	-	譲り渡シ畑之事	元文3年3月	1738/03/x	八木八郎右衛門(印) 請人小間物や四郎兵衛(印)	北町市郎兵衛殿	縦紙	焼野の畑一ヶ所を銀子300目で売渡す。
34	-	覚	寛保2年9月13日	1742/09/13	楠葉村出作惣代七郎右衛門印 庄左衛門印 橋本出作惣代儀右衛門印、彦右衛門印	楠葉口町庄や年寄中	縦紙	田中清右衛門のもとで決済された。
35	-	永代譲り渡屋敷之事	寛政3年12月	1791/12/x	譲り主栗津将監(印) 証人親類落合大蔵(印) 証人定使新右衛門(印)	西遊寺	縦紙	北之町東側3カ所の屋敷を落合将曹から文銀1貫58目で受け取ったことを表す証文。
36	-	永代売渡田畑之事	安永6年12月	1777/12/x	売主北町米屋平兵衛(印) 一家惣代請人七兵衛(印) 世話人弥兵衛(印)	西遊寺翻誉和尚御代御納所中	縦紙	田畑4ヶ所売渡し証文。

西遊寺古文書目録

文書番号	校番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
37	-	永代譲り焼畑之事	安永8年霜月	1779/11/x	譲り主近江屋五兵衛(印) 請人丸屋半兵衛(印) 口入西村清兵衛(印)	西遊寺様	縦紙	奥書に「西村源次(印)」あり。
38	-	永代譲り抄本斗米事	安永3年2月18日	1774/02/18	譲り主志水御家田喜兵衛(印) 請人新十郎(印)	西山清兵衛殿	縦紙	譲り状、古証文2通添えてあるとあり。
39	-	永代譲り渡申山之事	天保3年2月	1832/02/x	譲り主西村六右衛門(印) 証人西村伊右衛門(印) 口入別峯安兵衛(印)	蟹屋平兵衛殿	縦紙	塩釜山一箇所の売渡し証文。
40	-	別紙一札之事	嘉永6年12月	1853/12/x	西村猪右衛門(印) 同又吾(印) 津田喜内(印)	西遊寺御知事	縦紙	年貢不納につき、譲り渡し年貢取立てること。
41	-	永代譲り渡申山之事	嘉永6年7月	1853/12/x	譲り主蟹屋平兵衛(印) 証人鯉屋半兵衛(印)	藤屋仁兵衛殿	縦紙	銀650目にて売渡しにつき。
42	-	借用中銀子之事	文久3年11月5日	1863/11/05	借用人藤屋仁兵衛(印) 証人泉屋吉右衛門(印)	西遊寺御世話方中様	縦紙	銀子5貫四443匁借用証文。
43	-	借用中銀子之事	慶応2年11月	1866/11/x	借用人主河内屋善兵衛(印) 請人近江屋五兵衛(印)	西遊寺様世話方中様	縦紙	借用銀子の返済が無い場合、山林一箇所を譲り受けること。
44	-	永代譲り渡申畑地之事	慶応3年3月	1867/03/x	譲り主鍵屋源三郎 証人鍵屋栄助 同甚右衛門 口入治兵衛	西遊寺様御知事	継紙	畑40反歩譲り渡すにつき。
45	-	証文	享保4年9月18日	1719/09/18	使忠兵衛(印) 落合左門(印)	こんにやく屋市郎兵衛殿	縦紙	焼野にある高3斗の所を新銀250目で受け取ったことを表す証文。
46	-	享和三亥年御触書之写	亥7月(享和3年7月)	1803/07/x	今橋常陸介(ほか)	御役所	冊子	享和三亥年西遊寺契書より奉行所への差上書控、同綴
47	-	(田畑畝高および本米等書上)	-	xx	-	-	冊子	田畑図・本米・地資など書上
48	-	(田畑書上)	-	xx	-	-	冊子	一部は木津川立替につき潰地化。畝・本地・地資など書上。

西遊寺古文書目録

文書番号	校番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
49	-	延享元年十月十四日 一采御奉行所 <sup>ル</sup> /御召ニ テ當寺屋根ニ鱗上 <sup>リ</sup> 在之 候儀御尋 <sup>ル</sup> 被遊候ニ付以 口上書ヲ返答仕候留 <sup>メ</sup> 其 節小日記并 <sup>テ</sup> 田中御当務 片岡兼官 <sup>ニ</sup> 差出シ候口上 書留 <sup>メ</sup>	延享元年10月14日	1744/10/14	西遊寺	-	冊子	書付、口上ノ覚等書上げ。
50	-	御尋ニ付口上之覚	天保12年旦9月	1841/09/x	西遊寺(印)	御当職御役人中	継紙	借用銀返銀の遅滞につき。
51	-	遺書	-	xx	当山第十五世線普単阿	-	冊子	表紙「アハ是ハ老のくりことなりと は <sup>シ</sup> 候へ共日比之念願故 ニ記し候」表紙「当住和尚 <sup>ノ</sup> よ きニ斗らひ給へ」
52	-	くじ一件記	-	xx	-	-	包紙	「諸本山御用/御珠教司/京 寺町松原上ル/近江屋権祐」 と印あり。文書番号53~64がく じ一件で一括。
53	-	請取申書付之事	明治2年12月	1869/12/x	藤屋仁兵衛(印)	西遊寺御世話方中 様	豎紙	平の山北畑彦反に関する証文 を受け取ったことを示す証文。 包紙に「証文一通 万性寺/ 来迎寺 <sup>ヲ</sup> 戻り」と有り。文書番 号53~64が文書番号52「くじ一 件」で一括。
54	-	三ヶ年之写/日々散錢ヲ 以 <sup>テ</sup> 本堂其他諸堂修覆積 立 <sup>テ</sup> 寄附連名簿	明治10年5月1日	1877/05/01	-	-	豎帳	明治10年より3ヶ年の3厘、5厘、 7厘、計41名連名。文書番号53 ~64が文書番号52「くじ一件」 で一括。
55	1	覚	嘉永4年8月6日	1851/08/06	鍵屋久左衛門印 近江や五兵衛印	西遊寺廿三主 楽善真解和尚様 并ニ御法類中様	豎紙	21世の上人が質地戻しの証文 改め書き。包紙には「西遊寺取 締方/約定書式通入/此証文 ハ世話方中江預り置事」とあり。 文書番号53~64が文書番号52 「くじ一件」で一括。

西遊寺古文書目録

文書番号	枝番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
55	2	約定一札	天保11年正月	1840/01/x	西遊寺元落合慶治(印) 同橋本重藏(印)	西遊寺修理/世話 方衆中	縦紙	借財、年貢米、その他勘定書引受に付き谷村兵庫方へ古証文預け置きにつき。文書番号53～64がくじ一件で一括。
55	3	永代譲り渡申畑之事	文化2年正月20日	1805/01/20	志水町榎木屋讓主弥兵衛(印) 志水町浦垣内請人三右衛門(印) 橋本町世話人助三郎(印)	橋本町西遊寺様	縦紙	文銀1貫330匁で譲り渡すにつき。奥書に平野山株惣代西村清兵衛(印)あり。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括だが、平成元年教育委員会調査時には文書番号52～64の一括内にあり、後に文書番号55の包紙内に混入か。
55	4	約定	天保11年正月	1840/01/x	西遊寺廿一世戒誓(印) 世話方針屋磯五郎(印) 大和屋藤兵衛(印) 吉野屋九兵衛(印) 他10名	-	切紙	借入銀の節につき、年番の加印、奥印及び寺元三手調印を押すこと。奥書に「寺本橋本重藏(印)/落合慶治(印)」とあり。
56	-	永代譲り渡屋鋪并敷之事	明和5年5月	1768/05/x	吉田家親類/谷村頼母(印) 谷村忠藏(印) 谷村主膳(印) 谷村主馬(印) 吉田家定吏 喜右衛門(印)	落合将曹殿 落合大内藏殿	切紙	吉田道順の朱印地の譲り渡し状。文書番号53～64までが文書番号52「くじ一件」で一括。
57	-	借用申銀子之事	安政6年2月	1859/02/x	万性寺(印) 代恩寺(印) 西要寺(花押印)	来迎寺様	縦紙	銀500目借用証文。文書番号53～64までが文書番号52「くじ一件」で一括。
58	-	約定書	天保14年12月	1843/12/x	西遊寺何世真阿上人弟子何善檀方惣代	龍興寺真阿上人衆 并御弟子中	縦紙	住持近年諸什物売払いにつき、法類相続寺などの定め書。文書番号53～64までが文書番号52「くじ一件」で一括。

西遊寺古文書目録

文書番号	枝番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
59	-	当寺田地古証文寺元方谷村兵庫方へ／質物二入有之品二付当職引尋有之候／返答書等之一件	天保12年9月	1841/09/x	西遊寺知事	-	堅帳	お尋ねにつき呼び出し状、御尋二付口上之覚及び約定一札書上げ。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括。
60	-	約定一札	天保12年9月27日	1841/09/27	落合慶次代谷村仲橋本重蔵代橋本中務	西遊寺説代様	堅紙	借銀返済滞りにつき一札。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括。
61	-	永代譲り渡申本米之事	嘉永6年12月	1853/12/x	平野山本米譲り主西村猪右衛門(印) 証人同文吾(印) 同断津田喜内(印)	西遊寺御知事	継紙	1石7斗7升の譲り状。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括。
62	-	永代譲り渡申北町居屋鋪敷之事	安永6年12月	1777/12/x	譲り主落合将曹(印) 同落合大蔵(印) 証人谷村治部(印)	栗津宮内殿 御一家神原吉助殿	堅紙	吉田九郎右衛門より栗津家へ譲り渡すにつき。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括。
63	-	借用銀子之事	安政5年正月	1858/01/x	当人万性寺水(印) 加判人大恩寺(印) 他四ヶ寺	来迎寺様御取次	堅紙	銀子1貫500目、利足月割の銀子借用につき。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括。
64	-	約定一札之事	-	xx	-	-	堅紙	文書番号60の下書きと思われ。文書番号53～64が文書番号52「くじ一件」で一括。
65	1	〔書状〕	正月3日	x/01/03	立入左京亮 三宅安藝介 立入加賀守	西遊寺御役者中	折紙	包紙に「白銀壹両／御朱印之写也」とある。
65	2	〔朱印状写〕	慶長5年5月25日	1600/05/25	家康	橋本西遊寺	折紙	慶長5年の家康朱印状の写し。包紙に「白銀壹両／御朱印之写也」とある。
66	-	〔寄附状〕	天保14年7月27日	1843/07/27	本多左京季道(花押) 市岡兵部祥頭(花押)	西遊寺真阿上人御房	折紙	尊碑納められにつき。
67	-	口叙	明治10年初夏	1877/x/x	碌々庵松茂(花押)	習々菴定阿様	堅紙	茶道具を寺に寄進。包紙上書「西遊寺 由良」

西遊寺古文書目録

文書番号	枝番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
68	-	[西遊寺寺院明細帳控]	-	xx	-	-	罫紙	西遊寺の所在地、本尊などの情報を記す。絵図あり。
69	-	[宝物・寄附物什物・地所書上]	-	xx	-	-	罫紙	宝物等書上。境内の絵図あり。
70	-	[宝物・寄附物什物・地所書上]	-	xx	-	-	罫紙	宝物等書上。境内の絵図あり。綴じ目にほつれあり。
71	-	宝物寄附物什物取調帳	-	xx	-	-	罫紙	宝物・寄附物什物・地所の書上。境内の絵図あり。
72	-	[宝物・寄附物什物・地所書上]	明治13年	1880/x/x	西遊寺住職多田了珠 宝青菴住職末寺惣代宝井説禪 壇中惣代有馬善助 角谷三良兵衛 什器取締報恩寺住職虎岡寛眠 戸長山田直竹 区長家村久左門	京都府知事榎村正直殿	罫紙	西遊寺の宝物等書上。虫損あり。
73	-	宝物什物寄附物取調帳	-	xx	本寺西遊寺住職多田了珠(印) 世話人物代赤井正治郎(印) 什器取締報恩寺住職虎岡寛眠 区長家村久左衛門(印)	京都府知事榎村正直殿	罫紙	西遊寺末寺地蔵院の宝物等取調帳。地蔵院無住につき西遊寺が作成。境内の絵図あり。虫損あり。
74	-	什物帳	-	xx	西遊寺住職多田了珠(印) 末寺惣代安養寺住職林善隆(印) 壇中惣代家村久左衛門(印) 戸長有馬久良兵衛(印)	-	罫紙	西遊寺什物等取調帳。



西遊寺古文書目録

文書番号	枝番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
75	-	寺院財産目録・建長寺什具目録	明治33年	1900/x/x	[寺院財産目録]建長寺住職河瀬法輪(印)・檀徒惣代小山幸太郎(印)・同米谷喜一郎(印)・同北山清太郎(印)・同小山徳三郎(印)・組長浄土寺住職大谷海乙(印)・本寺西遊寺住職前田臈典(印)河北教務支所井上上万了(印)・[建長寺什具目録]建長寺住職河瀬法輪(印)・檀徒惣代小山幸太郎(印)・同米谷喜一郎(印)・同北山清太郎(印)・同小山徳三郎(印)	-	野紙	「第六大区 河内国北河内郡葛葉村字葛葉 / 小教区 建長寺」の財産目録と什具目録。最後に「大阪府河内国北河内郡葛葉村大字葛葉 建長寺 / 境内式百六拾貳坪 / 墓地式拾壹坪」の平面図1枚付帯。
76	-	御条目并当寺定法之写	-	-	-	-	縦帳	「定」(元和元年7月制定、元和2年11月再布達)「定」(寛文5年7月11日)「条々」(寛文5年7月11日、大和守・美濃守・豊後守・雅楽守より)「条々」(享保7年6月、西遊寺より末寺中へ)「奉差上飯口上書」(享保7年6月、浄土宗西遊寺より御奉行所へ)「定」(享保7年6月、西遊寺より葛葉末寺中へ)「定」(享保15年5月、西遊寺より延寿寺・光明院・長福寺へ)

西遊寺古文書目録

文書番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
77	御条目御下知状之写并当寺法定法末寺江触書控	-	-	-	-	縦帳	「浄土宗諸法度」(元和元年7月制定、2年11月再布達)「定」(寛文5年7月11日)「条々」(寛文5年7月11日、大和守・美濃守・豊後守・雅楽守)「条々」(享保7年6月、西遊寺より末寺中へ)「奉差上仮口上書」(城州八幡橋本浄土宗西遊寺より御奉行所へ)「定」(享保7年6月、西遊寺より葛葉末寺中へ)「定」(享保15年5月、西遊寺より延寿寺・光明院・長福寺へ)76と同内容。
78	[届書・返答書写](長福寺弁覚の儀)	安永4年3月	1775/03/x	橋本西遊寺廿一世再建中興真阿頭興	-	縦帳	「以書付御届申上候」(安永4年3月、建長寺讚書ほか4名より御本寺御役僧中へ)「以書付御届申上候」(安永4年3月、「五ヶ寺各美名連印」より御本寺御役僧中へ)「作恐書付を以返答奉申上候」(安永4年4月5日、長福寺弁覚より御本寺御役僧中へ)「書付を以御断申上候」(安永4年4月8日、長福寺旦那中惣代笠右衛門より西遊寺様へ)「返答書を以御断申上候」(安永4年4月、「五ヶ寺各美名連印」より御本寺御役僧中へ)「作恐以返答書奉申上候」(安永4年4月16日、長福寺弁覚より御本寺御役僧中へ)

西遊寺古文書目録

文書番号	校番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
79	-	[証牒ほか写]	-	-	-	-	縦帳	大僧正直達状(8月)「約証」(文政13年9月、○春大僧正音代役者光学院・良雄院・善定・顯道より顯興隱者・同弟子法類中へ)「証牒」(天保14年初冬、総本山華頂大相乗万誓より城之南○西遊寺真阿へ)「副書」(天保14年10月、総本山都鑑より橋本西遊寺真阿へ)
80	-	安永八亥年ヨリ末寺住持繪旨并師跡学席控	安永8年	1779/x	-	-	縦帳	延寿寺・光明院・伝相寺・安養寺・長福寺・建長寺・極楽寺など
81	-	寺籍一覽表・寺院財産目録・宝青庵什具目録	明治33年12月20日	1900/12/20	[寺院財産目録]右宝青庵兼務住職福井豊道(印)・宝青庵信徒総代森本吉兵衛(印)・同上森本佐兵衛(印)・同上中村松之助(印)・組長安心庵住職別所善長(印)・触轄本寺西遊寺住職前田聰典(印なし)・第五教区八幡小教区教務支所長釜田戒定(印)(印文)「第五大教区八幡小教区教務支所長印」〔宝青庵什具目録〕右宝青庵兼務住職福井豊道(印)・宝青庵信徒総代・同上森本吉兵衛(印)・同上森本佐兵衛(印)・同上中村松之助(印)	-	墨紙・縦帳	間に「京都府山城国綴喜郡八幡町境内式百式坪宝青庵」の平面図1枚付帯。
82	-	十番組字中之町北之町墓籍簿	-	-	管理者多田了珠	-	縦帳	墓籍簿。中之町の部と北之町の部とに分かれる。
83	-	地券	明治14年3月が4枚、明治18年12月20日が21枚、明治20年3月4日が1枚、明治21年9月18日が3枚	1881/3/x,1885/12/20,1887/3/4,1888/9/18	京都府	持主西遊寺	一紙	29枚一括

西遊寺古文書目録

文書番号	枚番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
84	-	宗旨其外且中諸引合檀	嘉永5年	1852/x/x	統代孝通代	-	縦帳	宗旨改の経緯。
85	-	末寺江法度・末寺より可被相勤候控・末寺住持論旨并節跡可相控候	-	xx	-	-	縦帳	寺院法度等の控え。
86	-	焼野墓籍簿	-	xx	管理者	-	縦帳	「墓地細則第三条訓示第五号明治廿讀年九月十日・・・」とあり、表紙朱書「香印之部」
87	-	焼野墓籍簿	-	xx	管理者 平野純登	-	縦帳	表紙朱書「号印之部」
88	-	字立足寺之部(墓籍簿)	-	xx	-	-	縦帳	中扉に「字堂ヶ原之部」あり、落合・橋本・谷村・伴家など士族と常徳寺などの墓籍簿
89	-	表彰状	昭和5年4月19日	1930/04/19	大本山黒谷金戒光明寺法主大僧正都芳随円(印(印文)「大本山黒谷法主章」)	西遊寺住職千葉良導	縦紙	封筒あり。(封筒表)「府下八幡町橋本西遊寺殿」(封筒裏)「大本山黒谷金戒光明寺(印(印文)「大本山金戒光明寺社会課」)」
90	-	表彰状	昭和5年5月20日	1930/05/20	大本山黒谷大会準備局(印(印文)「大本山黒谷金戒光明寺準備局之(印)」)	第五区西遊寺殿	縦紙	封筒あり。(封筒表)「西遊寺殿」(封筒裏)「大本山黒谷金戒光明寺」
91	-	拾番組字中之町墓地図面	-	xx	-	-	図面	左下に東西南北の方位を記す、簿地区面に無縁・橋本新兵衛などの氏名と朱書きで番号、第壹号から第四号の墓域を記す
92	-	拾番組字北之町墓地図面	-	xx	-	-	図面	右下に東西南北の方位を記す、簿地区面に無縁・西遊寺・小嶋五郎兵衛などの氏名と朱書きで番号を記す
93	-	寄附浄財誌	文久2成年2月吉辰	1862/02/x	西遊寺知事、同世話方	-	縦帳	元祖慈教大師六百五十回御忌法事に際しての浄財。

西遊寺古文書目録

文書番号	枝番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考
94	-	鎮西大紹正宗国師六百遠忌法要記	天保12丑年8月	1841/08/x	廿一世戒誓願典代西遊寺知事	-	縦帳	8月2日より6日まで5日間の音楽法要。法要式目・献立記載。大紹正宗国師は、法然の直弟子聖光房弁阿弁長、浄土宗第二祖、嘉禎4年(1238)77歳示寂。
95	-	観音堂建立諸要記	宝暦9卯年	1759/x/x	現住翻誉	-	縦帳	観音堂立物絵図・奉願口上之覚・費用の書上・寄進銀覚を記載。仕用帳と合わせて綴じる。
96	-	檀中名員録	明治12卯年10月	1879/10/x	西遊寺執事	-	罫紙	最終頁欄外に「総計三百六人(内男百四十九人/百五十七人)二十九人」とあり。

朱印状目録

文書番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考	法量(縦×横)	
								本紙	本紙貼紙
1	徳川家康領知朱印状	慶長5年5月25日	1600/05/25	家康(朱印)	橋本／西遊寺	折紙	(包紙上書)「橋本町／西遊寺」No.1～3は木箱に収納、蓋表面「御朱印箱 西遊寺」、身内底面「元禄十二年巳巳年十二月 聖誉代造調」	47.1×64.9	-
2	徳川秀忠領知朱印状	元和3年8月16日	1617/08/16	(秀忠朱印)	浄土宗／三拾六ヶ寺	折紙	包紙上書「八幡山下寺庵／浄土宗三十六ヶ所分」とあり、次に包まれていた包紙には「台徳院様」とある。	46.4×66.7	「台徳院」4.1×1.5 「浄土三十六ヶ寺組」5.3×1.5
3	徳川家光領知朱印状	寛永13年11月9日	1636/11/09	(家光朱印)	-	折紙	包紙上書に「大猷院様」とあり、次に包まれていた包紙には「八幡山下寺庵／三十六ヶ所分」とある。	45.8×63.2	「大猷院様」4.9×1.6 「浄土宗三十六ヶ寺」5.1×1.5
4	知行方目録	慶長5年5月25日	1600/05/25	家康(朱印)	-	折紙	(包紙上書)「権現様御朱印／六ヶ寺組／慶祐庵・長福寺・興庵・観音寺・際講田・徳正」、六ヶ寺合せて3石9升	47.0×62.6	(本紙天部)「菅」5.4×1.5 「式」5.6×1.6 「参」5.5×1.5 「四」5.5×1.6 「五」5.7×1.5 「六」5.4×1.4 (端裏)「権現様」3.8×1.6 「浄土六ヶ寺」3.9×1.6 「三百六十七番」5.6×1.5

朱印状目録

文書番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考	法量(縦×横)		包紙貼紙
								本紙	本紙貼紙	
5	石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録	元和3年8月16日	1617/08/16	伊賀守(花押)	-	継紙	(包紙上書)「目録/浄土宗三十六ヶ寺」	37.6×156.5	「伊賀守殿目録」 4.6×1.2「浄土宗三十六ヶ寺」 4.5×1.3「百五十〜」 20.4×2.0	-
6	石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録(写)	元和3年8月16日	1617/08/16	伊賀守	-	継紙	(包紙上書)「目録/浄土宗三十六ヶ寺」文書番号5の写書。	-	-	-
7	徳川家綱領知朱印状	寛文5年8月15日	1665/08/16	(家綱朱印)	-	豎紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.6×65.7	「庵有院様」 3.4×1.5 「浄土三十六ヶ寺組」 4.4×1.6	「三十六ヶ寺組」 4.4×1.5
8	徳川家綱吉領知朱印状	貞享2年6月11日	1685/06/11	(綱吉朱印)	-	豎紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.9×66.3	「常憲院様」 3.4×1.5 「浄土三十六ヶ寺」 5.2×1.5	「常憲院様」 4.5×1.5 「三〜」 4.0×1.4
9	徳川吉宗領知朱印状	享保3年7月11日	1718/07/11	(吉宗朱印)	-	豎紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.8×65.5	「有徳院様」 4.5×1.4 「浄土〜」 5.2×1.4	「有徳院様」 4.5×1.4 「三〜」 3.9×1.5
10	徳川家重領知朱印状	延享4年8月11日	1747/08/11	(家重朱印)	-	豎紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.7×65.7	「惇信院様」 4.7×1.2 「浄土〜」 5.2×1.5	「惇信院様」 4.6×1.2 「三〜」 3.1×1.3
11	徳川家治領知朱印状	宝暦12年8月11日	1762/08/11	(家治朱印)	-	豎紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.8×64.4	「浚明院様」 4.6×1.2 「浄土〜」 4.6×1.5	「三〜」 3.0×1.3

朱印状目録

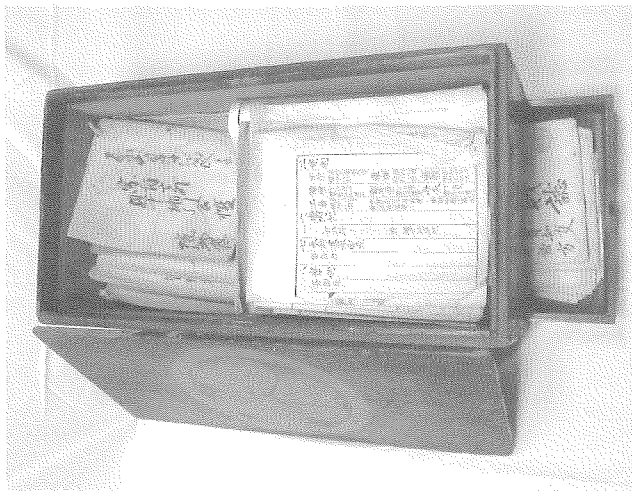
文書番号	文書名	年月日	西暦	作成者	宛所	形状	備考	法量(縦×横)		
								本紙	本紙貼紙	包紙貼紙
12	徳川家斉領知朱印状	天明8年9月11日	1788/09/11	(家斉朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.1×64.2	「文恭院様」4.6×1.2 「浄土～」3.0×1.2	「三～」4.9×1.9
13	徳川家慶領知朱印状	天保10年9月11日	1839/09/11	(家慶朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	46.7×64.4	「慎徳院様」4.4×1.2 「三～」4.8×1.5	「慎徳院様」4.4×1.2 「三～」4.7×1.5
14	徳川家定領知朱印状	安政2年9月11日	1855/09/11	(家定朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	45.6×64.0	「三～」5.8×1.4	「温恭院様」4.4×1.2 「三～」4.4×1.2
15	徳川家茂領知朱印状	万延元年9月11日	1860/09/11	(家茂朱印)	-	縦紙	(包紙上書)「石清水八幡宮領内/浄土宗」	45.2×64.7	「三～」4.9×1.4	「文恭院様」4.5×1.1 「三～」2.9×1.1



### 箱3 文書取り上げ一括状況

取り上げ一括番号	古文書目録番号	概要・形状	収納場所
1	68～80	財産目録、法度・口上書写しほか	上段
2	81～82	財産目録・墓籍簿	
3	83	地券 29枚	
4	84～88	墓籍簿ほか縦帳5冊	
5	89～92	封筒2点・墓地図面	
6	93～96	寄附浄財誌・観音堂建立記ほか	
			下段引出し

取り上げ番号は、箱に収納されている古文書を上から順に付けた。



箱3 収納状況



文書取り上げ状況

一本寺末寺之詔格別二旧記も無御座候得共、往古方之末寺二御座候、

左之通

国所山号寺号書付差上申候

河州交野郡楠葉村

浄国山安養寺

同国同村

楠照山光明院

同国同村

妙音山建長寺

同国同村

立願山傳相寺

同国同村

無量山延壽寺

同国同村

松栄山長福寺

撰津国西成郡大道新家村

幽称庵 山号ハ無御座候

孫寺

安養寺末

河内国交野郡楠葉村

極樂寺 山号ハ無御座候

右同断

同国同村

宗清庵 右同断

右之通相違無御座候、已上

城州綴喜郡八幡橋本

浄土宗

享和三亥年七月

西遊寺

契誉(印)

御奉行所

享和三亥年御触書之写

本寺

無本寺

末寺

一御朱印高有無之訳

一御宮有之御位牌等公儀方御安置有之候ハ、其訳

一関東江従前之諸御札其外差定参上

仕候ハ、何々ニ参上与申訳、但御札席并献上物有無

一勅願所之訳 但、勅願所當時連綿式ハ

所々勅願所ニ而當時ハ勅願所ニ無之候ハ、其訳

一公儀其外方葵御紋附之品御寄進有之候ハ、其訳

一所司代御屋敷兩御役所御初入并継目等ニ御札罷出来候分相勤候間席

一官位任叙之分初官位ハ昇進之次第

一住職之儀、従公儀被 仰付式檀林并法類等より請持又ハ弟子譲り等

之訳

一無住之節 御朱印護持其外江計方

一組寺有無

一隠居所塔頭寺院号本寺末寺寺号山号院号

一堂上方猶子之訳、本寺末寺訳、但本末之儀ニ付、出入有之候ハ、出

入中之者可認出

一夫々宗旨并地名所付諸願届等罷出候間席

右ヶ条之通訳書半紙堅帳ニ委鋪相認メ、当月廿日迄ニ東御役所江可差出候、

尤末寺之向ハ本寺方取集メ差出可申候、或ハ本寺江相断末寺方直ニ差出候共勝手次第第二可致候、當時ハ本寺無之向ハ末寺方書付可差出候、此旨山城国中寺院江不洩様可申通事

亥七月

右之通被仰出候ニ付申触候右御触ニ相当候儀有之候ハ、訳書半紙堅帳ニ委敷相認、来十六日九ツ時迄ニ無相違御当職江可差出候、尤相当候儀無之候ハ、不及申出候、以上

亥七月

今橋常陸介

已上三枚享和三亥七月御触書之写也

享和三亥年七月

御奉行所江差上候扣也

山城国綴喜郡八幡橋本

浄土宗本寺

一御朱印五石三斗 頂戴仕候 西遊寺

一御朱印 無住之節ハ御朱印頂戴之檀家之内江相預ケ護持仕候

一住職之儀ハ代々弟子譲ニ而御座候

一当寺ハ普現山聖善院西遊寺与申候而本寺ニ御座候

一 焼野阿弥陀如来石像之素屋、其先延享三

寅年（棟木ニモ／書付有之）造立也、修覆寛政二戌年也、今年

木柱板釘中之町丸屋儀兵衛被致寄進候也

屋根廻り瓦等古来之修復重而用ヒタリ

大工（山本町九左エ門／当町利兵衛）十六工ニ成立

一 此焼野當寺三世救譽是遁上人代ニ開基杯ト

認拵タル金谷ノ者共之虚偽手形己ニ、十四世

常譽上人代ニ致露頭カケ候処ヲ、現住檀中トモニ

急度被取札候事、別記（十四世／代也）有之ノミニテ外ニ

草創（焼野）之旧記モ不見、尤此焼野当寺所持

之地面ナル故他郷ハ勿論雖為当所檀中、且外

共ニ永代墓印等被立置度願望有之族ハ

葬前ニモ相頼被来場所迄モ及応対当寺

致承諾候上、為地代銀（貳枚他所ノ壹枚当所）被指出而後ニ

石塔等被相建事、如別記（十四世／代也）右地面ノフリニ

候得ハ惣体何角モ寺ヲ取斗助力施入等乞受

候所存無之処、右柱木等（丸義）志有之今年修覆

等イタシ候趣、諸方相聞江為随喜、鳥目七貫文

余志施入有之作料（大工）手嶋石（焼穴）立山石（礼場）代之

内ノ払方ニ用ヒタリ

諸方志施入左ニ記ス

一 七百八拾三文 金川町十四軒志 取次 藤屋仁兵衛

一 八百三拾文 同町拾軒之志 取次 角屋三郎兵衛

一 壹貫五百文 同町拾八軒ノ志 取次 鍵屋久左衛門

一 壹貫八百文 中之町中ノ志 取次 大和屋藤兵衛

一 八百八拾五文 北ノ町中志 取次 万屋市郎兵衛

一 壹貫文 平之山中志 取次 西村道覚叟

一 五百文 西山中志（腰折／陶之） 取次濁池 重右衛門

一 六地藏尊石像正徳年中造立（丸屋）石柱屋根又并

舟後光地藏尊之ハ石四本柱之素屋而已トヲ亦

宝曆年中ニ金川丸屋儀右衛門志ニ被立之也

一 右地藏尊ハ皆大道（南北）通りニ山ノ手向ニ列ニ安置シ

在之処ヲ今ノ墓所入込道（東西）通りヘ下モ向キニ遷

転安置スル事モ寛政二戌年也

一 六地藏尊ハ墓入込道ヨリ上ミ手ニ安置在之、舟後

光地藏尊壹体ハ墓入込道ヨリ下モ手ニ有之、尤六地

藏尊元安置之場所并礼場共ニ凡横巾壹間斗ニ

長サ五間斗ハ後ノ畑ヘ開込置キタリ

一 焼野ノ中山ノ手畑際同溝（南北）通りニ凡横巾壹間

高サ四五尺斗ノ土居敷有リ、今年金川ヨリ

岩鼻迄ノ町中西山平之山中ヘモ手伝相

頼ホリクスシ、今之地形並トスルモノ也

十七主謁之

- 一 貳石貳斗六升六合 會前庵
- 一 壹石壹斗壹升參合 長福寺
- 一 八斗六升 慶祐庵
- 一 八斗參升 長福寺
- 一 六斗七升 奧庵
- 一 四斗 觀音寺
- 一 壹斗八升 際講田
- 一 壹斗 徳正

合百五拾五石七斗貳升者

(貼紙)

「百五拾三石九斗壹升六合(但し壹石八斗四合

各朱印寄付ニ而候者減寸)」

元和參年八月十六日伊賀守(花押)

(本紙端裏)

「(貼紙)

「伊賀守殿目録」

(貼紙)

「浄土宗三十六ヶ寺」

(包紙)

「

目録

(貼紙)

浄土宗三十六ヶ寺

「伊賀守殿目録」

」

慶長五年五月廿五日家康(朱印)

(本紙端裏)

〔貼紙〕

「権現様」

(貼紙)

「浄土六ヶ寺」

(包紙)

〔貼紙〕

「三百六十七番」

権現様御朱印 六ヶ寺組

慶祐庵  
長福寺

奥庵  
観音寺

際講田

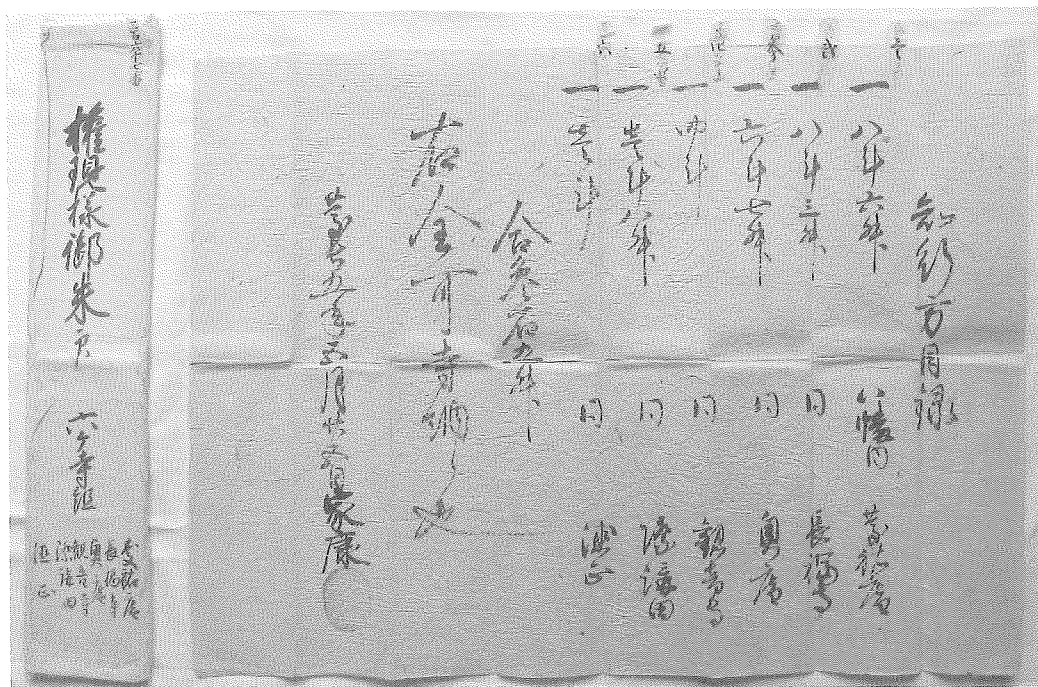
徳正  
」

石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録【西遊寺文書】 5

石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録

- 一 拾貳石貳斗九升参合 西光寺
- 一 七石四斗貳升六合 世音庵
- 一 七石八升 智善寺
- 一 五石九斗貳升参合 慶林庵
- 一 五石七斗参升参合 宝春庵

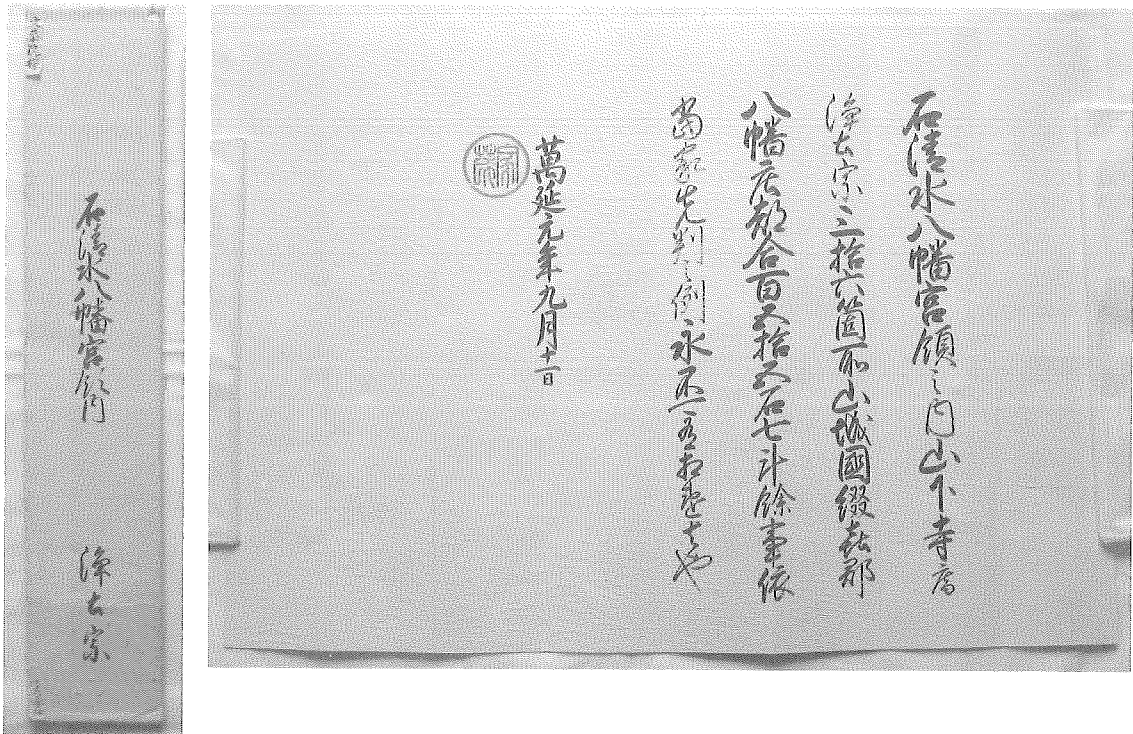
- 一 五石参斗 西遊寺
- 一 四石五斗参升参合 昌玉庵
- 一 参石八斗六升七合 宝光庵
- 一 参石六斗壹斗六合 真善庵
- 一 貳石九斗六升六合 念佛寺
- 一 貳石八斗 成光庵
- 一 拾六石参斗参升参合 圓通庵
- 一 貳石八斗 玉祥庵
- 一 貳石六斗参升参合 春向庵
- 一 壹石八斗四升六合 西光庵
- 一 壹石四斗 清林庵
- 一 五石八斗 祐春坊
- 一 五石参斗八升 地藏院
- 一 七石八升六合 長福寺
- 一 拾石四斗六升 城福寺
- 一 五石五斗六升 薬師堂
- 一 五石七斗参升四合 薬園寺
- 一 壹石七斗四升六合 瑞泉庵
- 一 四石貳斗六合 西福寺
- 一 壹石貳斗八升 東林坊
- 一 七石六斗六升六合 乘俊坊
- 一 四石貳斗七升参合 单傳庵
- 一 参石五斗六升 地藏院



知行方目録【知行方目録】4

知行方目録

- (貼紙)
- 「老」(裏「麿四百貳番」)
- 一 八斗六升 八幡内 慶祐庵
- (貼紙)
- 「式」(裏「麿四百拾番」)
- 一 八斗三升 同 長福寺
- (貼紙)
- 「參」(裏「三百九十六番」)
- 一 六斗七升 同 奥庵
- (貼紙)
- 「四」(裏「麿四百七番」)
- 一 四斗 同 観音寺
- (貼紙)
- 「五」(裏「麿四百廿番」)
- 一 老斗八升 同 際講田
- (貼紙)
- 「六」(裏「麿四百十七番」)
- 一 老斗 同 徳正
- 合参石五升
- 右全可寺納者也



徳川家茂領知朱印状【西遊寺文書】 15

(本紙端裏)

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依  
 当家先判之例永不可有相違者也

万延元年九月十一日

(家茂朱印)

(包紙上書)

「石清水八幡宮領内 浄土宗

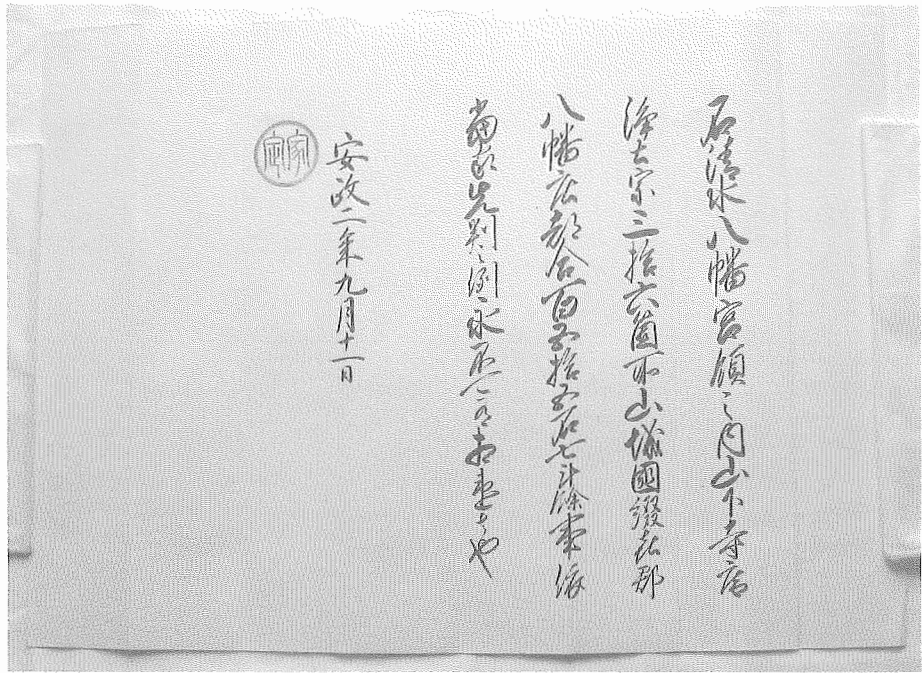
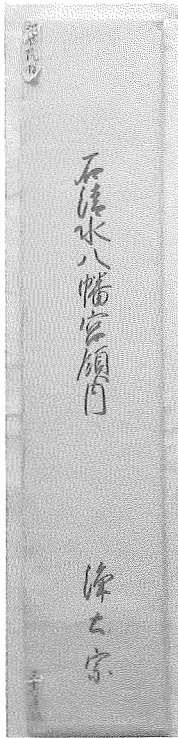
(貼紙)

(貼紙)

「文恭院様」

「三十六ヶ寺組」





徳川家定領知朱印状【西遊寺文書】 14

(本紙端裏)

「(貼紙)

「三十六箇寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依  
 当家长判之例永不可有相違者也

安政二年九月十一日

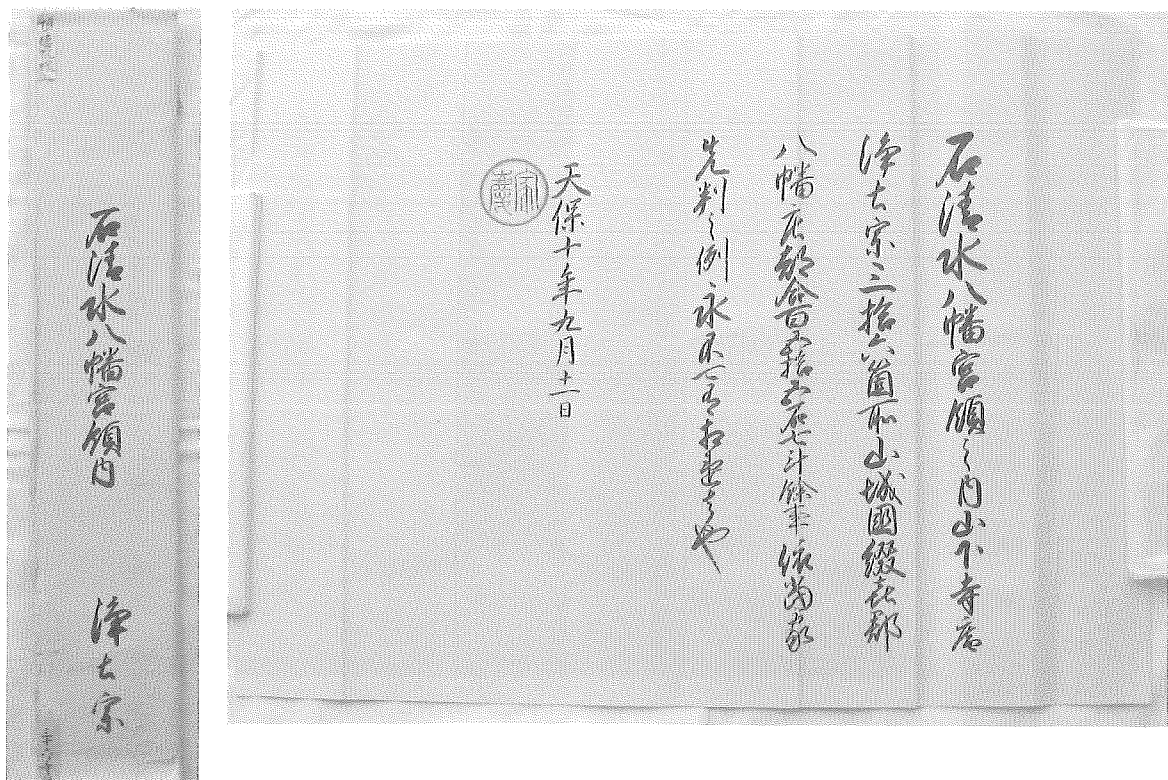
(家定朱印)

(包紙上書)

「 石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

「温恭院様」 「三十六ヶ寺組」



徳川家慶領知朱印状【西遊寺文書】 13

(本紙端裏)

〔貼紙〕

「慎徳院様」

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依当家  
 先判之例永不可有相違者也

天保十年九月十日



石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依当家  
 先判之例永不可有相違者也

天保十年九月十一日

(家慶朱印)

(包紙上書)

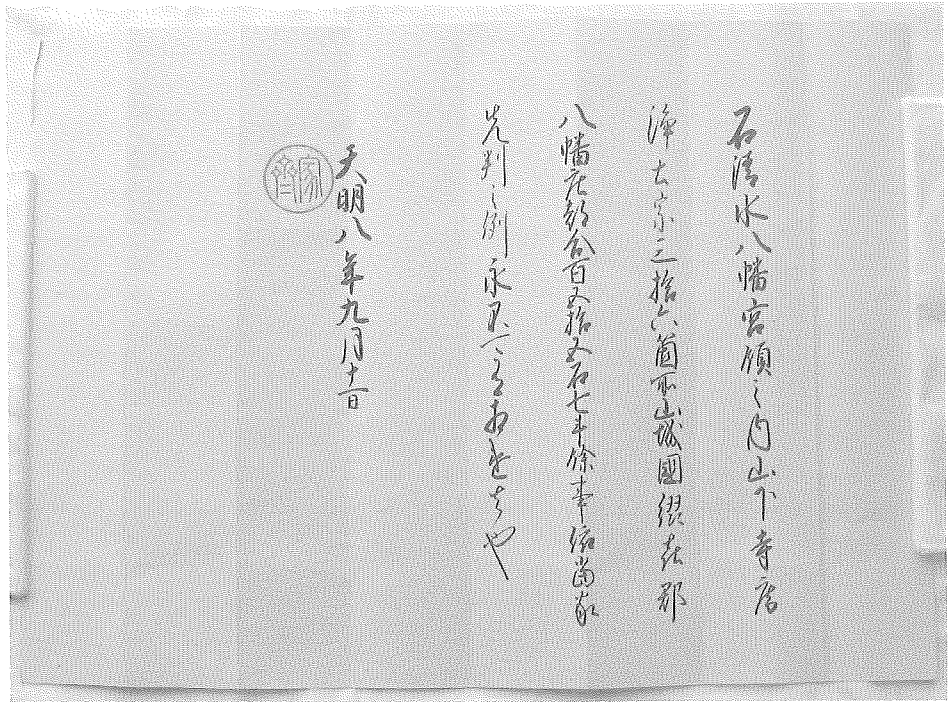
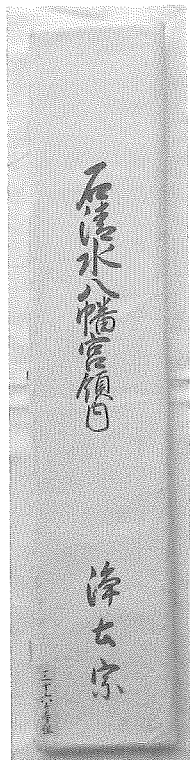
石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

「慎徳院様」

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」



徳川家斉領知朱印状【西遊寺文書】 12

(本紙端裏)

「(貼紙)

「文恭院様」

(貼紙)

「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵

浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡

八幡庄都合百五拾五石七斗余事依当家

先判之例永不可有相違者也

天明八年九月十一日

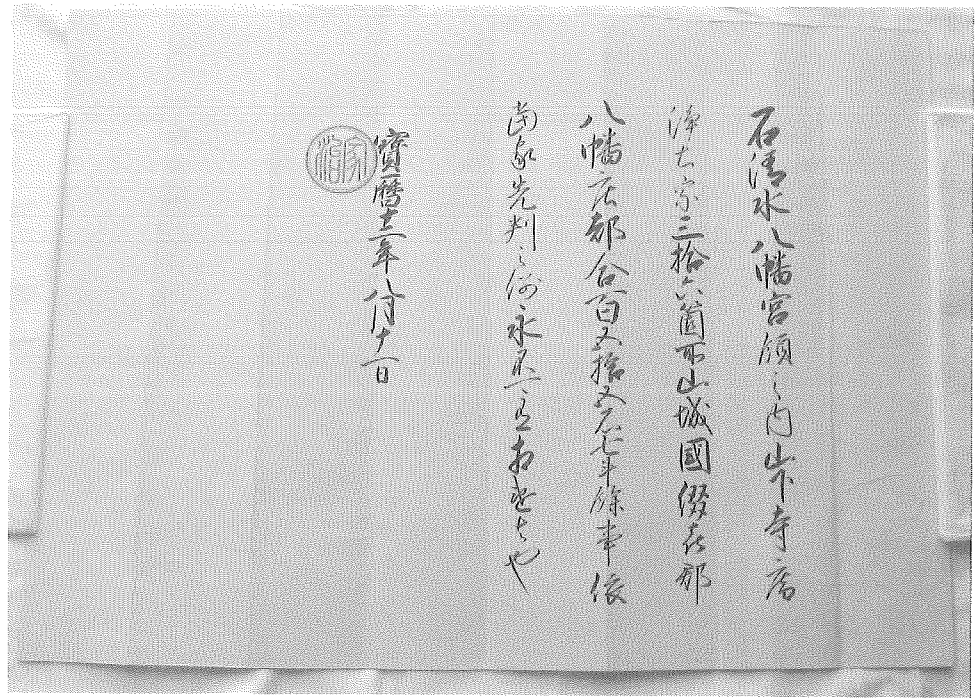
(家斉朱印)

(包紙上書)

石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」



徳川家治領知朱印状【西遊寺文書】 11

(本紙端裏)

〔貼紙〕

「浚明院様」

(貼紙)

「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依  
 当家先判之例永不可有相違者也

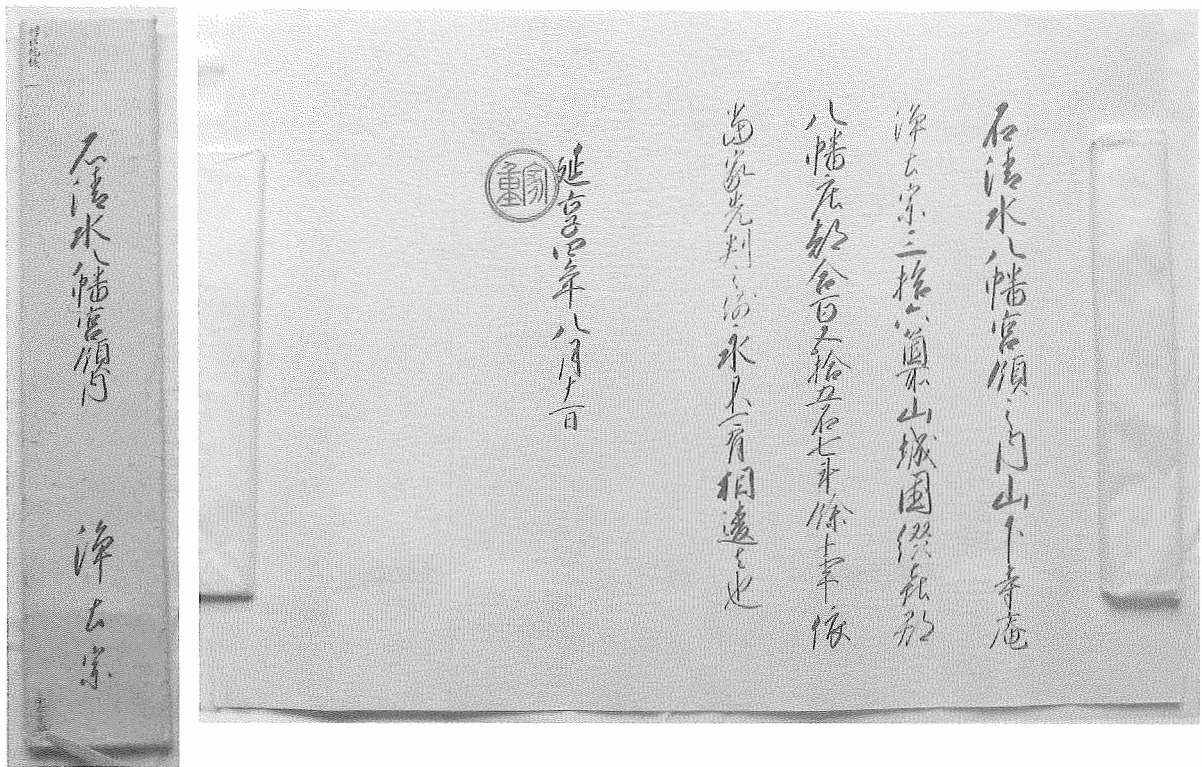
宝曆十二年八月十一日  
 (家治朱印)

(包紙上書)

「石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」



徳川家重領知朱印状【西遊寺文書】 10

(本紙端裏)

〔貼紙〕

「惇信院様」

(貼紙)

「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三十六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依  
 当家先判之例永不可有相違者也

延享四年八月十一日  
 (家重朱印)

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三十六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事依  
 当家先判之例永不可有相違者也

延享四年八月十一日  
 (家重朱印)

(包紙上書)

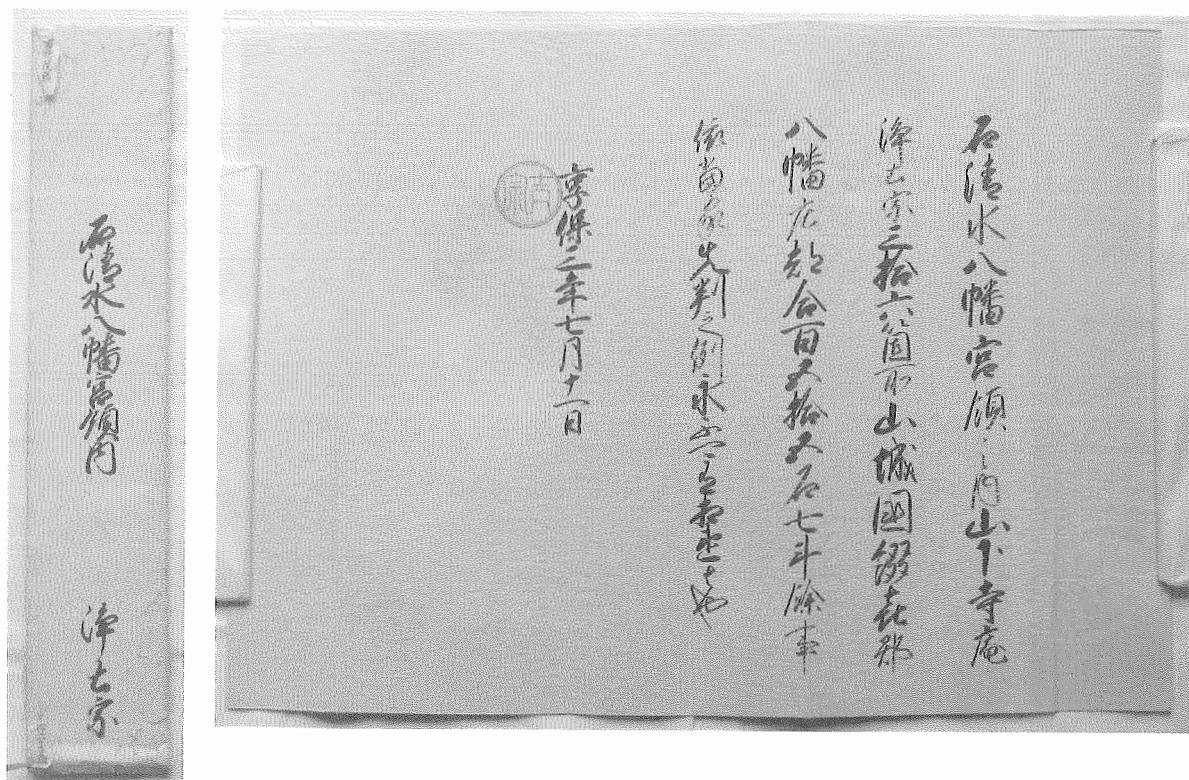
「石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

「惇信院様」

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」



徳川吉宗領知朱印状【西遊寺文書】 9

(本紙端裏)

〔貼紙〕

「有徳院様」

(貼紙)

「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事  
 依当家长判之例永不可有相違者也

享保三年七月十一日



石清水八幡宮領之内山下寺庵  
 浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡  
 八幡庄都合百五拾五石七斗余事  
 依当家长判之例永不可有相違者也

享保三年七月十一日

(吉宗朱印)

(包紙上書)

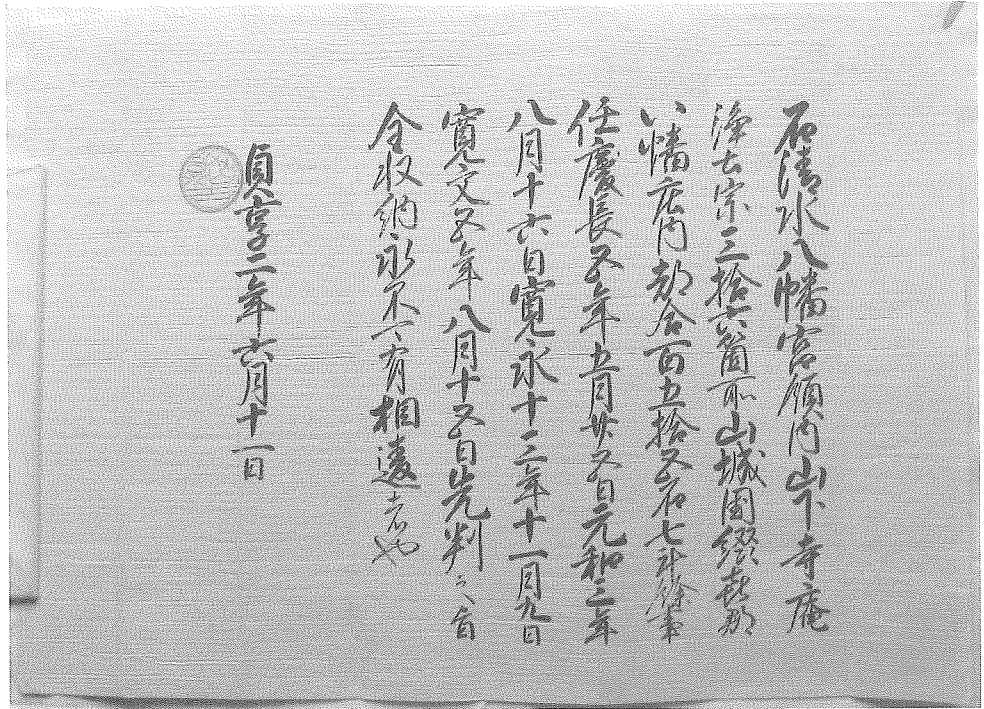
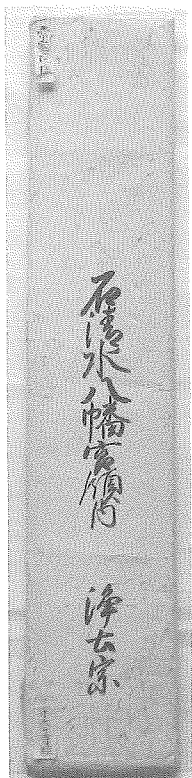
「石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

(貼紙)

「有徳院様」

「三拾六ヶ寺組」



徳川綱吉領知朱印状【西遊寺文書】 8

(本紙端裏)

〔貼紙〕

〔常憲院様〕

(貼紙)

〔浄土三十六ヶ寺組〕

石清水八幡宮領内山下寺庵

浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡

八幡庄内都合百五拾五石七斗余事

任慶長五年五月廿五日元和三年

八月十六日寛永十三年十一月九日

寛文五年八月十五日先判之旨

全收納永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

(綱吉朱印)

(包紙上書)

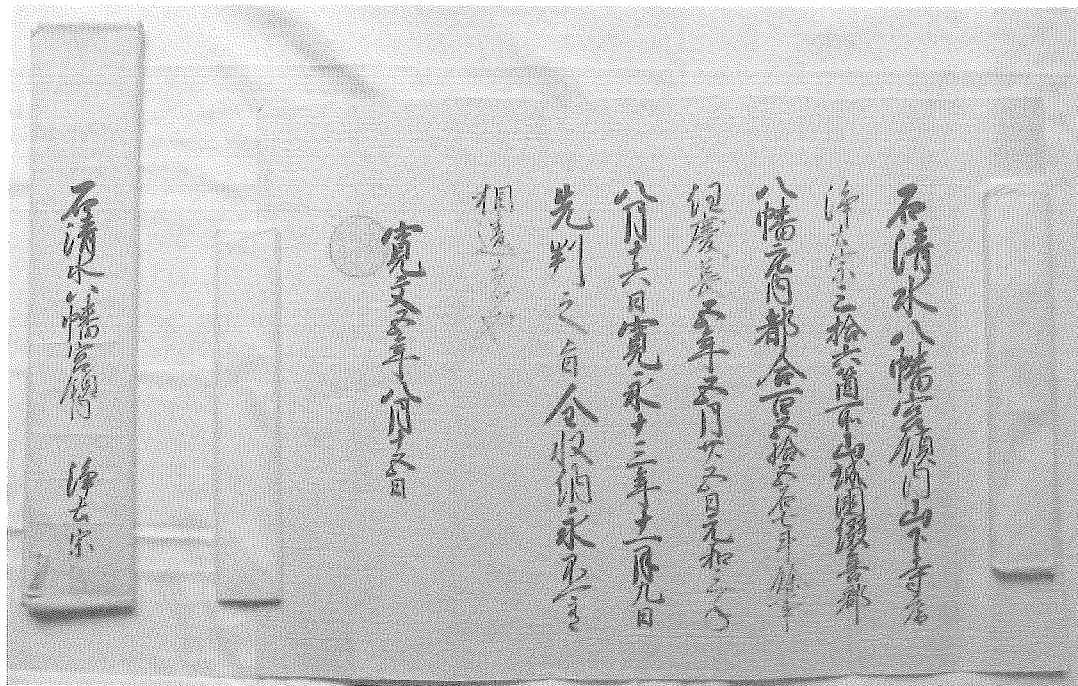
〔 石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

(貼紙)

〔常憲院様〕

〔三十六ヶ寺組〕



徳川家綱領知朱印状【西遊寺文書】 7

(本紙端裏)

〔貼紙〕

(貼紙)

〔厳有院様〕 「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮領内山下寺庵

浄土宗三拾六箇所山城国綴喜郡

八幡庄内都合百五拾五石七斗余事

任慶長五年五月廿五日元和三年

八月十六日寛永十三年十一月九日

先判之旨全收納永不可有

相違者也

寛文五年八月十五日

(家綱朱印)

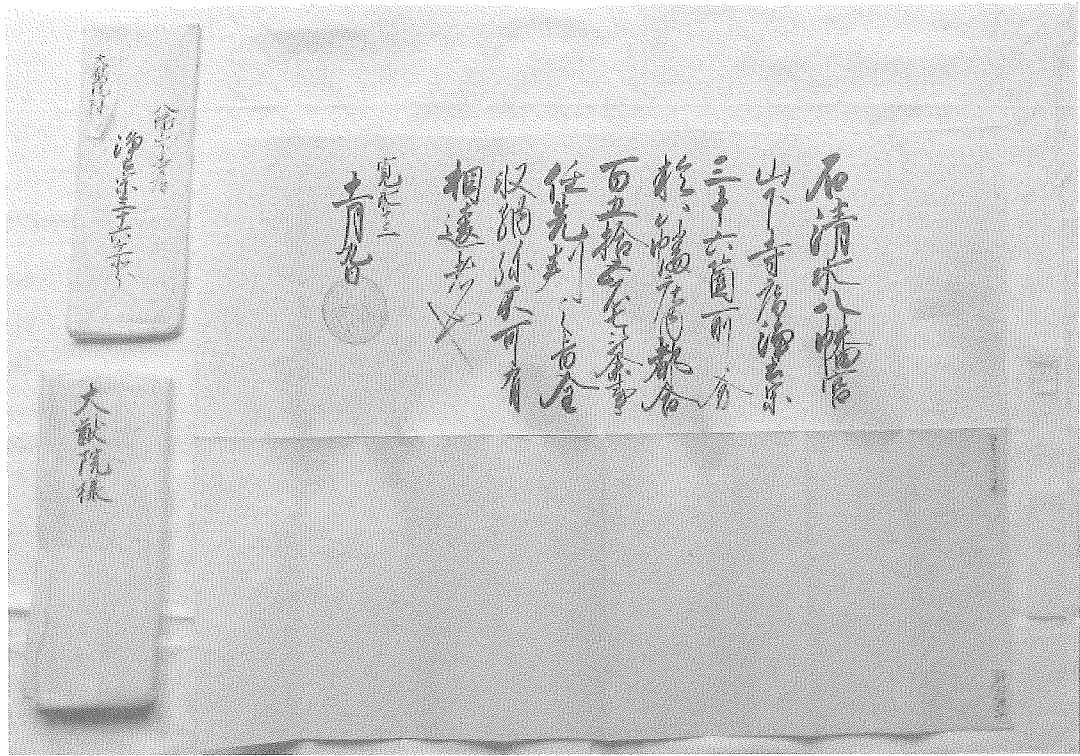
(包紙上書)

石清水八幡宮領内 浄土宗

(貼紙)

「三十六ヶ寺組」





徳川家光領知朱印状【西遊寺文書】 3

(本紙端裏)

「(貼紙)

「大猷院様」

(貼紙)

「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮

山下寺庵浄土宗

三十六箇所分

於八幡庄内都合

百五拾五石七斗余事

任先判之旨全

収納弥不可有

相違者也

寛永十三

十一月九日(家光朱印)

(内包紙上書)

「八幡山下寺庵

(貼紙) 浄土宗三十六ヶ所分

「大猷院様」

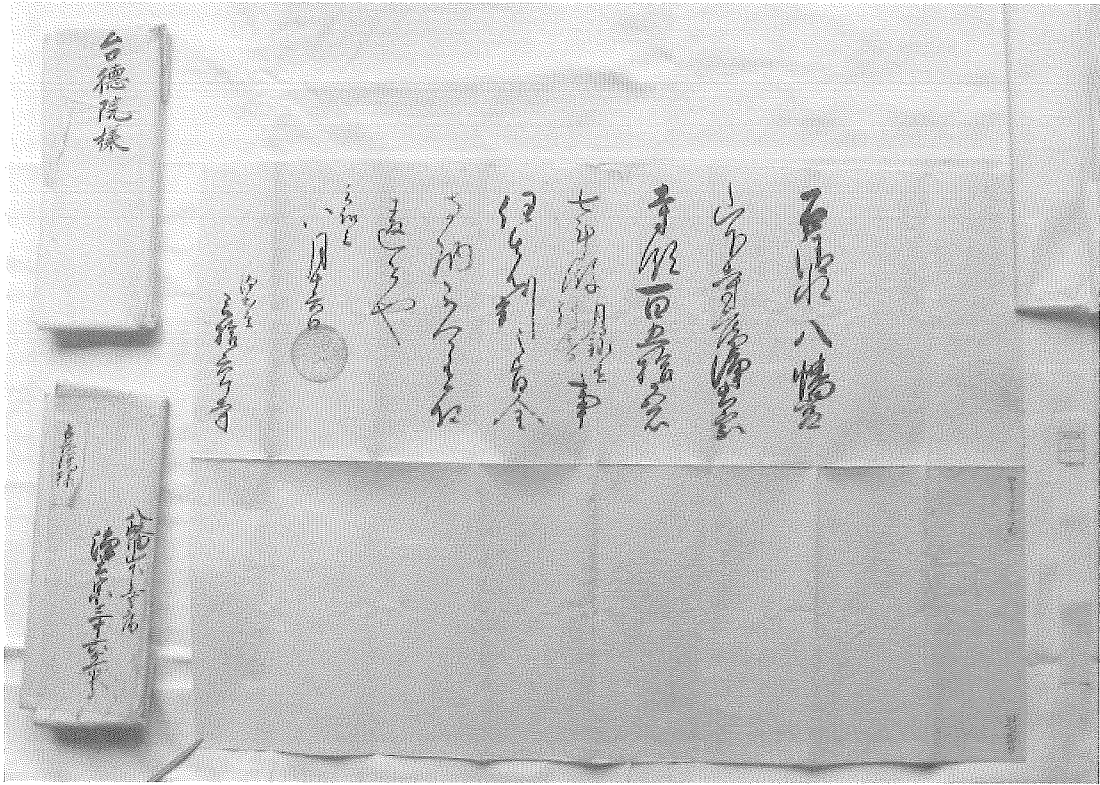
(外包紙上書)

「

大猷院様

」

」



徳川秀忠領知朱印状【西遊寺文書】 2

(本紙端裏)

「貼紙」

「台徳院様」

(貼紙)

「浄土三十六ヶ寺組」

石清水八幡宮

山下寺庵浄土宗

寺領百五拾五石

七斗余(目錄在/別紙)事

任先判之旨全

寺納不可有相

違者也

元和三

八月十六日(秀忠朱印)

浄土宗

三拾六ヶ寺

(外包紙上書)

「台徳院様

(内包紙上書)

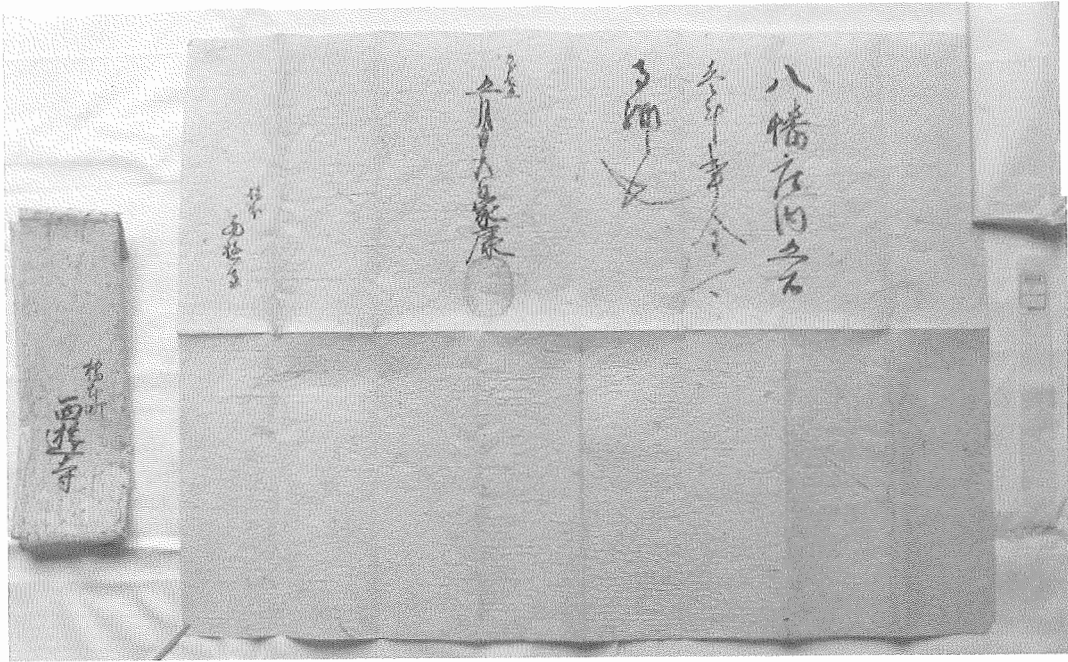
八幡山下寺庵

(貼紙)

浄土宗三十六ヶ所分

「台徳院様」

史料翻刻



徳川家康領知朱印状【西遊寺文書】 1

八幡庄内五石  
参斗事全可  
寺納也

慶長五

五月廿五日家康(朱印)

橋本

西遊寺

(包紙上書)

橋本町

西遊寺

## 念佛寺の歴史と調査概要

竹中 友里代

念佛寺の調査は、1995年から翌年にかけて数度の美術工芸品調査が八幡市教育委員会により行われ、本尊阿彌陀如来像の修復や釈迦如来坐像が市の指定文化財となった。同時に古文書調査が行われ、98点の文書が整理され、その後補遺の仮目録と報告が2002年になされていた。2013年から京都府立大学が追加分を合わせて149点の文書目録を採取し、市民有志と共に写真撮影を行った。教育委員会調査の成果を参照しつつ、念佛寺の寺史と文書の概要に触れる。

### 念佛寺の立地と歴史環境

念佛寺は、八幡市八幡旦所1番地に所在する。放生川にかかる八幡橋を渡り、東へ1町ほどの所にある。道を隔てた北向いには同じ浄土宗の正福寺、東に青林院がある。旦所の地名は、安居神事で、この町に住む太夫の家の表に神壇を築くという由緒による。門前には、昭和2年(1927)京都三宅安兵衛による「戊辰史蹟念佛寺」の道標が立つ(写真1、2)。慶応4年(1868)鳥羽伏見の戦いは、正月3日に伏見・下鳥羽から始まり、5日には、淀水垂・納所に戦火がおよび、6日淀大橋小橋が焼け落ち、敗退する幕府軍は、宿院・常盤科手へ大小砲を打ち掛けながら、大坂へ退却した。この戦禍で八幡神領は、612軒が焼亡し、安居橋は焼け落ち、念佛寺も本堂・庫裏等の建物が悉く焼亡した。仔細は不明であるが、この戦で正月5日に淀で討ち死にした大垣藩士渡部右一良・名波常蔵・矢野才治良(行年55歳)の3名が当寺で弔われ、「浄劔清雲居士」の法名を刻んだ名波常蔵の墓碑が所在する(写真3)。



写真1 念佛寺外観



写真2 門前道標



写真3 大垣藩士の墓碑

念佛寺は、元禄5年(1692)の史料(1)によると「開基念誉上人、十四代以前住持也、延宝六年出火、記録焼失年歴不知、百三十年以前永禄年中珍誉上人再興」とある。延宝6年(1678)の火災により寺記

等を失い、当寺の由緒等は不分明であるというが、「男山考古録」には、中古開基は念誉上人で応永2年(1395)正月25日示寂(118頁、資料10)とある。念佛寺は、旧は観音堂と称し、空也上人自作の観音像を本尊としていた。高橋町に大同年間創建の大同寺が退転し、中古の本尊を念佛寺に迎えたという。現本尊の阿弥陀如来坐像は、目鼻は小さく面貌の中央に集め、目は伏し目がちで、穏やかな表情は、定朝様式を忠実に踏襲している。一木造で構造には古い要素を持つが、平安時代末から鎌倉時代の制作とみられ、像高80cmの安定した体軀は、全昌寺・極楽寺・在恩院を塔頭とする大伽藍の大同寺を彷彿とさせる像である。

明治16年(1883)「寺院明細帳」(2)に念佛寺の由緒が記されている。

創立ハ空也上人、開基ナレトモ延宝六年堂宇悉皆焼失ニ付、年月不詳、元徳年度中納

言宗時出家シテ無業ト改号ス、堂宇悉皆再興ス即チ中興ナリ

当寺の創立は空也上人ではあるが記録がなく年不詳である。元徳年間(1329～1331)に中納言宗時が出家し無業と名を改め、堂宇を再興したという。

この無業について「再建有志募縁霊名簿序」(3)をみてみよう。年不詳であるが、明治の本堂再建時に浄財を募るため当時の住職安誉豊道が寺の縁起を取りまとめた草稿である。教育委員会の報告でも取り上げている序文を以下に記す。

元徳年度、閑院家ノ系統竹林院左大臣公衡卿、末男中納言宗時公、落飾法名称無業、此人当庵救世大悲尊霊験募、是ニ来テ口留錫堂舎衰頽ヲ憂、四方勧奨本殿庫院等建築奏朝、天照山光明院念佛寺拜受公称、然ニ此僧弥陀深重信悲願法脈ヲ相承、本宗上世了誉上人座下浄家ノ道場トス、故号当山中興開基正蓮社念ヨ無業トテ、時何年何月也因テ、以来浄宗相統連綿タリ

念佛寺の開基は、元徳年間(1329～1331)に出家した西園寺公衡の末男の中納言宗時、法名無業であるという。無業は当庵の救世大悲尊の霊験を慕い、錫を当地にとどめたが、空也上人が開いた念佛堂場の堂舎が衰頽している様を憂い、四方に勧奨して本殿庫院等を建設し、朝廷に奏して天照山光明院念佛寺という公称を貰い受けた。この僧侶無業は、阿弥陀仏を深く信仰し、法脈を本宗上世了誉上人の座下に相承し、浄土宗の道場としたため、当山の中興開基を正蓮社念譽無業とし、以来当地の浄土宗は連綿と相統されていると伝えている。

ここで無業の出自は、「閑院家ノ系統竹林院左大臣公衡卿」、すなわち西園寺公衡(1264～1315)が父という。西園寺家は藤原氏北家閑院流の堂上家で、家格は撰家に次ぐ清華、琵琶を家業としており、鎌倉時代には関東申次を歴任し、公武間の周旋にあたった名家である。この公衡については、鎌倉時代後期の公卿で、西園寺実兼の長男、母は中院通成の娘中院顕子である。正安元年(1299)に父の跡を継ぎ、右大臣に就任し関東申次となっている。応長元年(1311)8月20日に出家、法名を静勝と称す。以後、入道左大臣、法号竹林院、また竹中殿と称せられ、正和4年(1315)9月25日、52才で没した(4)。さらに公衡は、「春日権現験記絵」(宮内庁書陵部三の丸尚蔵館所蔵)を延慶2年(1309)に一族の繁栄とさらなる隆盛を祈願して制作させたことで知られる。精緻な大和絵の描写と当時の風俗史料としても貴重な絵巻である。公卿補任等によると公衡には実衡・寧子の二子が確認される。宗時は系図等にその名をとどめないが、石清水の祭礼や祈願には勅使として公家が派遣されることから西園寺家と

当地との繋がりとは否定できない。男山に八角堂(阿弥陀堂)が建立され、八幡神の本地仏を阿弥陀とする浄土信仰の盛んな八幡において西園寺家の一流が念仏堂場を開創した考古録(この念誉と同一人物とすることはあながち非とはできない。但し、寺伝の元亨元年(1321)示寂の正蓮社念誉無業大和尚(74頁、歴代住職整理表)とは、年代に齟齬がある。

念佛寺は、後述するように近世石清水八幡宮領内浄土宗三十六ヶ寺組の内に入り、末寺法類等は二十数ヶ寺にも及び神領内の生津村・上下奈良村や河内交野郡や京田辺市大住にもあり、南山城の地方寺院として中心的な地位にあった。明治14年総本山への取調書には、檀家数180戸、現在も多くの檀家数を誇る。

## 念佛寺文書の概要

念佛寺文書は総点数149点で、文書群全体を概観すると大まかに近世に分類できるものが37点で、年紀が明らかで近代以降のものがおよそ60点である。追善供養などの法会で導師が読み上げる諷誦文(42～86号文書、以下号数は念佛寺文書目録文書番号を示す)などが43点ある。



写真4 念佛寺文書

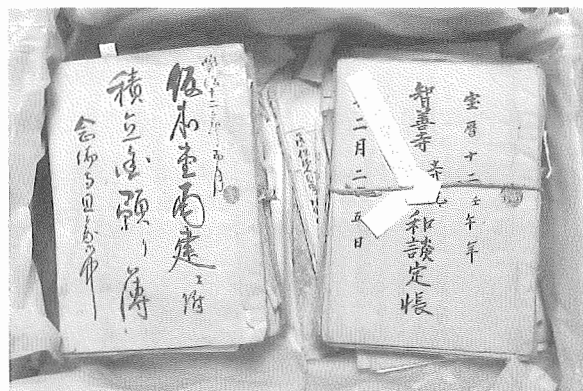


写真5 念佛寺文書収納状況

慶応元年の戦禍で境内堂宇が全焼し、明治12年から32年頃までおよそ20年の歳月をかけて境内諸堂が順次再建された。建物図面や建築申請書・有志寄付金勘定書や積立金預り簿など、関係文書43点である。まず明治12年本堂再建の有志が組織され(2・3・121～124号)、次に住職の住まいである庫裏が明治16年頃(5～12・125・126号)に着手された。本堂は明治28年5月に上棟式(38号)が行われたようで、明治32年頃に本堂天井や内陣の造作を以て本堂が完成した。多くの檀家や関係者が協力した寺の再建事業は明治維新後の八幡門前町の復興の記録である。

近代に入って明治政府・京都府・本山等への報告文書(28・87～94号)は寺院明細帳の写しなどであり、幕末から明治初期に所有していた什物や土地・財産や檀家数が記録されており、寺勢をうかがえる史料である。

近世のものでは本山からの触書をまとめたもの(32・33・36・100・106・107号)や末寺の規定(34号)がある。32・33号は京田辺市大住の両讃寺や八幡の了正庵などの末寺住職が病身や転住によって

交替する時に本山役者への届け出や檀家からの願書、末寺住職の宗旨改めなどが写されている。興味をひくのは33号文書に、文久3年孝明天皇の石清水行幸に随行した帥宮（有栖川宮熾仁親王）より当寺に対して下宿代・井籠料などの下賜金があったこと。慶応元年閏5月に將軍様進発の国恩として念佛寺は金1両2分、両讃寺・来迎寺・智善寺をはじめ末寺10ヶ寺も上納金を納めたことなどが記録されている。京都近郊寺院の幕末の政治動向との関わりを知ることができる。

また明和4年(1767)から同9年の年貢や掛り物の記録(108~120号)によると、念佛寺には納所が置かれており、寺院の年貢や諸入用の出納事務を司る役僧が自坊の所有地だけでなく慶林庵・智善寺・真善庵・了正庵の年貢勘定も行っていたことがわかる。

次に、「当社御修覆ニ付従当務被申渡候一件 念佛寺覚書控」(23号、100頁参照)は、安永7年(1778)2月、石清水八幡宮本殿の公儀修復にあたって、諸役人中へ出勤・退出の刻限を知らせる鐘撞きについての記録である。1日に明六ツ半・九ツ・七ツの三度撞くようにと、正福寺に対して奉行所よりの命が言い渡される。しかし正福寺は無人で寺役で外出する際間違いがあつては気の毒と、七ツの鐘は向かい寺である念佛寺がこれをおこなうように言い渡される。ところが念佛寺の住持は耳が不自由で、他の僧は病身で他は小僧ばかりと再三にわたり辞退を申し入れる。そこで念佛寺旦那惣中より小寺喜六郎・河原崎洩次郎の両人が当職・田中養清より召し出され、檀那衆連判の口上書を提出するよう命じられる。こうした社務と正福寺・念佛寺・檀家中とのやり取りの詳細が記されている。山下寺院に対して奉行所より協力要請をうけて、社務兼官が窓口となり断りの文言の加筆訂正や交渉の過程など詳細な記録である。なお、念佛寺旦那惣代のひとり小寺喜六郎は、紺座町片岡宗与を筆頭とする十七人組に編成される安居本頭神人で、念佛寺の近くの山路町に居住していた。

安政2年(1855)異国船到来により諸国梵鐘供出に関する文書が24・25・35号文書の3点である(翻刻史料参照)。嘉永6年(安政元)6月(1853)浦賀に軍艦四隻を率いて来航したペリーによって開国を迫られ、国内はおおいに動揺し、幕府はその圧力に押され翌年の嘉永7年3月、日米和親条約を締結した。同年9月ロシア艦隊も大坂に入津。我が国は俄に国防を意識し、石清水でも9月23日、異船摂泉の辺りに漂着したことにより、四海無異変国家安静の祈祷が朝廷の命によって行われる。同年12月の太政官符では、五畿内七道諸国司に宛て、近年異国船入津が相続き、諸国寺院の梵鐘を大砲小銃に替え、皇国の擁護の器となすことが命じられる。これを受けて幕府は翌年の安政2年3月に触れを出す。海岸防御のため梵鐘改鑄、錫・鉛・硝石の類は大砲小銃の必需品なので、今後はこの品は新造出来ない。さらに、銅鉄の仏像等を新に鑄造する事も難しい。仏具も木製・陶器で済まし銅・鉄での製造を禁じている。この触れは、念佛寺には伝存しないが、正法寺文書では公文所権大僧都上野院芳から律家・禅家・正法寺へと出されている(5)。そして大砲小銃が急務品となり、いよいよ諸国の寺院の梵鐘を改鑄するために、寸尺・重さ銘文等を書き記し奉行所へ差出すよう触書(35号)が11月に念佛寺や正法寺、山下に住む社士にも達せられる(6)。一万石以上には領主に、一万石以下は奉行所か或いは代官所において改鑄するのである。この触書による取調べは、本寺の念佛寺(24号)と末寺分(25号)をまとめて奉行所へ提出された。念佛寺と末寺18ヶ寺の所在が書上げられ、いずれも差し出す梵鐘は存在しないと届けている。念佛寺の末寺上奈良村の阿弥陀寺は小堀勝太郎代官所支配であり、

大住村の両讚寺は、旗本天野高三郎知行所、同じ大住村でも来迎寺は京都の尼門跡寺院曇華院領と他領の末寺の情報を知ることができる。

八幡では正法寺の梵鐘調べが行われた(7)。触書にあったように大きさ・銘文の写しに、古来以来の名器および時の鐘ではないが、大旦那尾張徳川家家老の志水小八郎家の先祖寄進の鐘であり、代々將軍の法要に鐘を撞くこと、また塔頭・末寺を従える中本寺であるという正法寺の情報も簡潔にまとめられている。また正法寺の末寺万称寺については、法類の宝青庵から同様に寸法・銘文取調の提出があった(8)。万称寺は、承応3年正法寺即童和尚を開基とし、念仏回向を度々開催し、次第に信者を拡大し、梵鐘は大坂の富裕な商人の寄進と多くの信者によって鑄造され、庶民の念仏信仰の拠り所となっていたが、次第に宗教的色彩が薄れ、文化文政期以降には百姓町人が自治を行う会所的施設として使用されていた。この取り調べにより、安政2年には万称寺は無住となり、不用の梵鐘として鑄替の対象となっている。この触れは、福山藩や水戸藩では、攘夷運動の先鋒として徹底されたが、当地においては実行されたとは思われない。「壬申正月廿一日ヨリ宝青庵伝来之大梵鐘大坂へ売払ニ成万称寺も破却致候様本庄某へ懸合済候由」とあり、宝青庵の大梵鐘とは、無住となった万称寺の梵鐘を指すのであろう。不要とされた梵鐘は明治5年まで残っていたのである。

幕末異国船渡来による幕末八幡の世相をみる好史料であるとともに、山下寺院の所在や梵鐘の有無、その銘文により建立の由緒がまとめられ、山下寺院の様子を知る資料である。

#### 【注】

- (1) 石清水八幡宮蔵、元禄5年「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」(『石清水八幡宮境内調査報告書』2011年所収)
- (2) 京都府立総合資料館蔵「寺院明細帳」(京都府行政文書、明治16年)
- (3) 念佛寺文書11号、八幡市教育委員会「念佛寺文書調査報告」(本報告書は、念佛寺住職のご厚意により本調査の参考資料として提供された)
- (4) 「公卿補任」中編、国史大系第10巻、国会図書館近代デジタルライブラリー  
<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/991100>
- (5) 京都府立山城郷土資料館寄託「正法寺文書」25-419、ほかに『京都町触集成』第12巻 安政2年606号
- (6) 京都府立山城郷土資料館寄託「正法寺文書」7-818・13-66、個人蔵「社士日記」安政2年12月11日条
- (7) 京都府立山城郷土資料館寄託「正法寺文書」7-800~803
- (8) 京都府立山城郷土資料館寄託「正法寺文書」8-210・24-B14-12



# 念佛寺歴代住職一覽

念佛寺住職 福井 純史

世代	歴住名	示寂年月日	西曆	備考
開山	空也上人			
開基	正蓮社念譽無業大和尚	元亨元年	1321	
中興開山	正蓮社念譽無業	応永2年1月25日	1395	「男山考古録」・明治14年取調書による
再興	玆譽上人	永祿年中	1558~1570	
中興	湛蓮社然譽知覺	元龜元年11月21日	1570	寺田念佛寺開山
17世	乾蓮社亨譽眞龍利貞大和尚	元祿5年8月29日	1692	
18世	雲蓮社林譽仙觀良端和尚	元祿9年10月15日	1696	
19世	信蓮社仰譽廓龍大和尚	宝永元年1月22日	1704	
20世	天蓮社仰譽弁椎直阿和尚	享保4年3月21日	1719	
21世	法蓮社忍譽無生含説和尚	享保6年4月10日	1721	
22世	縁蓮社慈譽光阿詮岳大和尚	明和2年7月23日	1765	
23世	本蓮社願譽叶阿知天大和尚	安永8年6月1日	1779	
24世	円蓮社鏡譽照阿満月智傳大和尚	天明8年9月21日	1788	
25世	願蓮社誓譽法阿得解脱知碩和尚	文化11年10月23日	1814	河州交野藤坂生まれ
26世	天蓮社仁譽順阿崇徳辯禮大和尚	天保2年6月15日	1831	
27世	入蓮社重譽妙阿難思議玄門老和尚	嘉永3年4月27日	1850	
28世	梵蓮社一譽智阿佛教門順和尚	安政7年12月13日	1860	文化13年(1816)城州東河原村生まれ
29世	安蓮社民譽崇阿松旭豊充老和尚	明治6年9月25日	1873	天保元年(1838)城州東河原村生まれ
30世	民蓮社安譽興阿松樹豊道老和尚	大正3年10月3日	1914	慶応元年(1865)八幡岩田生まれ
31世	回蓮社晚譽浄阿松龍興道大和尚	昭和2年1月30日	1927	明治28年(1895)大阪三島郡三箇牧村生まれ
32世	眞蓮社鑑譽空阿松瀾周道大和尚	昭和44年12月19日	1969	
33世	敬蓮社道譽周阿自得興忠大和尚	平成23年3月5日	2011	

# 城南近在三十三所観音巡礼

竹中 友里代

僧侶が修行を行う聖地、霊場を巡る巡礼は、朝鮮半島を経由して中国仏教が伝えられて以来、入唐僧が求法のための五台山巡りを我が国に紹介したことが起源という。とりわけ霊場を求めて順番に巡る巡礼・遍路は、観音信仰の発展により観音巡礼が平安末期に畿内を中心に始まったとされる。後に千社詣や西国三十三所巡礼など多くの聖地・遺蹟を巡る旅が庶民に受け入れられ、近世になると「洛陽三十三所観音巡り」をはじめ、各地の観音・聖地を組織して廻国巡礼の旅が庶民の人気となる(1)。

近世には木津川市加茂町の海住山寺にはじまり佐牙神社神宮寺の恵日寺(現寿宝寺千手観音)や蟹満寺を巡り泉橋寺で満願の「南山城三十三所観音霊場」がある。近年は木津川市西教寺から精華・京田辺市を巡り神童寺に至る「城南三十三所観音霊場」や「南山城十一面観音巡礼」などが新たに設定され南山城各地に朱印を求めた巡礼は、今なお盛んである。

八幡市の念佛寺には、現在の本尊阿弥陀如来坐像を迎える以前の旧本尊の観音像がある。厨子に納められた千手観音菩薩立像である。像高 25.5 cm の小像ながら、寄木造り玉眼、合掌手・蓮華手・脇手に錫杖を持つ。「城南近在三十三所観音巡拝礼処」の 11 番目がこの念佛寺観音像である。「城南近在三十三所観音巡拝礼」とは、観音信仰に基づき、華台寺 12 世聖誉心阿が文政年間に発案し、二日間の日程で巡拝すると西国三十三カ所と同じ観音の慈悲が授けられるという、南山城版の観音霊場のひとつである(2)。

久御山町坊之池の観音寺から、北川顔極楽寺、淀長円寺などを巡り、八幡を経て宇治大久保や寺田を一巡し、最後の三十三番が久御山町中島の華台寺(写真1)で満願となる。文政8年(1825)4月発願主真阿施板の「巡拝礼処」(木版一枚摺)の手引きにより次頁に一覧を示した。華台寺の門前には「文政八年四月八日 城南近在巡観世音礼処 三十三番、



写真1 久御山 華臺寺



写真2 城南近在観音礼所石碑

発願主真阿」の石碑（写真2）が建つ。華台寺は、聖観音・如意輪観音・十一面観音の各一軀と三十三所観音の小像三十三体を祀る。寺院間の距離は長くても数キロ程度で近郷近在の早回りの観音霊場であった。

八幡には九番に宿院大乘院、十番太子坂観音堂、十一番に念佛寺、そして十二番に正福寺、次いで十三番森町の観音寺（観世堂）と八幡市内5カ所を巡る。八幡では、南山城でも早くに八幡八景が柏村直條により元禄期に選定されている。「雄徳山松」「極楽寺桜」「亥鼻坂雨」「放生川螢」「安居橋月」「月弓岡雪」「橋本行客」「大乘院鐘」である。観音霊場巡りで八幡は大乘院に至れば、宿院極楽寺も目前である。

男山参詣道でも急峻な太子坂を上り護国寺薬師堂前の観音堂を目指し、男山の松と月弓岡を嘆賞し、山下に戻り放生川にかかる安居橋の向こう側に念佛寺や正福寺がある。八幡の観音霊場巡りは、八幡八景の名所も合わせて観賞できる。

念佛寺には、八幡八景の内「雪月花」の図を抜き出して、それぞれに歌三首が添えられた扁額（写真3）がある。「明治十年十一月中旬 八十一叟長濱尚次（印）」と記されている。石清水八幡宮の宮大工で、八幡の地誌「男山考古録」の著者である長濱尚次は、翌年の明治11年1月30日に逝去している。雪月花とは、四季の自然美を表し、八幡八景の内でも美しい三所の景色を自ら描き自作の歌を添えている。そのうち安居橋月に添えられた歌は「国民もやすく住めとて 川はしに はれわたる月の 名をみかくかけ」とある。木津川の付替え工事で大きく八幡側へ流路を変更する明治政府の威信をかけた水害対策によって、神領住民が日本国民となり大川の近くにあっても平安に住むことを詠んだものである。長濱尚次の子廣次はこの工事の治河局山方役人として材木調達や人夫の差配に当たっている。慶応2年に「八幡山案内絵図」とともに「八幡山名所案内記」を開版し、霊場巡拝と名所めぐりで人々に好まれるスポットを熟知していた長濱の最後の作品ではなかったか。



写真3 八幡八景の内 雪月花三所図 長濱尚次筆（本紙寸法 714×298mm）

城南近在三十三所観音霊場

番	寺院名	所在地
1	観音寺	坊之池村
2	極楽寺	北川顔
3	長円寺	淀城下
4	光明寺	同淀池之上丁
5	常念寺	水垂(淀)
6	円通寺	美津(美豆、八幡郷)
7	西岸寺	同所
8	西光寺	際目村(淀、八幡郷)
9	大乘寺	八幡宿居(宿院)
10	観音堂	太子坂薬師前
11	念佛寺	山路町(壇所)
12	正福寺	同所
13	観音寺	森之町
14	東光寺	生津村(八幡郷)
15	観音院	江之口村(久御山町)
16	専念寺	田井村
17	称名寺	佐古村
18	浄安寺	佐山村
19	西林寺	東林村
20	瑞泉寺	大久保村
21	慈尊院	同村
22	西照寺	寺田乾庄
23	長光寺	同村
24	三縁寺	同村
25	高岳寺	同村
26	念仏寺	同村
27	観音堂	同夜叉
28	円蔵院	新田町
29	法成寺	羽拍子村
30	観音寺	小倉村
31	来迎寺	伊勢田村
32	安養寺	東一口村
33	華台寺	御牧

【注】

(1) 佐藤久光『遍路と巡礼の社会学』2004年、人文書院。北川宗忠『全国「三十三所巡礼」

総覧』1995年、流通科学大学教育協会

(2) 『月刊南山城』大3号、1977年10月。

『宇治市史』3巻466頁・6巻660頁。『城陽市史』2巻821頁。『久御山町史』2巻1116頁。宇治市歴史資料館小嶋正亮氏より資料提供・ご教示いただいた。

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
1	[袋]	明治28年10月31日	1895/10/31	袋	1袋	念仏寺	-	(袋上書)「本堂再建収入金書類袋」、2〜18号一括
2	本堂再建有志録	明治12年2月	1879/02/x	縦帳	1冊	天照山念仏寺周旋方	-	収入分の内、既に収入済のものに(朱印)「合」あり
3	本堂再建有志録	明治12年5月	1879/05/x	縦帳	1冊	末寺世音庵周旋方	-	(袋上書)「庫裏再建願書入」、5〜12号一括
4	[袋]	明治16年4月7日	1883/04/07	袋	1袋	当山三拾世安普豊道	-	(奥書)「戸長田中差平(印)」、役場印あり、別紙図面あり、6号関連
5	建家寄附証券	明治16年3月7日	1883/03/07	罫紙	1通	河内国交野郡禁野村建家寄附主岬野真定(印)・同村保証人中村徳三郎(印)	山城国綴喜郡八幡庄念仏寺納所御中	
6	[建家図面]	明治16年3月7日	1883/03/07	縦紙	1通	寄附人草野真定(印)	山城国綴喜郡八幡庄念仏寺納所御中	「河内国交野郡禁野村之内千四百番地有之建家明治十六年三月七日寄附」、「第貳號」、役場印あり、5号関連
7	庫裏再建添書御願	明治16年3月26日	1883/03/26	罫紙	1綴	念仏寺住職福井豊道(印)・右檀中惣代築山新右衛門(印)・八木孫右衛門(印)・木村半平(印)・右法類良福庵住職赤井法随(印)	惣本山事務所御中	境内図面あり、9号関連
8	再興企図記	明治16年3月	1883/03/x	罫紙	1枚	-	-	草稿力
9	庫裏再建御願	明治16年3月27日	1883/03/27	罫紙	1綴	念仏寺住職平民福井豊道(印)・右檀家惣代綴喜郡八幡町第三百五拾九番平民商築山新右衛門(印)・同郡同町第二百拾七番平民農人木孫右衛門(印)・同郡同町第三百四拾七番平民商木村半平(印)・右寺法類綴喜郡八幡町第七百九拾五番戸良福庵住職平民赤井法随(印)	京都府知事北垣国道	明治元年焼失による再建願、明治16年4月7日付開届書あり、境内図面あり、7号関連

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
10	履歴書(後藤貞成)	-	xx	野紙	1枚	岐阜県下美濃国武儀郡関村二十番地在籍京都大教会八幡中教会部内八幡町念仏寺住職福井豊道附弟後藤貞成(印)	-	
11	再建有志募縁霊名簿序	-	xx	野紙	1綴	安譽豊道	-	本堂再建につき
12	[建物指図]	-	xx	堅紙	1枚	-	-	本堂力
13	[包紙]	-	xx		1枚	-	-	(包紙上書)「出願ニ対スル書類入」、14号包紙
14	[本堂再建書類]	明治27年12月10日～	1894/12/10	野紙	1冊	-	-	(年代)～明治30年7月5日。「本堂再建願」「本堂再建目論見書」「参詣休憩所建築目論見書」「本堂再建願聞届書」合冊
15	[本堂再建二付金銭渡控]	明治25年1月～	1892/01/x	野紙 綴・横 帳	1冊	念仏寺	-	(年代)～明治28年10月。「本堂再建二付金銭渡控」 「本堂再建諸費支払日記」「再建諸費請取金書上書」「本堂再建二付諸費支払控」「材木代金請取書」「棟上祝賀至來控」「棟上式執行二付諸費控」「仮本堂再建積立金勘定帳」「修理積立金郵便貯金預控」合冊
16	本堂再建諸費明細帳	明治28年10月	1895/10/x	横帳	1冊	念仏寺	-	請負木材、本堂新調付属、石、石掛職工併付属、左官、日雇人夫、寄附収入金
17	[本堂再建二付集出決算書]	明治31年12月～	1898/12/x	野紙 綴・横 帳	1冊	念仏寺	-	(年代)～明治32年4月。「本堂再建二付天井其他及入仏会集出決算書」「入仏会焼各巡書記」「入仏会雜費金支払帳」「入仏会買物帳」「本堂再建二付天井其他及入仏会集出報告」「入仏会有名人名」「入仏会布施帳」「入仏会中どうふ通」「万書物通」「本堂天井工事費有志録」合冊

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
18	本堂再建目論見書・参詣休憩所建築目論見書	-	xx	罫紙	1枚	-	-	本堂は檀家積立金1420円85銭で再建、参詣休憩所は現住職福井豊道の寄付金で再建
19	[袋]	明治28年10月31日	1895/10/31		1袋	念仏寺	-	(袋上書)「本堂再建日雇請負書類袋」、20～22号一括、こより紐あり
20	本堂再建請負証類	明治27年12月24日	1894/12/24	罫紙	1冊	-	-	(年代)～明治28年7月15日。請負書・請負定約書等合冊
21	本堂再建二付重件日誌	明治27年10月～	1894/10/x	罫紙	1冊	念仏寺	-	(年代)～明治28年2月。「本堂建築二付檀中手傳人日記簿」「本堂建築請負人日記簿」「本堂再建石工及七手傳人教控」合冊
22	出し手形	明治17年10月22日	1884/10/22	切紙・罫紙	1綴	-	-	(年代)～明治28年10月31日。支払証・本堂屋根見積請負証等、こより紐あり
23	当社御修復二付従当務破申渡候一件	安永7年2月	1778/02/x	堅帳	1冊	-	-	出勤・退中の刻限知らせの鐘撞に關する念仏寺覚書控、念仏寺旦那惣代20名連印あり、(裏表紙)「上紙共廿廿枚」
24	梵鐘之儀二付書附	-	xx	堅帳	1冊	御朱印地京都浄土宗知恩院末城州綴喜郡八幡檀所町念仏寺	御奉行所	前々より梵鐘無に付き、念仏寺(印)あり、25・35号関連
25	梵鐘之儀二付書附	安政2年12月	1855/12/x	堅帳	1冊	御朱印地京都浄土宗知恩院末城州綴喜郡八幡檀所町念仏寺	御奉行所	玉泮庵末寺十八ヶ寺梵鐘無に付き、念仏寺(印)あり、24・35号関連
26	浄土宗門人別御改帳	安政5年8月	1858/08/x	堅帳	1冊	城州綴喜郡八幡旦所町念仏寺井末寺中	御当職御役人中	14ヶ寺中8ヶ寺無住、10人の人別帳
27	浄土宗三拾六ヶ寺受領高控	明治23年5月	1890/05/x	堅帳	1冊	城州八幡念仏寺所持	-	京都府へ差出控
28	山城国綴喜郡八幡庄内寺領高郷村高其外取調帳	明治4年3月	1871/03/x	堅帳	1冊	山城国綴喜郡八幡庄内七番組旦所町念仏寺	-	京都府へ差出控
29	八幡庄内浄土宗三拾六ヶ寺朱印写来由書取調簿	明治8年10月	1875/10/x	堅帳	1冊	浄土宗三拾六ヶ寺組	-	朱印地156石9斗5升6合内61石5斗9升7合相續・95石3斗5升9合先代売却、(表紙端書)「福井豊道本紙写」
30	[三十六ヶ寺書上]	-	xx	折紙	1枚	-	-	寺名書上
31	御條目	慶長8年5月	1603/05/x	継紙	1通	奉行	-	浄土宗に出された寺院法度
32	本山觸書末寺交代一札控	文化4年12月	1807/12/x	堅帳	1冊	廿六主仁管代	-	住職由緒書・住職交代時の控

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
33	本山觸書末寺交代一札控	天保3年正月～	1832/01/x	縦帳	1冊	廿七主重譽代	-	(年代)～明治3年9月。住職由緒書・住職交代・総本山への上納金等控、括り文(「入院職[光]ママ」銀書上)あり、96～98号挟む 未寺連印あり
34	諸末寺規定	天保6年8月	1835/08/x	縦帳	1冊	本寺役僧	惣末寺中	
35	口達書	(安政2年)卯11月	1855/11/x	縦帳	1冊	-	-	大砲・小銃作成のため梵鐘差出通達、安政2年3月3日幕府布達・同年5月京都町触に關連、こより合冊、24・25号關連
36	達書	(天保13年)3月9日	1842/03/09	縦帳	1冊	惣本山役者	八幡念仏寺	天保改革に付、綱紀肅正・学業奨励の通達
37	仮本堂再建二付有志人名録 第貳号	明治17年7月	1884/07/x	横帳	1冊	念佛寺世話掛中	-	
38	[棟札下書]	明治28年5月26日	1895/05/26	継紙	1枚	三拾世民蓮社安譽興阿 松樹豊道、檀家惣代築山 助治郎・木村半平・家村 七良兵衛	-	[奉再建本堂一棟旨趣興隆弘法 寺門清寧廣度衆生如意吉祥攸]
39	本堂天井及入仏供養寄附 連名表	明治32年1月	1899/01/x	横帳	1冊	信徒世話掛り鹿野勝之 助・吉田喜三郎・吉田嘉 次郎・西邸芳松	-	世音庵所持
40	[包紙]	-	xx	-	1枚	-	-	(包紙上書)[弔詞]、41号包紙
41	[弔詞]	大正3年10月10日	1914/10/10	縦紙	1枚	総本山知恩院門跡大僧 正山下現有	-	念仏寺前住福井豊道に捧げる
42	[包紙]	-	xx	-	1枚	-	-	(包紙上書)[仁譽上人当山廿六代 事歴]、43～55号一括
43	建会放生ノ疏附	-	xx	継紙	1枚	-	-	(端裏付箋)[嬰児ノ引導]
44	[嬰児ノ引導]	-	xx	継紙	1枚	-	-	(端裏書)[交]
45	謹乞逆伽陀文超日月光仏 台在之	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[ソ]
46	敬白誦文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[ソ]
47	敬白伽陀文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[ソ]
48	謹白誦文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[ソ]
49	敬白誦文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[ソ]
50	敬白誦文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[父母]
51	敬白誦文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[子]
52	謹白諷誦文事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)[愛子長文也][コ]



念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
53	敬白起請文浄土白旗流義安心相承之式定	応永11年9月14日	1404/09/14	継紙	1枚	-	-	浄土鎮西白旗流義安心相承之制誠、「了譽御判」、印(「入蓮社」)あり
54	謹敬奉状御諷誦ノ事	-	xx	継紙	1枚	伝相寺法譽東水	-	「天保十一年四月十五日現前大衆敬白」右以勅書併三心私記之意而選述之矣伝相寺法譽東水欽識
55	謹白諷誦文之事法王之護念在之	-	xx	切紙	1枚	-	-	(端裏書)「親」
56	敬白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり、56~86号こより一括、(こより)「先祖代々孝徳院安譽榮室生道居士下の幸太郎」
57	謹白諷誦文之事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「子」、壺印あり
58	敬白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「ソ」、壺印あり
59	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「ソ」、壺印あり
60	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
61	謹白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
62	敬白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「ソ」、壺印あり
63	謹白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
64	敬白諷誦文事願王哀愍在	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
65	敬白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
66	謹白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
67	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
68	謹白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
69	謹白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
70	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
71	謹而言又伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
72	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「子」、壺印あり
73	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「ソ」、壺印あり
74	敬白諷誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
75	敬白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
76	敬白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
77	敬白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
78	敬白伽陀文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「ソ」、壺印あり
79	敬白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「ソコニモ」、壺印あり
80	敬白誦文事	-	xx	堅紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西曆	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
81	敬白誦文之事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)「コ」、壺印あり
82	敬白誦文之事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」「子ニモ」、壺印あり
83	敬白伽陀文之事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
84	敬白諷誦文之事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)「子」、壺印あり
85	謹而請誦文之事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)「通」、壺印あり
86	謹而請誦文之事	-	xx	縦紙	1枚	-	-	(端裏書)「ツ」、壺印あり
87	宝物寄附物什器取調帳	明治11年7月	1878/07/x	野紙	1冊	綴喜郡第壹区八幡庄式番組六百四十八番地所浄土宗念仏寺末知善寺	京都府知事横村正直殿	知善寺無住のため兼務本寺念仏寺住職福井豊道・生津村組寺東向寺住職西田法善・西村七郎兵衛・中田寛助連印あり、「什器取調帳」恩寺住職虎岡覚眼(印)」、戸長家田厚次郎・区長家村久左衛門連印7)」、知善寺境内図あり
88	実際取調書	明治11年8月	1878/08/x	野紙	1冊	京都府下山城国綴喜郡第一組八幡庄総本山末念仏寺	総本山事務所	「念仏寺調書」「住職福井豊道履歴」「念仏寺末知善寺調書」「世音庵調書」「西方寺調書」、念仏寺檀中惣代築山新右エ門・小中山半兵衛連印あり、一紙目に95号括弧
89	宝物寄附物什器取調帳	明治11年9月	1878/09/x	野紙	1冊	山城国綴喜郡第壹区八幡庄浄土宗知恩院末西方寺	京都府知事横村正直殿	西方寺無住のため預り念仏寺住職福井豊道・末寺東向寺住職西田法善・十番組檀中惣代赤井利兵衛・赤井源助連印あり、「什器取調帳」恩寺住職虎岡覚眼(印)」、戸長山田直竹・区長家村久左衛門連印7)」、西方寺境内図あり
90	宝物寄附物什器取調帳	明治11年	1878/x/x	野紙	1冊	山城国綴喜郡第一区生津村百五拾三番地/所浄土宗念仏寺末東向寺		東向寺住職西田法善・上奈良村組寺阿弥陀寺住職香川龍光・檀中惣代林新右エ門・西林忠兵衛連印あり、「什器取調帳」恩寺住職虎岡覚眼(印)」、戸長磯嶋久右衛門・区長家村久左衛門連印あり、東向寺境内図あり
91	墓々々券下渡願	明治20年2月17日～	1887/02/17	野紙	1冊	綴喜郡八幡庄七番組	京都府知事北垣国道	(年代)～明治21年8月3日。地租改正における記載漏れ箇所の地券発行願、聞届書あり

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
92	[予約書及び各寺檀家名簿帳綴]	明治24年～	1891/x/x	罫紙	1綴	-	-	(年代)～明治31年7月。「予約書」 「檀家名簿帳」「智善寺檀家名簿帳」 「世音庵檀家名簿帳」合冊
93-1	明細書(念佛寺)	明治26年8月	1893/08/x	罫紙	1綴	念仏寺住職福井豊道(印)・会衆惣代木村半平(印)・同家村七良兵衛(印)・同吉川安三郎(印)・同善寺兼務住職福井豊道(印)・会衆惣代中田孝治郎(印)・同廣田万治郎(印)・同角田嘉右衛門(印)	京都大教会御中	93-1と93-2は、綴り一括
93-2	明細書(知善寺)	明治26年8月	1893/08/x	罫紙	1綴	知善寺兼務住職福井豊道(印)・会衆惣代中田孝治郎(印)・同廣田万治郎(印)・同角田嘉右衛門(印)	京都大教会御中	
94	什物増加併寺有田畑地価異動届	明治32年	1899/x/x	罫紙	1綴	京都府山城国綴喜郡八幡町字八幡庄四百八番戸浄土宗総本山知恩院直末念仏寺	京都府知事内海忠勝殿	念仏寺住職福井豊道・檀家総代木村半平・藥山助次郎・中村亀吉連印あり
95	[取納高反別収入覚書]	-	xx	切紙	1枚	-	-	取納高内訳、88号に挟込
96	目録	-	xx	切紙	1枚	-	-	金書上、33号に挟込
97	[名札]	-	xx	切紙	1枚	-	-	「寿養随長」、33号に挟込
98	[名札]	-	xx	切紙	1枚	-	-	「阿弥陀寺法類随長」、33号に挟込
99	□堂銀□□覚(日月牌等勘定)	(宝暦2年～)	1752/x/x	堅帳	1冊	天照口(山カ)念仏寺	-	(年代)～弘化3年、表紙判読難解
100	諸事勤方触書証文扣	宝暦2年7月～	1752/07/x	堅帳	1冊	天照山念仏寺 廿三世願眷代	-	(年代)～天明7年、本山とのやりとり
101	智善寺寺元・日中和談定帳	宝暦12年12月25日	1762/12/25	堅帳	1冊	-	-	101～105より一括
102	智善寺分か・真善庵分か今般提切入用一件	明和5年5月	1768/05/x	堅帳	1冊	-	-	
103	智善寺一件日記	安永8年6月～	1779/06/x	堅帳	1冊	念仏寺知夏	-	智善寺無住に付御朱印の儀など
104	八幡念仏寺奥村常刀出入一件	(安永9年12月)	1780/12/x	堅帳	1冊	-	-	智善寺無住に付御朱印の儀など
105	智善寺并檀中興村常刀出入一件	文政6年9月	1823/09/x	堅帳	1冊	-	-	智善寺住持実道退院に付
106	宗旨送り・宅替証文諸触扣	寛政4年9月～	1792/09/x	堅帳	1冊	廿五主誓眷代・仁眷代	-	
107	本山諸触・未寺交代一札扣	寛政4年9月～	1792/09/x	堅帳	1冊	廿五主誓眷代	-	本山とのやりとりなど、(裏表紙上書)「天照山光明院念仏教寺知事」
108	[諸年貢掛り物覚]	明和4年	1767/x/x	堅帳	1冊	-	-	108～115綴り一括

念佛寺古文書日録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
109	亥年諸年貢掛物覚	明和4年10月	1767/10/x	縦帳	1冊	-	-	1通挟込み(免引の書付)あり
110	戊子年諸年貢掛り物覚	明和5年	1768/x/x	縦帳	1冊	念仏寺納所	-	1綴(2通)挟込み(小寺喜六年貢延引願)あり
111	明和六己丑年諸年貢掛り物覚	明和6年	1769/x/x	縦帳	1冊	念仏寺納所	-	(表紙書込)「扣也」、1通挟込み「口上」(早魃に付喜六分済願)あり
112	明和七庚寅年諸年貢掛り物覚	明和7年	1770/x/x	縦帳	1冊	-	-	(表紙書込)「紙数九枚」
113	明和七庚寅年諸年貢覚	明和7年	1770/x/x	縦帳	1冊	念仏寺納所	-	(表紙書込)「紙数八枚」
114	明和八辛卯年諸年貢覚帳	明和8年	1771/x/x	縦帳	1冊	念仏寺納所	-	1通挟込み「御収納銀取覚」あり
115	明和九壬辰年諸年貢収口(納力)帳	明和9年	1772/x/x	縦帳	1冊	念仏寺納所	-	116~120は、108~115綴りに括付け
116	[連書写](国役割賦銀等持参にこつき)	明和4年10月	1767/10/x	縦紙	1通	郷中	神原町	
117	覚(銀子差出)	12月20日	x/12/20	切紙	1通	小寺喜六	念仏寺様	
118	[覚](銀子差出)	12月22日	x/12/22	切紙	1通	喜六	念仏寺様	
119	[覚](石高銀子換算)	12月25日	x/12/25	切紙	1通	小寺喜六	念仏寺様	
120	覚(石高・人名書上)	-	xx	切紙	1通	-	-	
121	仮本堂再建二附積立金預り	明治12年5月	1879/05/x	縦帳	1冊	-	念仏寺旦那御中	
122	仮本堂再建二附有志人名録	明治(12年)5月	1879/05/x	横帳	1冊	-	念仏寺世話掛中	
123	本寺本堂再建口志録	明治(12年)5月	1879/05/x	縦帳	1冊	末寺智善寺周旋方	-	(年代)~明治28年8月、一冊(明治27年7月2日念仏寺夏寄請取帳)を綴込み
124	本堂再建寄附金簿三冊合計人口(名力)帳	明治12年5月	1879/05/x	縦帳	1冊	念仏寺建築係・世話係	-	
125	記(庫裏再建二附諸入費)	明治16年3月	1883/03/x	縦帳	1冊	寄附人草野真定	-	
126	記(庫裏再建二附諸入費)	明治16年3月	1883/03/x	縦帳	1冊	寄附人草野真定	-	
127	本堂再建有志録	明治17年4月	1884/04/x	縦帳	1冊	天照山念仏寺周旋方	-	
128	[金子受取証綴]	(明治)22年2月5日	1889/02/05	綴	7点 1綴	山本要蔵	築山新右衛門様	(年代)明治21年12月7日~明治22年2月22日
129	本堂再建二附諸雑品寄附人名簿	明治28年1月	1895/01/x	縦帳	1冊	念仏寺	-	1通挟込み(明治廿八年念仏寺本堂建築縄寄附簿)あり
130	念仏寺本堂建築有志金簿	明治28年1月	1895/01/x	縦帳	1冊	念仏寺住職(印「福井」)	-	
131	[本堂建築関係書類綴](石垣・仮本堂取払)	明治28年2月16日	1895/02/16	綴	4点 1綴	請負人小森繁次郎(印)ほか2名	八幡町念仏寺信徒総代築山助次郎殿ほか2名	(年代)~明治27年12月5日~
132	定約証(念仏寺本堂建築二付請負)	明治28年3月31日	1895/03/31	縦帳	1冊	請負人長村福松(印「長郎」)・全人中川勘右衛門(印)	念仏寺建築委員御中	

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
133	[施餼鬼棚・半鐘代金など請取綴]	明治28年8月25日	1895/08/25	綴	6点 1綴	-	-	(年代)～明治29年1月25日
134	[本堂建築材料費内訳]	(明治)28年10月23日	1895/10/23	縦帳	1冊	中川勘右衛門	八幡荘念仏寺様	(年代)～明治32年12月
135	本堂再建寄附金請集及勸定帳	明治29年1月25日	1896/01/25	横帳	1冊	-	-	
136	本堂天井及入仏会有志帳	明治31年11月	1898/11/x	縦帳	1冊	天照山念仏寺	-	
137	[本堂天井工事関係書類綴]	明治32年1月22日	1899/01/22	綴	7点 1綴	八幡町字橋本中川定吉(印)	八幡町念仏寺檀家総代御中	(年代)～明治31年5月25日
138	[通知書](念仏寺住職福井豊道和尚退隠に付)	明治35年1月4日	1902/01/04	縦帳	1冊	念仏寺且家総代木村半兵衛(印)ほか2名	家村忠右衛門殿ほか29名	
139	[通知書](念仏寺住職福井豊道和尚退隠に付)	明治35年1月4日	1902/01/04	縦帳	1冊	念仏寺且家総代木村半兵衛(印)ほか2名	辻卯之助殿ほか147名	
140	[休憩所建築関係書類綴]	-	xx	綴	7点 1綴	-	-	〔(明治)廿八年十二月三十一日二勘定済ミとの記述あり 東幸急務御用のために金100両献納につき、割印あり〕
141	証	辰5月15日	1868/05/15	切継	1通	御殿宗政御役所(印)	八幡念仏寺・西方寺	
142	過去帳(1)	宝永元年～	1704/x/x	縦帳	1冊	-	-	(年代)～寛保3年、外題「過去帳、従宝永元甲申至寛保讀癸亥全」、見返し「宝永元甲申占寛政三亥迄八十八歳」
143	過去帳(2)	寛保4年～	1744/x/x	縦帳	1冊	-	-	(年代)～天明3年、外題「過去帳、従寛保四甲子迄天明三癸口」、裏表紙破損
144	過去帳(3)	天明3年～	1783/x/x	縦帳	1冊	-	-	(年代)～文化14年(、内題「天明四辰ノ年ヨリ文化十四丑ノ年迄此ノ過去帳ニ記ス也」、裏表紙破損、本紙最終頁欠損部分あり)
145	過去帳(4)	文化15年～	1814/x/x	縦帳	1冊	仁譽代	-	(年代)～嘉永5年、表紙「内過去帳、文化十五寅年正月ヨリ」、一丁目「天照山廿六主仁譽順阿謹誌」
146	過去帳(5)	嘉永5年～	1852/x/x	縦帳	1冊	民譽代	-	(年代)～明治27年、表紙「内過去帳、嘉永五年正月ヨリ」、裏表紙「天照山廿口、民譽代」、明治元年正月5日城州鳥羽ニテ討死ス大垣藩士(渡辺右一良・名波常蔵・矢野才治良)3名を記す。

念佛寺古文書目録

文書番号	表題	年代	西暦	形状	員数	差出人及び作成者	宛名	備考
147	過去帳(6上)	寛保3年～	1743/x/x	縦帳	1冊	西方寺熙譽岱宣上人	-	文禄4年(1595)6月朔日中興開山念譽上人の後、年不明者を記す。寛保3年～天明6年、外題「年忌繰出 過去帳上」、表紙「西方寺什物熙譽岱宣上人代」、内題「赤龍山神宮寺新院西方寺」、裏表紙「文政七甲申歳新調之」、「西方寺三十八世光譽、慶応四年正月六日兵火ニ而本堂庫裏共焼失、什物過半焼失・・・」「常所ノ寺湯だく山ちやくれん寺」とあり、表紙破損虫損あり
148	過去帳(6下)	寛政5年～	1793/x/x	縦帳	1冊	西方寺熙譽岱宣上人	-	(年代)～明治9年(1877)、外題「繰出口去帳下」、表紙「西方寺什物」、裏表紙「文政七甲申歳新調之」、裏表紙一部欠損
149	墓参経木	文化12年3月	1811/03/x	縦帳	1冊	瑞道	-	表紙「惣回向/墓参経木/際目村中」、内題「墓参霊塔記 西光寺」

右ニ付左之通書付差出し候事、

東本願寺末除地

一、浄土真宗

白蓮寺

一心寺末除地

一、浄土宗

正行寺

無本寺除地

一、時宗

藏春庵

同村正行院末

妙法院宮御領地

一、浄土宗

常光庵

右四ヶ寺之儀ハ往古より梵鐘并名器之類無御座候ニ付、  
此度御断奉申上候、以上、

安政二卯年十一月

庄屋印

年寄印

『枚方市史』 第九卷 247頁

海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘を以可鑄換大炮・小銃之旨被仰出候、右者武備御充実之御趣意に候間、其外銅鉄者勿論、錫鉛硝石等いれも必備之品ニ付、右等ニ無之候<sup>而</sup>も相濟候品を右類ニ而相製し候儀、自今不

相成事ニ候、且又梵鐘をも鑄換被仰出候程之儀ニ付、銅

鉄を以新規ニ仏像等鑄造致し候儀難相成候、仏器之儀も

木製又者陶器等ニ而も相濟候分ハ、以來銅鉄類を以製造

之儀可為無用候

右之通可被相触候

三月

右之通從江戸被仰下候条、云々

安政二卯年

對馬

三月

信濃

『京都町触集成』第十二卷 安政二年、六〇六号

「海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘を以可鑄換大炮小銃〔之〕  
論錫鉛硝石等、何れも必備之品ニ付、右等ニ無之候<sup>而</sup>も相濟  
候品を右類ニ而相製し候儀、自今不相成事ニ候、且又梵鐘を  
も鑄換被仰出候程之儀ニ付、銅鉄を以新規ニ仏像等鑄造致し  
候儀難相成候、仏器之儀も木製又者陶器等ニ而も相濟候分ハ、  
以來銅鉄類を以製造之儀可為無用候  
右之通可被相触候

三月  
御書付從江戸到来候条、洛中洛外<sup>江</sup>不洩様可相触もの也  
卯五月

【正法寺文書】25・419 安政二年公儀御触之留

海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵  
鐘を以可鑄換大炮・小銃之旨被  
仰出候、右者武備御充実之御趣意ニ候間、  
其外銅鉄者勿論、錫鉛硝石等何れも  
必備之品ニ付、右等ニ無之候<sup>而</sup>も相濟候品を  
右類ニ而相製し候儀、自今不相成事ニ候、  
且亦梵鐘をも鑄換被 仰出候程之  
ニ付、銅鉄を以新規ニ仏像等鑄造致候儀

難相成候、仏器之儀も木製又者陶器  
等ニ而も相濟候分者、以來銅鉄を以製造  
之儀可為無用候

右之通可被相触候

三月

右之通被 仰出候ニ付申触候、以上

五月廿九日 上野権大僧都

律家五ヶ寺

禪家五ヶ寺

正法寺

【若山要助日記】安政二年（京都市歴史資料館『叢書京都の史料』所収）

十一月廿日 晴

一、不用之梵鐘御取上之御触、御印付ニ而申参事、

十一月廿六日

一、其村々ニ在之候寺院社等も、左之廉書之通承度

候間不洩様入念取調、来ル廿七日迄ニ無間違書付

ヲ以拙宅へ返事可被致候、以上

惣本山 本寺 本寺並敷

無本寺 何寺末 何院

右之通取調、来ル廿七日迄ニ村役人印形持参罷越可

被下候、以上



地藏院

右玉祥庵外十卷ヶ寺者別帳ニ奉差上候

同州同郡同所芝之町

俊榮庵

右者退轉仕尤梵鐘無無御座候ニ付別帳面不差上候

小堀勝太郎殿御代官所

同州同郡上奈良村

河阿弥陀寺

右者

天野高三郎殿知行所

同州同郡大住村

両讚寺

右者

曇華院御殿御家領所

同州同郡同村

来迎寺

右者

大久保加賀守殿領分附屬

河州交野郡渚村

西雲寺

右者領主久保加賀守殿江書附差出申候

永井金三郎殿  
永井録之助殿立会知行所

同州同郡塚本村

西光寺

右者

右之通相違無御座候、以上

御朱印地

浄土宗本山京都知恩院末

城州綴喜郡八幡壇所町

念佛寺(印)

安政二卯年十二月

御奉行所

【社士日記】 安政二年十二月十一日

諸寺院梵鐘被召上三付寸尺重サ銘写等委敷書記候而奉行所ニ差出候様觸書  
到来、右ハ異国船入津防禦之為大炮小銃ニ被鑄改候故也、但シ、万石以上  
ハ領主江被下地頭ニ而鑄改候事、万石已下者奉行所或者代官所ニおいて被鑄  
改候御觸書也

御奉行所

京都浄土宗知恩院末

城州綴喜郡八幡壇所町

念佛寺(印)

【念仏寺文書】 25号

(表紙)

「梵鐘之儀」二付書附

御朱印地

浄土宗本山京都知恩院末

城州綴喜郡八幡壇所町

念佛寺

一梵鐘前々より無御座候

一末寺十八ヶ寺有之左之通ニ御座候

御朱印地

城州綴喜郡八幡家田町

玉祥庵

御朱印地

城州綴喜郡八幡神原町

知善寺

御朱印地

同州同郡同所同町

世音庵

御朱印地

同州同郡同所森之町

奥之庵

御朱印地

同州同郡同所神原町

慶林庵

同州同郡同所生津村

東向寺

同州同郡同所川口村

放光寺

同州同郡同所山路町

了正庵

同州同郡同所橋本町

十念寺

同州同郡同所森之町

瑞光寺

同州同郡同所神原町

蓮華寺

同州同郡同所生津村

名器時之鐘二相用候分相除、其余者大砲小銃二鑄換候儀二付今般再忘被

仰出候通、梵鐘之儀者仏門之重器二付、尋常

之訳を以可被及御沙汰筋二者無之候得共、近来

異国船度々渡来、不容易時節二付格別之

叡慮茂有之、右体重キ法器を鑄換被

仰出候儀二付、此上難涉ケ間敷儀者勿論、非常用

等申立、歎願等いたし候而茂、御取用可相成筋二者

無之、万一心得違之輩茂有之候ハ、於奉行所二

吟味之上、嚴重ニ御沙汰可被及候条、御触之趣厚

相弁、末々寺院二至迄、心得違無之様可致候

一録所掛所其外末寺二無之候而茂本寺茂無之

一本立候類之大地者勿論其外と茂寺格之次第

可申立候

一御朱印之地之差別無之事

一塔中地中茂門末無之候得者末寺同様相心得神

社別当社僧茂同断之事

一御代官御預所領主地頭附属無之寺院并其

寺社領之寺院者、最寄次第其所之奉行所二而

取調候間、其旨相心得可申立候半

但本文御代官其外附属之寺院者、梵鐘有

無右御代官其外江申立候段可差出事

一寺院之内無住二而之分、留守居僧等二而難聞筋者、

其寺兼帶之本寺、亦者法類組合寺等より可申立事

右之通相心得、其余別紙安文之趣を以取調、

美濃紙帳面三通り相認、帰後

御役所江可差出事

卯十一月

【念仏寺文書】 24号

(表紙)

一 梵鐘之儀二付書附

御朱印地

京都浄土宗知恩院末

城州綴喜郡八幡壇所町

念佛寺

一 梵鐘前々より無御座候

右之通相違無御座候

御朱印地

【念仏寺文書】 35号

(表紙)

「卯十一月

口達書」

諸国寺院二有之候梵鐘之儀、本寺并古来之

名器、当節町々鐘二相用候分相除、其余者不殘

大砲小銃二可鑄換旨、先達而叡慮を以被

仰出候、一体梵鐘之儀者、其寺之法器二候得者、

容易之御沙汰可有之品二無之候得共、近来

諸夷引続入津致し、武備守要之御時節、大砲

小銃二茂急務之品二而、御国備御堅固被成置度、

各別之

叡慮茂有之被

仰出候事二候条、寺院者勿論大小檀越寄進之

輩二至迄、厚御趣意之程相弁、法用之儀者在来

之半鐘又者盤木大鼓等相用、本寺并名器

当節相用候時之鐘之外、撞鐘之分者一同

公儀江可差上候、勿論万石以上領内之分者、其

所々領主江被下領主二而鑄換、万石以下知行并

御代官領主地頭江附屬無之寺院、其寺社

領之分と茂御料所ノ寺院一同

公儀ニおひて鑄換被

仰付候間、御府内者寺社奉行御代官御預所

領主二而、寺院本末并梵鐘有無、名器時之鐘之

訳等糺之上、取斗尤時宜二寄檀家惣代之もの

呼出候儀茂可有之候

一万石以下知行之分茂、自分二而鑄換之儀相願

候ハ、其通り二茂可被

仰付候間、早々頭書可差出候、

但自分二而鑄換被 仰付候得者

公儀二而者御構無之候間、万石以上之振合ニ

準し知行所寺院一手二取斗候儀茂可

心得候

右御書附江戸より到来候条、得其意当地者

勿論、他国ニ罷在候末寺末流ニ至迄、被

仰出候之趣、厚可相心得、尤梵鐘差出方之儀者、

追而可申渡間、可存之段夫々不洩様申渡候

卯十一月

(表紙)

「卯十一月

口達書」

口達書

諸国寺院二有之梵鐘之儀、本寺之分并古来之

為持遣シ候、定而十七日ニ当職江差出シ可被申候事

其後有無之沙汰も無之事

右旦那惣中<sup>方</sup>差出ス口上書写

口上之覺

去ル十一日、念佛寺旦那小寺喜六河原崎次郎兩人  
被召出、被為 仰渡候儀

一今般御修復御用ニ付、諸御役人中御出勤并

御退出御知らせのため、先達而、正福寺江三時之刻限ニ

鐘をつき候様ニ、被為仰渡候ニ付、寺役も御座候、

折柄七ツ鐘、念佛寺向イ寺之事故、人を出シ鐘を

つき候様ニ被 仰渡候処、念佛寺再応御断被

申上候付、且中として得与申入候様、被 仰渡候趣

奉畏、則兩人方再応被申聞候上、惣中打寄逐

一二申達シ候処、念佛寺被申候二者、此度之御修復

御太切之御用、当寺無人之事故、殊ニ不残寺役ニ付、

他行も仕候故、間違申候而者甚夕恐多ク奉存候付、

御断奉申上候、全ク我情御請不申儀ニ而者

且以無御座候、自分耳不自油<sup>（ちご）</sup>ニ而、御太切之

御用ニ付、何分恐入御断申上候而已、達而

申候而御憐愍之上、御聞濟可被成下候様、奉願と

被申候故、檀中如何とも致方無御座候ニ付、

右念佛寺被申候通、言上仕候、以上

念佛寺旦那惣代

安永七戌年二月

旦那所丁与兵衛印

同 庄兵衛印

山路丁忠兵衛印

同 次郎兵衛印

同 市兵衛印

同 庄右衛門印

奥丁 忠兵衛印

柴座丁重兵衛印

藤森線柳印

大森与介印

林 要人印

林 伊右衛門印

能村主計印

鹿野権右衛門印

同 甚兵衛印

同 権之介印

同 兵部印

河原崎次郎印

小寺喜六郎印

御当職様

御役人中

同 与兵衛殿

別紙二

智善寺江会談之手紙来ル

右会合之上、小寺氏河原崎氏兩人より

右一件、当職御意之趣一通り御咄シ有之上、

拙僧罷出、二月二日之從差紙次第之有様、

并別紙書付共、不殘惣且中江読聞セ、勿論

当職御直ニ御意之趣と申書付共読終テ、

御兩所江昨日方得御意候通、分ケテ申者愚力、從

御当職、被 仰聞候儀違背仕者、愚寺甚タ不埒

乍去、今般之儀者

公儀御用筋格別之御事故、再三被仰聞候へ共、

及御断ニ申候、乍憚意味違イ之段、御当職役人中迄

被 仰上、何卒穩ニ御聞濟被成下候様ニ、御願可被下候趣、

右之通、別而御兩人江申伸、拙僧者勝手江引候事、

然ハ、暫クして、右会合之惣且中方拙僧江、以書

付を被申候事、何分先々御請可被下候、猶又深キ

思召ニ而も御座候ハ、為御聞被下度候、何分御聞入

無御座候而者、殊外混乱仕候間、無御遠慮御申

被下度、且中ニも寺混乱仕候而者、且中難儀存候、

○拙僧外ニ少シ茂存念無之、最初より御断之

心底者前段のことく、又暫ク有而、御兩人方

左候ハ、右之通、先々御断可申上との事

○拙僧存念之通、惣中御聞入忝、何分御兩人方宜

被為 仰上、御聞濟被成下候様ニ、御願イ頼入候、

右之通ニ而惣中被帰、社士中五人御残り、又候

被申聞候事、右兩人方被申候者、被仰聞候通を

当職江申上、其上住持者耳不通、代僧聞違イ

多ク有之、替僧ハ病身、其外小僧共ばかりにて

御太切之御用故、恐入申候と可申上との事故、又々

拙僧罷出、寺内之人数、善悪ハ必御申上御無用ニ存候、

当寺方可相勤答之儀ニ御座候へハ、無人之時者、

御普請中、人を召抱候而成共、可相勤事ニ候へ共、

何分間違之處恐多ク、右之仕合御座候段申入候、

然者、其段差扣可申との事ニ而、追付不殘退出之事

一十六日七ツ過、右兩人御出先刻方御当職江参り

漸唯今罷歸り候、夜前御自分積被仰聞候趣を

御当職江委敷申上候処、檢校直ニ御逢被成候上、

兩人江被仰渡候趣者、今日兩人返答之趣且家

連判之上、口上書ニ而可申出旨、被仰渡候ニ付、

今晚夜前参会之衆中はかり寄合之うへ

口上書相認メ、連判いたし、差出シ候つもりニ御□□、

右ニ付、昨十五日廻状之連中江、兩人方口上書被相認、

早々相廻シ候事、右会談之上、連判相調候而、御兩人方江

小寺喜六郎

念佛寺様

御覽之跡者、此方へ御戻し可被成候

折節相續寺役繁多ニ付、漸々十四日八ツ過、右両家江

為右返答之参り、口上之趣、右一件ニ付、従当職御意と

御座候而、御書付被下拜見仕候、拙僧何分不承知之

趣者、先達而御当職江、以書付を申上候通、御太切之

御儀ニ奉存候故、御請申候而も、若間違等御座候而者

拙寺者愚力御当職御役人中之御如在之様ニ相成候而ハ

氣之毒ニ存、御断申上候義ニ御座候、然ル所、御当職二者

唯当務方申付候儀を違背仕候事、不埒我情之

至り理不尽との御意、則前書之通ニ有之候事

○併寺法茂有之事、御朱印地、旁以寺号ニ

相係り候儀者、難替身命ニ奉存候、此上不承知之

段被申上候ハ、尚以強ク御呵も可有之と察入候、

其段拙僧耳不通ニ付、委ク御書付可被下候、

品ニより、京都迄も可及沙汰ニ哉と存居候事、

拙僧寺用有之ニ付、早々帰寺仕候事、暮方前

同夕初夜時ニ河原崎方弟子共を呼ニ来り、直ニ参候処、

所々且家中江、右両人方廻文出シ被申候ニ付、

去ル十一日、念佛寺為且中、御当職江被召出、被

仰聞候義ニ付、為御披露御相談申度義御座候間、

認メ来ル写

今十五日暮時、早々右念佛寺江御参会待入候、尤、無抛用談ニ候間、無間違御参会待入候、已上

小寺喜六郎

河原崎次郎

二月十五日

次第不同

鹿野兵部殿

鹿野権之介殿

鹿野権右衛門殿

鹿野甚兵衛殿

能村主計殿

林 要人殿

林 伊右衛門殿

大森与助殿

藤森線柳殿

鍵屋孫兵衛殿

醬油屋市兵衛殿

木屋庄右衛門殿

木屋重兵衛殿

奥之町忠兵衛殿

東山路次郎兵衛殿

梨木忠兵衛殿  
檀所町庄兵衛殿

然ル処、十一日ニ当寺檀中之内、小寺喜六河原崎澗治

右兩人、当職江被召、別紙之趣被申渡候よし、

依之、当寺江書付を以、被申越候事

御当職御意之趣、右兩人方書付之写

今朝五つ時、念佛寺旦那小寺喜六河原崎澗治

兩人罷出候様ニ、御当職方御差紙ニ付、則兩人、

右日限ニ罷出候処、檢校御直ニ御逢被成候上、

右兩人江被仰渡候趣、左之通

今般御修復御用ニ付、諸御役人中御出勤并御退出

御知らせのため、先達而、正福寺江三時之刻限ニ鐘を

つき候様ニ被仰渡候処、承知畏罷在候所、寺役も御座候

折柄者罷出、よふか小僧老人相残り罷在候ニ付、

御太切之御用間違候儀、氣の毒ニ被存、此段御当務江

御断、正福寺より申上候、仍之、向寺之御事故、

右寺役ニ付、罷出候時節はかり、念佛寺方人を出シ

正福寺之鐘をつかせ候様ニと申聞候処、無人ニ付断之趣、

念佛寺方申出候付、猶又再三利害を以申聞候へ共、

兎や角と利害を付ケ断ニ付、不得止事を断之

文面ニ加筆致し遣シ、右之趣を以被相願候様に

申聞候得共、是とても一向不相調、只ひら断之趣、

理不尽之致方と被存候、畢竟右三時之

為知之鐘を御社頭御修復御用ニ付而之義ニ候

得者、難有承知も可仕之処、右之通、我情之振廻イ

甚夕以難相濟候故、急度申附方も可有事ニ候

得共、憐愍を以、今日兩人召出シ、一応申聞候儀候へハ、

旦那者寺ニ登りてハ不憚儀ニ存候間、此段念佛寺江

逐一被申聞候様、為可申入、今日兩人召出シ候事

勿論先達而外用ニ付、当職江念佛寺被罷

出候節茂、我情之趣有之様ニ存候事も候へ者、

平日とても我情申事ニ有之候哉、何分此等之儀

得与為且中と、委敷被申聞候上、不相用、やはり

我情之儀ニ候へ者、不得止事を是よりも申附方

有之候ニ付、此旨申聞候義ニ候間、念佛寺江被申越

何連と成共、返答可申出由、今日御当職御直ニ

被仰渡候付、此段御自分積御了簡之程承

度存候所、御耳もきこへかね候ニ付、有増書付、得御意候

○前条之通、御当務方被仰渡候義ニ候へ者、御請被成候上、

七ツ之鐘のミの儀ニ候へハ、神妙ニ御つかせ被成候様致

度候、ことに正福寺寺役ニ而被罷出候時ばかりの

儀ニも候得者、猶更之儀ニ御座候、若又御承知無之

時者、且家中打寄、又もや強而御自分積江得御

意候様ニ相成候而者、かたが重高ニも相成り、氣之毒ニ

存候付、先々此段兩人方得御意候得者、是非ニ不濤わたら

御請被成候儀、御如法と存候、殊ニ御当職之被仰

渡候儀ニ候へ者、何分ニも御請被成候義、可然存候事

二月十一日

河原崎澗次郎



候間右之段、承知仕候様ニと再三被仰渡候へ共、何分御断申上候、已上

二月三日〔貼紙〕「右、はり紙之分ハ当職より之加筆ニて候事」念佛寺印

御当職

御役人中

然ル所、同九ツ半時、当職方御使者一寸参り候様との事、折節寺役ニ罷出、留主中故、罷帰り其段承知、直ニ当職江代僧出シ候所、右差出シ置候書付ニ加筆して此通り相認メ差出シ候様ニと被仰渡候由、寺用相統暮方ニ帰寺、依之四日早朝書付差出ス、文言写

乍恐口上書 但シ本紙にて

今般

御当社御普請中者、刻限難相知レニ付、〔明六ツ半／午刻／申刻〕

右三時之鐘為撞候様ニと、從 御奉行所、被仰渡候付、

正福寺へ右之刻限ニ鐘を撞候様ニ被仰付、御請被申候由、

併正福寺茂無人故、若寺役之節杯者、間違有之候而ハ

氣の毒ニ被存、御断被申上候付、右正福寺ニ

指合有之節者近寺之事故、当寺方人を出シ

相勤候様ニ被仰聞候得共、愚寺共ニ無人之事、殊ニ

數度無抛不残他出仕候へハ、自間ニ合不申時者、

御太切之御用相背申候御儀、甚夕恐多く、右御断

奉申上候、何分御免被成下候様ニ御取成被為仰上可被下候、已上

二月四日

御当職御役人中

追而申上候 則半切紙ニ而書添出ス

昨日御加筆被成下候へ共、折節寺役ニ罷出、夕方帰寺

仕候故、御答も及延引候段、勿論御細書之趣者

御尤ニ奉承知候、併是以御高免奉願候本書ニ

相認メ候通、右御太切之御修履ニ付、関東方も

御役人、并京都町御奉行所其外諸役人中

御出勤之時計之鐘故、寺用多キ拙寺之儀、

何分恐入御断申上候、乍自油、別而此節寺役

繁多取紛、文略御用捨可被成下候、以上

二月四日

御役人中様

右之通兩通差出シ候所、相者<sup>◎</sup>当職役所江持参

之上、左候へハ加筆之段不承知かと被相尋候所、代

僧愚力故、其段罷帰り相尋可申との返答にて

致帰寺、其段申伸候故、押返シ代僧又々遣シ候、

何分多用之節ニ御座候へハ、何事も御用捨願申候

趣申達シ候へハ、兼官も引被申候間、追而可申入、

若用事有之者、此方方可申遣スとの相者返

答にて候事、 十日迄無沙汰

右差出シ候式通之書付共、

当職ニ留り有之候事

念佛寺印

從愚寺人を出シ、鐘為撞候様ニ申合せ、為相勤候様ニト  
御頼之趣、御叮嚀之御口上、御尤ニ奉承知候、併愚寺ニ而も  
無人、殊ニ寺用ニ付、無抛不残他行仕候儀、度々之事ニ  
御座候へハ、右御免之御願申上候処、又候、是非ニ御請申候  
様ニ、押而被仰聞候由、此上可及御断ニ存念ニ候ハ、以書付を  
御断申上候様ニト、被仰渡候由、扱又不承知之時ハ、正明寺  
役所ニ而可被申付との御事、此段乍憚不能愚案候、  
何分右之一件者、御太切之御儀ニ奉存候へハ、御賢察  
御高免被成下候様ニ御取成、被仰上可被下候、為右御断之  
以書付、言上仕候、已上

二月二日

念佛寺

御当職御役人中

猶、乍憚申上候、拙寺直參可仕所、病身故、耳一向不通、  
乍自油、又々以代僧如斯ニ御座候、以上  
左候へハ、可様之書付ハ、奉行所江者不被差出候故、  
先戻シ申候、可様ニ事々敷被仰候儀ニ而者無御座候、  
随分正福寺ニ者致承知被居候、只七ツ之所寺役多ク  
有之断之事、右之趣故、口上ニ而又候申遣シ候事、  
御太切之御用故、何分得承知不仕候旨申含メ候所、暮ニ  
および、役人も引被申候間、明日被罷出候との事  
三日朝飯後、早々代僧罷出候処、彼是長文言者入不申、  
唯断之一通り書付、印形相認メ差出シ候様ニ、被申渡候付、  
則、別紙本書之通相認メ差出シ候へ者、只今兼官者

奉行所江被參、主馬ニも他行之事ニ候へ者、書付差置  
被掃候様ニと取次之仁被申候而、尤用事有之者、從  
此方可申遣スとの事

別紙本書之写

乍恐口上書

今般

御当社御普請中者、刻限難相知レニ付、(明六ツ半/午刻/申刻)

右三時鐘為撞候様ニ、從

御奉行所、被 仰渡候付、正福寺之鐘を

(貼紙)

「撞候様ニ、正福寺江被仰付候処、於正福寺ニ奉畏、右三時之

鐘撞申候、然ル処、正福寺義無人、若寺役等御座候節ハ、

漸寺内ニ小僧老人残置候ニ付、何とそ其時ハ御用捨被下候

様ニと申上候付、当寺向イの事ニ候へハ、正福寺ニ寺役等有之節ハ

正福寺方為知可申間、七ツの鐘撞申候様ニと被仰付候へ共」

(貼紙下の本文)「右之時刻ニ撞候様ニ、御当務方被仰付候処、正福寺

無人故、寺役之節杯ハ間違候而者氣の毒ニ被存、御断被

申上候由、依之、正福寺寺役之節者、当寺方人を出シ

正福寺之鐘を為撞候様ニ、被仰聞候へ共」愚寺ニ而も無人

之事、殊ニ数度寺用ニ付、不残他行仕、右之時節ハ

間ニ合不申時者、御太切之御用相背候御事、恐入

御断○奉申上候、以上

○(貼紙)「申上候処、正福寺ニ寺役有之時斗七ツ鐘撞候儀、稀成事ニ

# 史料翻刻

【念佛寺文書】 23号

(表紙)

「 安永七戌年二月

当社御修覆ニ付従当務被申渡候一件

念佛寺覚書扣

当職兼官 片岡左衛門尉

兼官代 西主馬

被申達候儀有之候間、只今御当職江

可被罷出候、已上

二月二日

片岡左衛門尉

念佛寺

右之通、二日四ツ半過申来ル、当住耳不通故、仍而即刻

代僧罷出候処、西主馬殿罷出被申聞候事

今般御普請ニ付、従奉行被仰渡候事、朝六ツ半ト九ツト七ツト

右三時刻限知らせのため、鐘為撞候様、被仰付候故、正福寺江

申渡シ候所、無人ニ御座候へハ、御請取申候而も寺役ニ罷出候節杯ハ

間違候而者、氣之毒ニ奉存候間、御免被下度由被申候故、

然者、寺役之節者、念佛寺江被申候而、あの方互撞ニ被參候様ニ

可申候間、申合セ頼申由ニ而御座候、右之趣代僧罷歸り書付見セ候故、

直ニ御当職江使僧遣ス、口上右之段被申聞、承知御尤奉存候、  
乍去、御太切之御用ニ御座候へ者、愚寺ニ而も無人毎度寺用ニ付、  
不殘他行仕候義有之候へ者、得御請不申御断申上候段、口上ニ而  
申入候処、

又候、主馬殿被罷出、成程此方互も諸方之難儀成不申様ニ

取成申候へ共、聞入無之、正福寺互も段々の断故、奉行江申候

得共承知無之、尤御不勝御請可被成候時刻者、山上之

貝をうつし、鐘つき候事ニ御座候、此上御断被仰候へハ、

以書付を被仰ねば成不申候、其時者此方よりも

奉行江直ニ、右之断を申さねば成不申、左様候而者、

又々正明寺役所江も、御出被成候様ニ成申候而者、氣之

毒ニ存候間、乍御不勝御請可被成候、是非御請無之時ハ、

正明寺役所ニ而被申付候得者、御請被成候ハねば成不申、

其時者、当職之手寄も宜からず候間、是非御請可被成候、

御請被成候へハ、及御返事ニ不申候との御事、尤今日中ニ返答

仕候様被申候由、代僧口上書如件

右之趣ニ付、即刻別紙半切紙ニ而相認メ差出ス事

口上

今日、依テ御召状ニ、即刻代僧差出シ候処、今般

御当社御普請中者(明六ツ半/午刻/申刻)右三時之刻限を為相

知候様ニ、従 御奉行所、被 仰渡候付、正福寺江被申付候所、

無人故、御請申候而も、寺役ニ罷出候節杯ハ、間違候而も

氣の毒ニ被存、右御断被申上候付、正福寺寺役之節ハ

## 八幡における浄土信仰

—宝寿院木造阿弥陀如来立像（文暦2年墨書）をめぐって—

浄土宗安心院住職 本庄 良文

はじめに

平成19年初頭、筆者が兼務住職を務める八幡市美濃山宝寿院の本尊、木造阿弥陀如来立像の胎内に、「文暦二年二月廿日」なる墨書が発見され、西暦1235年の制作に係るものと判明した。その像は、平成22年に京都府指定文化財となり、山城郷土資料館（ふるさとミュージアム山城）に寄託されている。以上を受け、平成25年10月10日、松花堂美術館において、「八幡の歴史を探究する会」主催のもと、頭書のタイトルで講演と交流の集いが開催された（参加者64名）。講演の内容は、（1）浄土教の概要と浄土宗の成り立ち、（2）石清水八幡宮を中心とする八幡地区と浄土教との関連の一端、（3）宝寿院の成り立ち、および（4）墨書発見と、その後の経緯、（5）墨書の内容である。

本稿は、「探究する会」の土井三郎氏が、会報（第43号）に掲載するため、講演当日筆者が用意したレジュメに沿って作って下さった文章を、改稿したものである。同会、とくに土井三郎氏のご厚意に感謝申し上げます。もともと市民向けの講演であったことと、筆者の知識不足のために、不十分な点が多い。その点、大方のご海容をお願いする次第である。

### (1) 浄土教および浄土宗

阿弥陀仏信仰を中心とする浄土教の起源はインドに求められる。浄土宗・浄土真宗で「浄土三部経」と呼ばれる基本経典のひとつである『無量寿経』にその基礎となる教えが説かれている。——久遠の昔、国王であった法蔵菩薩という僧が、世自在王如来の指導により、五劫の年月をかけて自分の打ち立てるべき清らかな世界（浄土）の見取り図を、四十八箇条（四十八願）にまとめ上げ、「私の浄土はこのようであってほしい。もしこの願いが叶わなければ仏にはならない」と願い、かつ誓った。これを「過去の誓願」という意味で「本願」という。法蔵菩薩はその誓願に基づき、長い年月の間、生まれ変わり死に変わりしつつ、六波羅蜜（布施・持戒・忍辱・精進・禅定・智慧）という菩薩の修行を積み、十劫の昔、ついに阿弥陀仏となって西方極楽浄土に住まう。この世で善行を積む者はそこに生まれ変わって修行を重ね、仏となってこの世に還り、人々を救う。

日本において、最初に浄土教を体系的にまとめあげ、信仰の上だけでなく、後代の文学や美術の分野にも決定的な影響を与えたのは、天台浄土教を代表する思想家、恵心僧都源信（942～1017）である。源信は、極楽往生の教えと修行方法のマニュアルである『往生要集』を著し、この世の厭い離れるべきさまと対比して極楽の楽しみを「十樂」にまとめ、往生極楽のためには、仏の姿を観想する「念仏」

が肝要であると説く一方で、念仏以外のさまざまな善行を勧めている。ちなみに、阿弥陀仏像が立像である典拠は、この書の「臨終行儀」の項に、臨終を迎える病者の前に金箔を施した（来迎引接の）立像を立てるべきことを述べる箇所求められる。

なお、『往生要集』の最良の本文としては、院政期の訓読を伝える、築島裕他『最明寺本往生要集譯文篇』（汲古書院 1992）があり、同じく最も信頼できる現代語訳（付、解説）に、石田瑞麿『往生要集』1, 2（平凡社東洋文庫所収, 1963, 1964）がある。

法然(1133~1212)が唐の善導(613~681)の解釈に基づいて浄土宗を立てるまで、宗派としての浄土宗は存在しなかった。法然は、『往生要集』の基盤の上に、浄土教の思想と実践とを限りなく一元化し、いわゆる「鎌倉新仏教」の第一号となった。法然の教えの概要は以下の通りである。——今は仏の教えのみが残って修行も覚りも不可能に等しい末法である。ゆえに他の宗派の教えに従い、自力によって覚りを開くことは極めて困難である。阿弥陀仏の本願の力（他力）を借りて速やかに極楽浄土に生まれ、容易に修行を積んで覚りを開く浄土門のみが、覚りに至る近道である。極楽往生のためには善人・悪人などの区別なく、その身そのまま、他の行を差し置き、阿弥陀仏の救済を信じて口に南無阿弥陀仏と唱える念仏に専念すべきである。なぜならこの念仏だけが弥陀・釈迦・諸仏によって選択された、最も容易で、最も価値の高い往生のための確実な行だからである——。

この「専修念仏」の考え方は、「善悪の区別を否定し、浄土宗以外の宗派の存在意義や、称名念仏以外の修行の価値を極端に否定して仏教を衰退させ、阿弥陀仏以外の仏神を軽視することにより、仏神によって鎮護される国家の安泰を脅かすものである」として、既存の仏教界からの猛烈な反発を招き、国家権力による弾圧を受けた。建永の法難(1207)、嘉禄の法難(1227)などがそれである。この教えは、その後、さまざまな変化を被りながら、浄土宗（鎮西聖光系、西山証空系）、浄土真宗（親鸞系）に継承されて、現在に至っている。

## (2)石清水八幡宮と浄土信仰

この仏像が造られた背景として、石清水八幡宮を中心とする八幡地域と、浄土教や浄土宗系教団との繋がりを示す事例を、管見に入る限り、幾つか挙げてみたい。これは八幡地域に浄土宗系寺院が多いことの遠因とも言えるであろう。

第一に、八幡神の本地（本源たる仏・菩薩）については歴史の変遷があったもようであるが、阿弥陀如来とされた時期が長かったということが挙げられる。つまり八幡神への帰依はそのまま阿弥陀仏への帰依なのである。石清水八幡宮の本殿近くの阿弥陀堂（八角堂）に鎮座していた阿弥陀如来座像（本地仏）が、明治初めの神仏分離令による混乱の中、西車塚上に遷座し、最近、正法寺（八幡市八幡清水井）の法雲殿に納められたのは周知の通りである。

第二に、「男山四十八坊」と称されるように、石清水本殿の周辺には48の僧坊があるとされた。実数は定かでないが、ほかならぬ48という数が選ばれたのは、先に述べた法蔵菩薩の「四十八願」に由来すると考えられる。

第三に、石清水八幡宮の社務家である紀氏と、法然の門弟との間に血縁関係があった事実がある。法然の有力な直弟子の一人に平家の末裔とされる源智がいた。浄土宗総本山知恩院（京都市東山区）の第二世に数えられる人物である。源智は、浄土宗の最も標準的な法然伝である『法然上人行状絵図』（知恩院蔵、国宝）巻45、第1段では、隠遁を旨とする、あまり目立たない人物として描かれている。ところが、源智が、法然の一周忌（1213年1月25日）に向けて、師への報恩のため、数万人の結縁者を伴う造仏の勧進を行っていたことが分かっている。すなわち、滋賀県信楽の玉桂寺に伝わる阿弥陀如来像（現在浄土宗の所有）造立の企てである（『勢観房源智上人』知恩院布教師会、1986）。胎内で発見された源智作成の願文の分析により、彼の母方が、「祐清、幸清、超清、秀清」など、石清水八幡宮別当職の家系である紀氏に連なることが判明している（野村恒道「勢観房源智の親類紀氏について」『三康文化研究年報』16/17, 1985, 69～98頁）。

第四に、時期は前後するが、『法然上人行状絵図』巻36（14世紀始め成立）が伝えるところでは、法然が流罪を解かれた後も入洛を許されず、箕面勝尾寺に逗留していた建暦元年（1211）夏、法然を流罪にした後鳥羽上皇が、水瀬御所から石清水八幡宮に参詣した。その折に巫女が八幡神の託宣として法然の四国への流罪を責め、「君が政治を誤っているので国が荒廃する」と口走った。そこで臣下が専修念仏に対する圧力を緩めるべきであると奏上した。これがそもそものきっかけとなり、同年11月に法然が帰洛を許された、という。

第五に、同じく巻38で、法然滅後の諸人霊夢を列挙する中に以下の逸話がある。——法然入滅直後の建暦2年2月13日、ある女性が夢の中で法然の墓所に参詣したところ、その墓所は石清水八幡宮の神殿であった。扉を開けるとご神体がある。脇の人がご神体を指差して「これこそ法然上人よ」と言った——と。つまり、この人物は、法然を、八幡神（阿弥陀仏）と見たのである。

第六に、時宗との関わりを指摘したい。時宗は、一遍（1239～1289）によって開創された浄土教の一門である。『一遍聖人絵伝』（1299成立、国宝）の中に、一遍が石清水に参詣した絵図がある（小松茂美編『日本の絵巻 20 一遍上人絵伝』中央公論社 1988）。中世の石清水の社殿とその周辺の様子を伝えるものとして資料価値が高い。また同時に一遍の石清水への帰依を語るものでもある。一遍の高弟に聖戒がいた。一遍の諸国行脚に随伴したといわれるが、正応4年（1291）、聖戒は、一遍が八幡神から受けた神託によって八幡に善導寺を創建したと伝えられる。現在、京都の山科にある時宗寺院、歓喜光寺の前身である。

第七として、時代が下るが、八幡宮の浄土教信仰に関連する事項として紹介したいことがある。今の頓宮近くにあった極楽寺（この寺号こそが浄土教的である）に安置されていた阿弥陀如来座像についてである。京都の新京極にある誓願寺（浄土宗西山深草派）の本尊である阿弥陀如来座像は度重なる火災で焼失したが、現在の本尊は、神仏分離に際し、明治2年、八幡の極楽寺から移されたものである（誓願寺公式ホームページ、パンフレットによる）。

### (3)八幡市美濃山宝寿院（旧宝寿庵）略史

次に、今回、阿弥陀如来像が「再発見」された、八幡市美濃山宝寿院の説明に移る。実は、この仏像や寺号、および歴代住職に関連する四箇寺（すべて浄土宗寺院）の関係が複雑なので、それを述べておきたい。

#### ① 宝寿庵（旧大字八幡町小字清水井）

明治期まで八幡町清水井（正法寺の南、安心院から南西方向）に存在していたが、廃絶した。開基は清譽浄春。正法寺末。安心院に歴代住職の位牌が現存している。八幡市教育委員会提供の「明治十六年寺院明細帳」に本堂・庫裏の見取り図があり、「無住ニ付、兼務安心庵住職、河合真静」とある。真静は安心庵第13世である。明治前半期から無住となり、檀家60～70軒と境内地（現在は空き地）は、安心庵第15世赤井清松住職の兼務の後、安心庵（当時、檀家70軒ほど）と合併した。本尊阿弥陀如来立像（江戸時代）は、現在、安心院本堂正面向って左側に安置されている。安心庵との合併と相前後して、美濃山檀信徒の総意により、「宝寿庵」の寺号だけが、現在の美濃山宝寿院に受け継がれた。明治36年12月のことである。なお、1822～32年頃の市内中ノ山墓地の整備はこの寺の第5世良秀の主導による。

#### ② 宝寿庵（現宝寿院、八幡市美濃山大塚）

上述のように、現在の宝寿院は、寺号のみを清水井にあった宝寿庵から継承した。地名が示唆する通り、八幡市美濃山大塚の前方後円墳の上にある。安心院所蔵の、第16世河中孝準誌「寶壽庵本堂改築史」を参考に變遷を辿ってみると、そこは美濃山地区の集会所を兼ね、仏像を安置した堂宇が建っていた場所であるという。現在の檀家六十余軒は、もともと市内戸津の寿覚山無量院（所在地の詳細は不明）の檀家であった。天保期以降に無住となり、堂宇も廃絶したようである。宝寿院本堂の仏具（大鑿）に、寄進者名とともに、天保8年（1837）当時、住職が第26世、精譽門進であったことが記されている。無住となった無量院の住職は、市内戸津の浄土宗寺院住職が兼務していた。檀家は、明治20年頃に戸津の寺を離れ、件の集会所を兼ねた堂宇を本堂として、独立に寺を建てようと発議した。十数年を経て、安心庵第15世赤井清松の代、明治36年に、清水井「宝寿庵」の寺号を継承した寺の檀家となった。同時に赤井清松が「宝寿庵」住職を兼務することになった。大正14年、安心庵第16世河中孝準が、前住職赤井清松の志を継ぎ、檀信徒からの寄付を募って、現在の本堂の建設に協力した。その時まで、寿覚山無量院の本尊阿弥陀如来立像や仏具が、その本堂に設えられることとなったもようである。以上のことから、今回取り上げる阿弥陀如来立像も本来、戸津無量院の本尊であったと推測するのが最も自然であると考えられる。

#### ③ 無量院（旧戸津村）

繰り返しになるが、今回京都府指定文化財となった阿弥陀如来立像は、市内戸津にあった無量院の本尊であった可能性が極めて高い。先述の、仏具（大鑿）に記された記録をもとに、住職一代の年数を20年とすれば、無量院の開創は鎌倉期に遡り、24年とすればほぼ造像の時期に遡る可能性がある。後考を待ちたい。

#### ④ 安心院（旧安心庵、八幡清水井）

正法寺末。慶長年間の草創と伝えられる。第15世赤井清松より第18世である筆者までが、次第して美濃山宝寿院の住職を兼務してきた。

関連四箇寺の関係は以上の通りである。ところがその関係の複雑さのためか、出版物の一部に注意を要する記述がある。恐縮ながら、水野敬三郎編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』8、補遺及び第一期総目録（2010年、中央公論美術出版）の解説がそれである。この資料集には当該立像の解説および写真等が掲載されている（39～42頁）。そのうち、40頁上段の、「伝来」の項に、「宝寿院は浄土宗で、北には正法寺があり、正法寺周辺の浄土宗寺院とみられるが、本像を安置する本堂の歴史はほぼ不明である」とあるのは、清水井にあった本来の宝寿庵にこの仏像が祀られていたとする誤解に基づくものであろう。宝寿庵の本堂は、おそらく江戸時代の初めから、少なくとも明治16年までは、正法寺の南に建っており、上述の通り、間取りの記録も残っている。次に「宝寿院は昭和に設立された寺院」とあるのは、清水井の宝寿庵の寺号を継承した美濃山の宝寿庵が、昭和になってから「宝寿院」と名称変更したことをそのように誤解したものであろうか。「もともと当地には江戸時代に浄土宗の無量院があったが廃寺となったと伝える」とあるが、本文には先のごとく「北には正法寺があり」と、宝寿庵の位置について市内清水井を示唆し、原稿のタイトルには立像を蔵する宝寿院の住所を「八幡市美濃山大塚」としているの、「当地」とはいずれを指すのか理解しにくい。しかも当該仏像が伝来したと推測される無量院の元の所在地は市内戸津であり、清水井でも美濃山でもない。

#### (4)宝寿院阿弥陀如来立像胎内墨書発見およびその後の経緯

平成18年（2006）8月23日、八幡市教育委員会によって清水井安心院、美濃山宝寿院の現地調査があり、関西大学の山岡泰三名誉教授・長谷洋一教授が立ち会った。その時、美濃山宝寿院の阿弥陀如来立像は、長谷教授により「快慶より一世代後の作」であろうと鑑定された。（これが肯綮に中っていたことは後に胎内墨書の発見によって証明される。）痛んでいたのが修復を施すことが予定されていたが、長谷教授より、「出来るだけ手を加えないように」と助言された。同年12月に長谷教授の鑑定と助言の内容を伝えた上で、京都市内の仏具商に修復を依頼したところ、平成19年1月8日「剥落が激しいので止むなく解体したところ、胎内に墨書が発見された」と伝えられた。すぐに八幡市教委（担当竹中友里代氏）に通知し、4日後、住職が実見した。その後仏像は安心院に移された。同年1月22日、長谷洋一教授を招き、再度実測等の調査が行われた。

その後、平成19年2月9日、京都府文化財保護課専門員と八幡市教委の竹中友里代氏から「貴重な文化財としての修復をしてはどうか」との助言を得て、美術院で修復することとなった。その際、檀信徒からの寄付に加え、京都府と八幡市からの、文化財に対する補助金制度を利用することができた。平成19年4月に兼務住職（筆者）と檀信徒総代とに伴われて美術院に移送され、平成20年（2008）3月に修復が成り、当面は安心院で保管されることになった。その後、宝寿院の役員会で慎重に審議し、貴重な文化財の保全という観点から翌年5月に京都府立山城郷土資料館へ寄託されることになっ



た。美濃山宝寿院には、4年に一度、春彼岸法要（例年、3月20日）の際にお迎えすることになっている。

#### (5)阿弥陀如来立像および墨書をめぐって

阿弥陀如来立像の分析については、八幡市教育委員会編「平成18年宝寿院美術工芸品（彫刻）調査報告」に詳しいのでここでは省略したい。胎内から発見された墨書に記載されていることは以下に示す通りである。仏師は、これまで知られている三名の定慶とは別人であろうと推測されている。願主の行範についてはわからない。（以下、〈 〉内は割注のごとき形で左右二行となっている。）

奉造立阿弥陀如来像

右爲志者一切衆生成佛也致向後破壊

見及人奉加修鋪可令遂一佛浄土素懷給也

文暦二年〈歳次 乙未〉二月廿日〈癸巳時正 第二日〉始之 願主僧行範

泉州別當定慶造也

「右爲志者」は、恐らく文字の順序が誤りで、「右志者爲」とあるべきだろう。そのことは例えば、仁治元年弥陀三尊板碑（群馬県前橋市）に「右志者、爲過去子息小兒幽靈出離生死往生極楽証大菩提也」（石井真之助『板碑遍歴六十年』木耳社、1974、165頁）とあり、建長三年弥陀三尊種子板碑（埼玉県北足立軍北本町、東光寺）に「右志者、爲過去治部公聖靈往生極楽証大菩提也」（同著、175頁）とあること等によって明らかである。また、「致向後破壊」は、あるいは「向後致破壊」であろうか。「神社資料データベース」『類聚三代格』1（神社事）・寛平5（893）年10月29日符

（21coe.kokugakuin.ac.jp/db/jinja/kindex2.php?J\_ID=24701）太政官符の一部に、「所在神舎既致破壊」の用例がある。そこで、本意を優先し、試みに主要部を訓読・現代語訳すれば、次のようになるうか。

【訓読】造立し奉る、阿弥陀如来像。右、志すは、一切衆生の成仏の爲なり。向後、破壊を致さむに、見及ばむ人、奉加、修鋪せば、一仏浄土の素懷を遂げ令め給ふ可きなり。

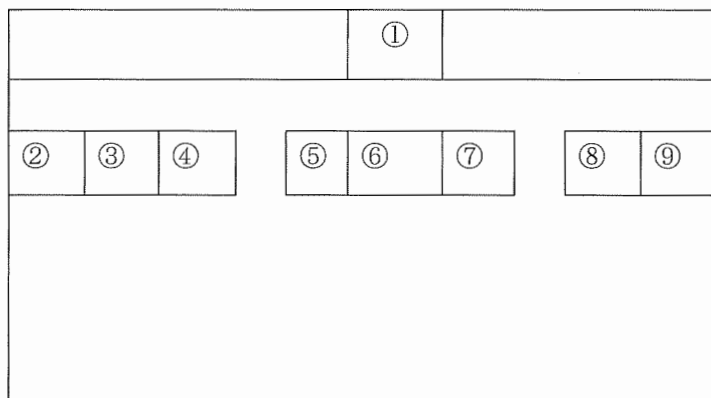
【現代語訳】阿弥陀如来像を造立したてまつる。これによって願主である私（僧行範）の志す目的は、生きとし生けるものが仏の覚りを得ることである。将来、この像が壊れたとき、[それを]見かけた人が、寄付を募り、修復すれば、[この仏は、結縁した人々を]同一の、阿弥陀仏の極楽浄土に往生するという、宿願を叶えて下さるであろう。

おわりに

仏像の構造からは、胎内に願文、結縁者交名帳、経文などの文書が大量に納められていたことが容易に想像できる。それらが失われ、法然の浄土宗教団との関係が不明なままであることは返す返すも

残念である。しかし他に類例のない貴重な文化財が身近に発見されたことは大きな喜びである。また造立者の、「修理に関わった人々をこの阿弥陀仏が極楽に迎える」という趣旨の記述から、京都府および八幡市の納税者や今回の修復に関係した方々（のうち志あるひと）が、そのような「素懐」を遂げるであろうことを密かに願っている。

## 安心院本堂配置図



- ①阿弥陀如来立像 元花光院本尊
- ②宝寿庵歴代位牌
- ③阿弥陀如来立像 元宝寿庵本尊
- ④地藏菩薩半跏像 元地藏院本尊
- ⑤観音菩薩坐像 元宝寿庵本尊脇侍
- ⑥現本尊阿弥陀如来立像 元西の堂にあり
- ⑦勢至菩薩坐像 元宝寿庵本尊脇侍
- ⑧安心院歴代の位牌
- ⑨阿弥陀如来坐像 元安心庵本尊



## 安心庵歴代住職一覧

世代	安心院歴代	就任年月日	示寂年月日	西暦	事績等
開基	覺道壹雲正悦大徳		寛永6年6月1日80歳	1629	慶長5年(1600)当庵開創、正法寺16世鎮蓮社叡上人弟子
2世	壽譽長存大徳		万治2年正月29日69歳	1659	開基正悦の弟子
3世	榮譽存悦大徳		貞享元年12月6日59歳	1684	2世長存の弟子、寛文8(1868)10月本尊厨子を馬場町大工作兵衛によって建てる
4世	通譽存達大徳		元文4年6月18日78歳	1739	3世存悦の弟子
5世	成譽慈堂辨應大徳		宝暦12年正月2日69歳	1762	河内国楠葉村産、4世存達の弟子、存應と称し後に辨應と改称
6世	深蓮社心譽光想完秀西堂		安永6年11月16日	1777	楠葉村野田、北村源左衛門の子、5世辨應の甥、中途正法寺山内成徳院へ転住、在職年不詳。弟子正譽順道比丘夢心庵中興開基安永5年10月6日往生
7世	淨蓮社欣譽完悦西堂		寛政11年7月8日47歳	1799	志水十王町平山氏の子、6世完秀の弟子、中途正法寺山内福泉院へ転住
8世	歡譽喜光秀悦大徳		文化11年8月5日38歳	1814	河内国船橋村山内山氏の子、7世完悦の弟子
9世	神譽義天女秀西堂		文化14年3月21日29歳	1817	八幡志水谷川町景山新蔵の子、8世秀悦の弟子
10世	妙蓮社歡譽智嚴準察西堂		天保6年8月7日65歳	1835	美濃国産、文化14年奥之垣内福寿庵より転住
11世	光蓮社闡譽亮算西堂	天保6年9月1日、在職26年間			大坂道頓堀千日前津村氏の子、正法寺30世遠譽亮鑑上人の弟子、正法寺仕理役、毎年玄米3石宛にて万延元年迄12ヶ年相勤。天保9年4月当庵大破により上蔵・屋根等諸所修復、普請諸入用は、正法寺頼母子3貫400目・松花堂掛物600目・檀中より600目・現住亮算500目寄附、世話人山内瑞雲院玄定和尚・檀中藤本伊右衛門
12世	高蓮社明譽亮達大徳	万延元年	明治2年4月8日37歳	1869	楠葉村中村氏の子にして当町藤本伊右衛門養子
13世	轉蓮社全譽上人入阿寂門眞静老和尚	明治2年6月11日	明治38年3月3日	1905	大阪産、正法寺執事を勤む。明治15年11月宝寿庵兼務、明治22年智源寺へ栄転、明治38年同寺にて示寂
14世	白蓮社道譽上人常阿知足善長老和尚	明治22年6月	大正元年9月15日73歳	1912	備後国産、正法寺執事、明治36年当庵辞職、福寿庵へ転住
15世	性蓮社淨譽信阿愚得清松老和尚	明治36年2月16日	昭和18年7月22日77歳	1943	慶応3年名古屋市の産、明治36年2月16日福寿庵兼務、明治44年12月28日地藏院兼務。明治37年宝寿庵の寺号を美濃山大塚へ移転、元宝寿庵の檀家を当庵へ合併。明治38年5月カガイト小嶋氏・田町前川氏の寄附を受け本尊脇侍台座を仏師山本要蔵によって造る
16世	法蓮社規譽上人随阿如意説孝準大和尚		昭和48年12月3日74歳	1973	鳥取県西橋寺、次いで実相寺へ転住
17世	誠蓮社達譽上人法阿説道良弘大和尚		平成15年1月7日82歳	2003	
18世	光蓮社闡譽上人教阿利生良文和尚				

○15世淨譽清松が記した『安心庵誌』(大正10年10月)をもとに作成

### 宝寿庵歴代住職等一覽

世代	住職等名	示寂年月日	西曆
開基	清譽淨春大徳	寛永18年12月27日	1641
2世	等譽淨慶大徳	万治2年4月28日	1659
3世	休譽春応大徳	元禄4年10月17日	1691
4世	光譽恵春大徳	元文元年5月29日	1736
5世	正蓮社法譽義道良秀大徳	天保12年7月15日	1841
	明蓮社照譽恵亮完敬西堂	安永9年11月23日	1780
	照蓮社光譽潮山西堂	文化11年2月25日	1814
	照蓮社映譽心然秀徹大徳	明治7年5月23日	1874
	鏡譽円心和尚	明治16年3月19日	1883

安心院文書をもとに作成、開基示寂年は『男山考古録』による

### 了正庵(念佛寺末)住職

世代	住職名	示寂年月日	西曆
開基	高稱（商禰の誤記とも）	天正元年	1573
	儀傳和尚	享保9年8月10日	1724
	檀譽香圓智梅大徳	寛政8年9月6日	1796

### 玉祥庵(念佛寺末)住職

世代	住職名	示寂年月日	西曆
開基	周芳大徳	永禄2年	1559
5世	龍蓮社誓譽岌殘和尚	享保3年8月26日	1718
7世	明蓮社了譽龍辦西堂	明和4年6月8日	1767

増上寺史料「浄土宗寺院由緒書」及び念佛寺境内墓碑銘調査による

# 領知朱印状にみる石清水神領内浄土宗寺院の構成

竹中 友里代

西遊寺には、浄土宗寺院三十六ヶ寺に宛てた朱印状が伝わっていた。慶長5年5月25日付けで石清水八幡宮領内に大量に発給された徳川家康領知朱印状のうちのものである。詳細については、第I部報告（鈴木）に譲るとして、ここでは朱印状から神領内の浄土宗寺院組織について考える。

## 朱印状発給数と板倉伊賀の目録

天明7年（1787）の「八幡末社御朱印高之覚」によると（1）、神領内に宛てられた東照宮様の御朱印は合わせて361通で、社務宛て6通、山下法体・神職町人百姓に237通、山上社僧・承知諸役料に44通と書き上げられ、そして53通が山下寺院の禅・律・法華・浄土宗寺院に宛てられたものであった。西遊寺の家康領知朱印状はこの浄土宗寺院の内の2通である。1通は、西遊寺宛て（西遊寺1号）で、もう1通は書き出しが「知行方目録」（西遊寺4号）とし、慶祐庵・長福寺・奥庵・観音寺・際講田・徳正の6ヶ寺に宛てられている。明治8年の「八幡庄内浄土宗三拾六ヶ寺朱印写来由書取調簿」（念仏寺29号）から上記六ヶ寺組とその他の寺庵に対しては各1通出された朱印状を合わせると、浄土宗三十六ヶ寺組に対して、発給された家康領知朱印状の数は31通であった。

この浄土宗三十六ヶ寺の寺庵名は、西遊寺文書では板倉伊賀守勝重から出された元和3年（1617）8月16日「石清水八幡宮山下寺庵浄土宗之目録」（西遊寺5号）で知ることができる。この目録は、二代将軍徳川秀忠の領知朱印状と同時にだされたもので、家康朱印状では上記のように31通が寺ごとに個別にだされていたが、この時から36ヶ寺で一通にまとめられた。秀忠領知朱印状（西遊寺2号）の本文中にある「別紙目録」が板倉伊賀の目録を指し、1通にまとめた朱印高の内訳を添えている。なお、この三十六ヶ寺組朱印状など13通は、明治18年12月それまで朱印状を預かっていた宝青庵住職の死去により、西遊寺にその管理が委ねられたことがわかる（西遊寺28号）。

神領内の他宗についても、法華宗寺院では家康領知朱印状は、本妙寺・乗蓮坊・円珠坊の三ヶ寺に各1通であったが、元和3年には、八幡宮山下寺庵法華宗三箇所宛てに秀忠朱印状1通とともに、板倉伊賀の目録が出されている。禅宗九ヶ寺組は、同様に板倉の目録と共に秀忠朱印状で1通にまとめられている（講田寺文書7・8号）が、三代家光までは、安禅寺と九ヶ寺組で2通、家綱の寛文印知では、安禅寺と九ヶ寺合わせて禅宗十ヶ寺組で1通となった（2）。組寺は元和3年の領知朱印状は板倉の目録と共に1通にまとめられた。他姓座にみられるように板倉の目録を添え、朱印状を1通にまとめた神人組もあった。これより神領全体の朱印状は、184通となり、この数は家光に継承された。

石清水神領では、神人宛の領知朱印状は、寛文5年（1665）徳川家綱の寛文印知で組ごとに1通にまとめられ、神領内にだされる朱印状の数は33通となるが、浄土宗三十六ヶ寺や法華三ヶ寺・禅宗九

ケ寺組については、寛文印知に先だって元和3年に1通にまとめられていた。

この板倉の目録には、寺庵名と石高のみを記し、所在地等は記さない。諸史料から所在地を推定し、一覧表にしたものが表1(116頁)である。表1の寺庵の番号を絵図上に記したものが図1「神領内浄土宗寺院所在図」(125頁)である。三十六ヶ寺は、門前町でも念仏寺のある壇所や柴座・山路・森町と神原・馬場町に集中しており、家数も多く、他宗の寺院数も多い。

### 浄土宗三十六ヶ寺組の特徴

この三十六ヶ寺組の内の寺院を「資料男山考古録抜粋」(117～124頁)の記述を中心にみていこう。瑞泉庵(120頁、資料23)は、慶長5年(1600)の領知朱印状発給時には森町に所在したが、中絶後に巢林庵が兼帯し、後に曹洞宗の神応寺末となり、天保13年(1842)ドンドの辻子の南、岡本个庵旧邸跡に移転し、水害に対処し土地を高く盛り上げ東に面して新造したという。神応寺文書をみると寛永11年(1634)「八幡杉山神応禅寺領指出」(神応寺3号)には、神応寺朱印領120石のうち52石4斗2升が本寺分の指出、残り67石5斗8升が末寺11ヶ寺分の指出として小字名ごとの田畠の石高と名請け人の名を書き上げている。この末寺分の配当中、小字辻の田畠1石6斗2升到瑞泉庵が名請け人に記され、瑞泉庵は、神応寺の末寺であったことが確かめられる。元禄2年(1689)の「末庵知行配分連判帳」(神応寺8号)や享保18年(1733)「定免年貢収納帳」(神応寺文書12号)にも徳雲庵・慈眼院などの末庵7ヶ寺とともに瑞泉庵に1石6斗2升が配分されている。

さて、ここで市場に流出し近年神応寺の努力によりに買い戻された古文書(3)を以下に掲出する。

神應寺 御朱印百貳拾石之内、高壱斛六斗貳升字御志畠瑞泉庵候、右御配当之田地、沽却或ハ譲類親申間布(敷)候、少々高二御座候間、一庵之結申ハ成り不申、但何之末寺へ成共妹比丘尼并我等之茶湯田付申時、御違乱被仰間敷候、諸事寺役之事ハ各々衆次ニ御無沙汰申間敷候、為後日壱札如件

元和六<sup>庚</sup>年十二月八日

久庵口(花押)

神応寺御納所

少々解釈が難しいが大意を示すと、字御志畠にある1石6斗2升の土地は、神応寺領120石のうちの瑞泉庵領として、売却や親類に譲渡せず久庵が預かっていたが、小高ゆえに、一庵を維持することが難しくなった。そこで、久庵と妹比丘尼の茶湯田が付されるならば、どの末寺下となっても神応寺納所にその管理を委ねることを証したと解釈した。とすると元和6年にはすでに神応寺末寺知行内であったことはあきらかである。

乗春庵(121頁、資料26)は、慶長の朱印状発給時には科手にあったが、正徳5年(1714)京都の妙心寺積翠和尚が中興し、その後妙心寺塔頭蟠桃院荊山和尚が柴座町に再興して、以後禅宗となる。

現在落書き寺として知られる単伝庵(121頁、資料27)は、慶長5年には神原町の西にあり、浄土宗

三十六ヶ寺として朱印地4石2斗余りを給されたが、中絶し法童坊預かりとなっていた。正徳元年(1711)妙心寺智勝院法類で、豊後臼杵藩主稲葉氏の菩提寺である月桂寺の住持であった宗圭瑞応(1664～1734)が当地に移住して、翌年本堂を再建して中興し、以来禅宗となった。このように浄土宗三十六ヶ寺組として朱印地を宛行われたとしても後に再興時に転宗している寺庵が存在した。

八幡の山下諸寺は、元禄5年(1692)「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」(4)によると156箇寺あり、そのうち山下浄土宗は正法寺を筆頭に98ヶ寺と、およそ三分の二を占めていた。

正法寺には方丈のほかに塔頭が10ヶ寺、末寺が10ヶ寺・中方が8ヶ寺、他領には正法寺末々寺が3ヶ寺があり、これを表2(116頁)に示した。

末寺10ヶ寺のうちの西光寺・円通庵・宝光庵は浄土宗三十六ヶ寺組の内でもある。正法寺には、末寺の他に中方と称される寺庵が8ヶ寺あり、図2「正法寺中方寺庵所在図」を見ると、すべて志水町の正法寺周辺にある。慶祐庵・安心院は、朱印地を有していた。「城州八幡愚聞抄」には「末寺中方ハ悉ク正法寺役者ノ触下ナリ、諸願等ハ末寺ハ役者エ直願ナリ、中方ハ由緒ノ院ヨリ取次願ナリ」とある。由緒の院とは表2に整理すると正法寺の塔頭であることがわかる。正法寺役者の触れ下で末寺が直接本寺役者に願書を提出するのに対し、中方の寺庵はゆかりのある塔頭を経由して願書を出すこととなっていた。また「方丈塔頭同宿坊主ニ而候」とあることから、中方は、おそらく塔頭の事務や雑務を担い法要などの儀式に付き従う僧侶の住房で、本寺より塔頭に親しく帰属する寺庵であった(5)。

つぎに念佛寺については、表3(116頁)のように末寺17ヶ寺を有し、世音庵・知善寺など6ヶ寺が三十六ヶ組の内にある。末寺には、大住八小路村の両讚寺や大住村来迎寺、上奈良村の阿弥陀寺など他領の寺も含まれる。

「諸事勤方触書証文控」(念佛寺100号)にある明和5年(1768)奉行所への寺内人数改めの報告をみると、念佛寺に居住する11才以上の男は9人、そのうち僧侶は7人、俗人2人であった。家田町の末寺惣代の玉祥庵は、16才以上2人、そのほかの末寺(世音庵65才・了正庵32才・東向寺41才・放光寺36才・十念寺64才)は住僧各1名の年齢が記され、谷畑の慶林庵・谷畑地藏院・森の奥之庵・瑞光庵・俊栄庵・蓮華寺は無住であった。念佛寺には居住する僧侶も多く役僧である納所があり、末寺や無住の寺庵の年貢勘定等を代行していた。念佛寺は、多くの末寺を配下に近在の浄土宗寺院を取りまとめ、無住の寺の寺務を代行する存在であった。

西遊寺は、「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」には末寺は記録されていないが、同寺の(西遊寺46号)享和3年奉行所への報告がある。交野郡楠葉村に6ヶ寺、摂津国西成郡大道新家村に1ヶ寺、合わせて7ヶ寺あり、末寺安養寺末の孫寺が2ヶ寺であった。西遊寺は、山城国に朱印地を持つが、その立地より河内国に末寺があるため朱印組外として別帳に記録されていた。

### 町会所としての寺庵

山下寺院が宗教活動以外に町の会議所として、慶長期には確認できること、各町内には、社士や年寄が支配する会所と、百姓町人が自主運営する二通りの会所が存在していたことは、すでに指摘して



いる(6)。ここでは、浄土宗三十六ヶ寺について個別にみていく。

大谷の城福寺(119頁、資料20)は、大谷から西の奥谷への入口にある。「山上山下惣絵図」によると常昌院の西南に隣接していた。開山は長春和尚で、本尊の釈迦如来像は、宝永4年(1707)長濱新右衛門が造作した厨子に納められ、本堂は常昌院と同じ東向きで軒続きに会所が建っていた。大谷に集住する神宝所神人の社士十数人が集会する自治会所であった。

常盤町の長福寺は、朱印高8斗6升で、常盤町の社士はすべて鹿野を名乗り、神職は年老によって支配していた。また平谷町の長福寺は、朱印地1石1斗1升余りで本尊地藏菩薩を祀り、安永6年(1777)旧堂焼失後、町の年寄支配の会所として再建されたとある。

園町の東端にある会前庵は、「同町絵図」によると春日郷社の南に隣接する(7)。朱印高2石2斗6升余りで、天保年間に焼失しその後一堂を再興した時に、南の軒続きに会所を建て、町内の年寄、社士が会議所として支配していた。一方園町には、文安4年(1447)建立の由緒を持つ浄土宗の徳恩寺があり、百姓の会所として浄土宗の僧侶を置いていた。

東山路町の地藏院は、元禄頃には(8)小寺内近(内匠の誤記カ)が支配する郷内惣集会所(118頁、資料18)であった。馬場町の東林寺と神原町の地藏院は共に年寄支配の町の会所であった(120頁、資料25・28)。

また、寛保3年頃まで家田町の会所には慈徳実厳心盛法師が住持として居住していた(9)。

こうしてみると、浄土宗三十六ヶ寺組の寺庵は、町内の社士等の神領自治を担う身分層が町の会所として利用していた。「御朱印 無住之節ハ御朱印頂戴之檀家之内江相預ケ護持仕候」(西遊寺21号)とあり、無住の時は朱印状を所持している有力な檀家に預け、その管理を委ねることが多かった。そのため朱印地所持の寺院は、往々にして社士・年寄の支配をうけることとなる。

## 【注】

- (1) 天明7年「八幡末社御朱印高之覚」(八幡市教育委員会・石清水八幡宮『石清水八幡宮諸建造物群調査報告書』(本文編)第六章資料109頁、2007年)
- (2) 拙稿「木村家文書の淀屋関係資料と近世石清水神領」(京都府立大学文学部歴史学科『八幡地域の古文書・石造物・景観』京都府立大学文化遺産叢書第4集、2011年)
- (3) 神応寺所蔵「神応寺文書 追加仮目録補遺い-1」
- (4) 石清水八幡宮蔵「神社佛閣并坊社寺庵改帳」(八幡市教育委員会『石清水八幡宮境内調査報告書』資料編、2011年)
- (5) 名古屋市蓬左文庫蔵「城州八幡愚聞抄」。京都府立山城郷土資料館編『正法寺古文書目録』には、箱8-274 宝暦12年「安心庵後住弟子ニ付願書」は、安心庵から塔頭瑞雲院へ出され、中方から塔頭への文書がみられる一方で、箱7-583~598 寛保3年開基由来は中方各庵から正法寺役者へ直接届書が提出されている。個別文書の内容より中方の山内寺庵としての位置づけが課題である。
- (6) 拙稿「石清水八幡宮領における門前町の自治と尾張藩家老志水家」(『尾張藩社会の総合研究』六、

2015年、清文堂出版)

(7) 「園町領内道筋絵図」林家文書(山城郷土資料館寄託) (『南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究』京都府立大学文化遺産叢書第1集、カラー口絵5)

(8)前掲(4)

(9)念仏寺142号過去帳 寛保3年に、「慈徳実巖心盛法師/5月26日/家/会所住持/62才」とある。

# 浄土宗寺院一覧表

表1 浄土宗三十六ヶ寺

番号	所在地	石高	所在地
1	西光寺	12.293	森町
2	世音庵	7.426	神原町
3	智善寺	7.8	神原町
4	慶林庵	5.923	神原町
5	宝春庵	5.733	馬場町、後南山
6	西遊寺	5.3	橋本町
7	昌玉庵	4.533	神原町
8	宝光庵	3.867	神原町
9	真善庵	3.616	馬場町
10	念仏寺	2.966	壇所町
11	成光庵	2.8	馬場町
12	圓通庵	16.333	神原町
13	玉祥庵	2.8	田中町
14	春向(興)庵	2.633	神原町、後川口村
15	西光庵	1.846	馬場町
16	清林庵	1.4	壇所町
17	祐春坊	5.8	山路?
18	地藏院	5.38	山路町
19	長福寺	7.086	柴座町
20	城福寺	10.46	大谷町
21	薬師堂	5.56	森町
22	薬園寺	5.734	森町
23	瑞泉庵	1.746	森町、後柴座町
24	西福寺	4.206	壇所町
25	東林坊	1.28	馬場町
26	乗俊坊	7.666	科手、後柴座町
27	単傳庵	4.273	神原、後山路町
28	地藏院	3.56	神原町
29	會前庵	2.266	園町
30	長福寺	1.113	平谷町
31	慶祐庵	0.86	志水町
32	長福寺	0.83	常盤町
33	奥庵	0.67	森町
34	観音寺	0.4	森町
35	際講田	0.18	際目村
36	徳正	0.1	?
計		155.72	

表1の寺庵名は、西遊寺5号「板倉伊賀守目録」(元和3)をもとに、「男山考古録」を( )で記した。所在地は「考古録」及び絵図その他より推定した。表2は「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」より作成した

念佛寺末寺表3の1~17は『神社仏閣并坊舎寺庵改帳』(元禄5)、18~20は念佛寺文書25号(安政2)、21は同100号(明和6)にあり、同時期の末寺を記したものではない。

表2 正法寺末寺

番号	寺庵名	所在地	備考	
①	西光寺	森町	末寺十ヶ寺	
②	九品寺	志水町		36ヶ寺の1
③	浄音寺	戸津村		
④	万称寺	志水		
⑤	円通庵	志水		36ヶ寺の12
⑥	聖賢院	正法寺内		
⑦	福田寺	下久世村		
⑧	宝光庵	神原町		36ヶ寺の8
⑨	了徳庵	森町		
⑩	玉樹院	森町		
⑪	慶祐庵	志水町	中方八ヶ寺	
⑫	良福庵	志水町		勁松院、36ヶ寺の31
⑬	安心院	志水町		福泉院
⑭	林香庵	志水町		瑞雲院、朱印地1.3石
⑮	福寿庵	志水町		松岳院
⑯	宝寿庵	志水町		智徳院
⑰	正光庵	志水町		松林院
⑱	岫雲庵	志水町		正寿院
⑲	無量院	戸津村		勁松院
⑳	祐楽寺	下久世村		末々寺、浄音寺末
㉑	行願寺	中久世村	末々寺、福田寺末	

備考の36ヶ寺の番号は表1の番号に対応する。

表3 念佛寺末寺

番号	寺庵名	所在地
1	世音庵	神原町
2	智善寺	神原町
3	真善庵	神原町
4	慶林庵	神原町
5	玉祥庵	家田町
6	奥庵	森町
7	瑞光庵	森町
8	了正庵	東山路町
9	十念寺	橋本町
10	地藏院	神原町谷畑
11	後栄院	芝町
12	両讚寺	大住八小路村
13	阿弥陀寺	上奈良村
14	来迎寺	大住村
15	東向寺	生津村
16	蓮華寺	山本町(神原町)
17	釈迦堂(放光庵)	川口村
18	地藏院	神原町
19	西光寺	河内国交野郡塚本村
20	西雲寺	河内国交野郡渚村
21	際講田	際目村
22	西方寺	際目村

## 資料 男山考古録抜粋

### 【浄土宗三十六ヶ寺組】

#### 1 西光寺

森の町奥庵の東隣に在、浄土宗、三十六箇寺組内、今正法寺に附屬す、本尊阿彌陀佛、開山聖譽上人、享祿二乙丑年十二月十九日寂、

#### 2 世音庵

神原町道東側、かへらすの橋少しく北也、浄土宗、御朱印三十六ヶ寺組の内也、本尊阿彌陀、開基世音大徳、

#### 3 智善寺

神原町大道の東側にあり、西向、平田村道の南角也、(上に云眞善庵同所也、) 浄土宗、三十六ヶ寺御朱印組の内、本尊阿彌陀、開基は妙薫比丘尼とて、小禰宜奥村権守(馬場町住社士、) 先祖の女と云、慶長年間の尼也、

#### 4 慶林庵

今絶てなし、古は谷畑の所より来る道に石橋を渡す、其所の道の傍に在しといふ、(近世迄其跡に社土奥勝右衛門居宅を建て住たりしか、子細在て善法寺家南隣へ移したり、文政年間の事か、) 浄土宗、三十六ヶ寺御朱印組の内、本尊阿彌陀如来、開基順意和尚、

#### 5 寶青庵

今志水町南山に移す、馬場町西側東林寺の南也、善法寺家表門通りを東へ大道迄、新に道を開く、(弘化年間、) 其処に道より二十間許西へ入道あり、今ハ寶青庵垣内といふ、是其旧地也、当寺昔は志水にや在けむ、慶長年間記中に志水町の内寶正庵と見ゆ、

#### 5 寶青庵

萬稱寺に対して道の東側也、寺は南向、浄土宗、御朱印三十六ヶ寺組内、本尊阿彌陀佛、開基宗泉和尚、旧は馬場町大道通より西の方に少しく入りて在し也、彼所今に其跡を寶青庵垣内といふ、

#### 6 西遊寺

本祥寺の南平野山へ行道の東側、山に据て高く西面に在、浄土宗、無本寺也、本尊阿彌陀如来、開山欣譽元清上人と云、猶觀音堂、鐘堂等有、

#### 7 昌玉庵

神原町谷川の南側に慶林寺に隣る、北向き也、浄土宗、三十六ヶ寺組内にて、本尊阿彌

陀如来、開基宗正法師、

#### 8 寶光庵

神原町南横町大道北側少しく北へ入る所、南向、浄土宗、御朱印三十六ヶ寺組内、本尊阿彌陀、開基善久法印、

#### 9 眞善寺

今神原町北端大道の東側、平田村に到る南也、次にいふ智善寺境内南西にあり、其庵土蔵の如く塗籠作り、古は馬場町の内なりしといふ、浄土宗、三十六ヶ寺御朱印組の内也、本尊阿彌陀、開基善如比丘尼也、〈慶長年間の尼なりと、〉

#### 10 念佛寺

壇所町道の南側にて、今本堂等西面、〈二重家根、〉表門北向也、舊は觀音堂と號して空也上人暫く當寺に住居す、此上人八幡宮を信仰す、神告を蒙りし事、縁事抄に見ゆ、本尊觀音、同上人自作〈云々〉、古より兩度焼す〈云々〉、今當寺三十六ヶ寺組内也、浄土宗、本尊阿彌陀如来者、前に云高橋町大同寺に在しを移せる由、寺記に見えたり、中古開山念覺、應永二亥年正月廿五日寂、

#### 11 成光庵

馬場町の内谷畑といふ所へ入北側、大道より半町許人所也、今絶て跡民家となる、浄土宗、三十六ヶ寺御朱印組内、本尊阿彌陀也と、開基未詳、近世前にいふ御馬所浄光院寺門西の方に移して再興せしか、弘化二年の比に顛倒して又絶たり、

#### 12 圓通庵

同(正法寺)惣門の外、北側に在り、正法寺末寺、浄土宗、本尊阿彌陀佛、開山根譽宗善和尚、弘治二年寂、寺記曰、開基は根蓮社善譽和尚とあり、元和三丁巳年六月十一日寂、

#### 13 玉祥庵

家田町道の南側に在、浄土宗、三十六ヶ寺之内、本尊阿彌陀佛、開山周芳和尚、

#### 14 春興庵

同(川口)村中道の西側にて、放光寺の裏手也、浄土宗、三十六ヶ寺組の内、本尊者阿彌陀、開山和道順覺西堂也、

#### 15 西光寺

森の町奥庵の東隣に在、浄土宗、三十六ヶ寺組内、今正法寺に附屬す、本尊阿彌陀佛、

開山聖譽上人、享祿二乙丑年十二月十九日寂、

16 清林庵今云森川院、

壇所町道の南側にて、正福寺の南對也、淨土宗、三十六ヶ寺組の内、本尊阿彌陀、開山清林行譽、依て寺號とす、寛永十九年九月十二日に寂す、近世森川何某柴座北町に住、次男相續してより以來、私に森川院と改號、此條八幡宮の前に書へし、

18 地藏院附、東山路

山路町大道の西側にて、放生川東岸也、往昔此邊に東山路の通り也、宿院より橋をかけたり、五位橋と云、古圖に據て云、此處より東の方森の町に到る道を東山路といふ、當寺淨土宗、三十六ヶ寺の内、本尊地藏菩薩、立像なり、開山不知、今郷内惣集會所とす、此會所ハ元今の壽徳院の地にて、社士富森又兵衛なる者已來當寺を用、傍に天神小祠あり、近來小寺喜六郎我か住する境内に移す、其所に云、見るへし、其後此社に宇加神を祭る、

19 長福寺

常盤郷柴座下ソドの辻子とて、安居橋通りの道北側、堂は南面なり、淨土宗、三十六ヶ寺組の内、開基不知、本尊金胎之地藏二尊相並て、岩頭之座像也、傳云、日叡山中に同躰之像在之、傳教大師之作也、傍に觀音之古像を安置せり、又一幅之大名號を傳來す、幅八尺、長八間、表裝唐織物、色青地金入唐草緞子の如し、大字にて南無阿彌陀佛と書、六行の筋を引、朱字にて一字凡一尺三四寸、草行取交せて名號を書、雲烟の如く見事成もの也、下二墨書三寸許、康永三年八月、沙門拾變名花押あり、又七十三歳願主の名をも記せり、山城名勝志第十八卷云、長福寺云々、藤澤五代拾變上人開基云々、今芝座惣堂安之見ゆ、此大名號、往昔旱魃之時には懸之祈雨、必有驗と云傳ふ、近來旱之時、河内國交野郡春日村又諸邊へも申乞三付持行、何れの時も其驗あり、七日之間一日に一字つゝ開く、掛方足場の仕様、寺記にあり、用之、

20 城福寺

大谷町道より西側にて、奥谷と云所への入口也、本堂東向也、軒續き一町内社士輩の集會所あり、本尊釋迦如來、開山長春和尚云々、

22 藥園寺或云森堂、

森町東端横道の東に、南面に在、淨土宗、三十六箇寺組内也、近來眞言宗、寛保三註進記に見ゆ、本尊藥師如來、唐衣々冠を着、木像也、尚次若かりし時、當町六位森本信魚師として神道を學ひ道を聞く、或時語曰、京都有識者曾我部式部當藥師像を一見して云、是如來にあらず、正しく秦徐福か像也、徐福者不老不死の藥を求めんと我邦に使用する事、人

の知る所也、藥使の稱を以て佛とせしならん、前漢書劇通傳中に徐福海に入て仙藥を求んとて、多珍寶を齎し、童男女三千人を連れ使す云々、若然らずは少彥名命の神像歟と、此説捨かたく、猶能々像を伺て知へし、佛像にしては異躰なり、開山行基菩薩と云傳ふ、新撰縁事抄に、森藥師堂鬮賣買を掌る社務下知書と云あり、又二月莊嚴頭役を勤めし事見ゆ、延慶二年二月、又徳治二年四月の記にも見ゆ、又湯屋湯井職の事、建武四年四月之記に見ゆ、又太平記八幡合戦の條、云、山名右衛門佐財園院三陣ヲトレハ、左兵衛督猶守堂口ニ支テ防カントス云々見ゆ、當の鐘今淀城内に在て、銘に其由書たりといふ、堂前に一大樹の楠あり、慶長四年古圖に影向楠木と書り、鎮守に天神社ありしと記ともに有と、今無し、

### 23 瑞泉庵

同上(柴座町)辻子道の南側に在て、田福寺に正對ふ、舊は淨土宗、三十六箇寺組之内にて、慶長五年御朱印被成下時の記ともに據は、森之町に在しか、其後中絶して巢林庵に兼帶せし也、近く天保十三年壬寅岡本箇庵か跡の空地を開きて、此地箇庵跡南隣當森御春買得して同族森篤也、方菜畑を譲り請て、樹木等伐拂、水害を避んとて高く築地して、東面に新造、再興主は壽仙尼也、社土粟津將監か女也、然れとも田福寺當任悠然我寺と同く運州和尚を以て中興とせり、本尊者舊瑞泉庵傳來古佛十一面觀音立像、高一尺五寸許、原開基者祥丘宗慶尼、寛永八年正月五日歿、實兒久庵爲心と云を以て開山とせるよし也、又寛永十一年神應寺記に據に、字辻といふ田畑一石六斗二尺配與云々、神應寺末寺也、元祿二、享保六差出帳二も見ゆ、

### 24 西福寺

清林菴の東に立枯といふ園道石橋放生川上流、行細道の東に、北面に在り、淨土宗、三十六ヶ寺組内也、本堂古は東の方に在て西面なりしか、近く文政年間に北面に改造す、田中町住村岡權右衛門施主、本尊今毘沙門天王也、開山不知云々、尚次按に、當寺本尊至て古像也、是舊者當山護國寺堂内に安置ありし四天王の一軀ならん、其寸尺今彼御堂内に一軀在る増長天王と同尺也、然りと雖も、後世猥に拙工の修理を加へて古躰を損したり、近來當堂の菴主と當町に在る辻村徳兵衛と云者と語らひて顔又手など修造して持物なども改替たりといふ、當寺の棟札にやと思はる、板札を厨子内に納む、元和二年四月廿七日、毘沙門寄進云々と記せり、摩滅して見難き處も有と、山上中坊先住にや有らん名あり、今忘れたり、此元和の比は護國寺假堂も無くて、佛躰かたくに散亂在し故に、後世彼堂再興なども思ひえず、僥忽に當寺に其一軀を遷せしものならん、左なくては斯る古佛の山上に在ん事は、外に思ひあたらず、十二將神等同作と見え、又古色も同じ、據て此事を録して後の考を俟つ、當堂中世明和四丁亥六月に造營す、元和の堂にはあらず、又文化に修造せり、

25 東林寺

馬場町西側谷畑道より半町許北也、浄土宗、三十六ヶ寺御朱印組の内、本尊阿彌陀、開基不知、旧昔より馬場町の総寺にて、慶長五年御朱印被成下時の堂守の名を以て申出づる也と、東林坊とあり、

26 乗春庵

同(柴屋町)辻子道の北側、長福寺東隣也、浄土宗、三十六箇寺組内にて、舊者科手町に在て、御朱印には科手乗春坊と有、是なり、正徳五乙未年京都妙心寺積翠和尚中興、其後同妙心寺塔頭蟠桃院荆山和尚再興にて堂所に在、今者禪宗也、本尊觀世音を安ず、開基不知、

27 單傳庵

山路町の内奥の町の長隅にて、安居橋通り東道の末也、舊者神原町の道の西側に在しか、中絶の後山上法童坊に預り居しか、當今禪宗となりて此所に移せり、本尊阿彌陀佛、開山不知、寛保三年註進記には、經藏等を記せり、又丹傳と書るもあり、正徳二年壬辰二月本堂再建して、京妙心寺智勝院法類にて、豊後國臼杵城主稻葉家の菩提所月桂寺六世瑞應移住て中興とし、以來禪宗と成し由也、(本堂者嘉永七年地震にて顛倒せり、)

28 地藏院 (附、大樹)

神原町大道通りより谷原へ入る道の角坤方に在り、南向也、浄土宗、御朱印三十六ヶ寺組内、本堂に地藏尊を安置す、春日佛師の作と云伝ふ、開基未詳、境内長角に大樹と称する榎木の太木あり、(半朽て蔽の如し)古図にも見えて最古き物也、里老也、古一里塚には榎木を植えられし事ありと、猶可考、(織田信長公の仰を受て、一里毎の標に植たる時、役木の承誤て榎木を植えし事一書に在、其内か、)

29 會前庵

園町東端に在り、西面也、古堂近く天保年間年に焼失せり、引続て一堂再興せり、今在る堂是也、南軒続きに會所を建る、当町會議所に用、浄土宗、三十六ヶ寺朱印組内、本尊地藏菩薩也、開基不知、

30 長福寺

平谷北町道の西に東向にあり、浄土宗、三十六ヶ寺朱印組内也、本尊地藏菩薩、開基不知、安永十辛丑正月六日に旧堂焼せり、当堂は其後町内集会所として再建せり、

31 慶祐庵

同正法寺南、惣門の外よりは半町許東、道の北側に在しと云、同上中方、浄土宗、御朱



印三十六ヶ寺組の内、本尊同上、開山昌榮、年月不知

32 長福寺

常盤町の道の西側にて、安橋寺よりは少しく南に在り、浄土宗也、本尊に薬師像を安置す、近來鹿野山と冠らせ稱ふ、當町内社土輩皆鹿野といふ、開基不知、

33 奥庵

森の町道の北側に小庵あり、南面也、浄土宗、三十六ヶ寺の内、本尊阿彌陀佛、開基不知、大禰宜能村仲民か先祖の建る所といふ、

34 觀世堂

森町東端にて大道の南側に在、浄土宗、三十六ヶ寺組内也、本尊觀世音、開山行基菩薩と云傳ふ、  
〈此寺大道の末にて、此所より園口と家田口とへ行道ありて、此大道の限りの處に門在しと見ゆ、柱根不殘、〉

【正法寺末寺】

② 九品寺〈号阿彌陀堂〉

今は志水町より東側にて少く東へ入て在り、舊は行教和尚開基にて、今三鳥居の西元三堂に隣る梅本坊の傍に、少く低地の打平けたる所有、其蹟地といふ、本尊阿彌陀なれば阿彌陀堂といへるか、舊図に南谷に此名見えたり、毎年十月十五日開扉、大菩薩の神作と云傳ふ、猶委く別にいふべし、田中家古図に、馬場末塔の西にて、今志水坂の下口なる西の藪中の如く見ゆる所に、大なる堂を画たるは是か、

④ 萬稱寺

志水町道の西側、東側にあり、上に云無心庵の南少く小高き處に移る、本堂本尊本尊阿彌陀、開山本譽即堂和尚、鐘樓あり、

⑤ 圓通庵

同(正法寺)惣門の外、北側に在り、正法寺末寺、浄土宗、本尊阿彌陀佛、開山根譽宗善和尚、弘治二年寂、寺記曰、開基は根蓮社善譽和尚とあり、元和三丁巳年六月十一日寂、

⑥ 成徳院〈附、聖賢院〉

同上福泉院南隣、正法寺末、浄土宗、本尊阿彌陀、開山還譽上人、成徳院旧は馬場町に在て後此所に移る、当院旧聖賢院といふ、開山還譽上人也、成徳院開山は増譽兆益和尚にて、往蓮社還譽上人、寛永八年十月十八日寂(云々)、

⑧ 寶光庵

神原町南横町大道北側少しく北へ入る所、南向、浄土宗、御朱印三十六ヶ寺組内、本尊阿彌陀、開基善久法印、

⑨ 了徳庵

森の町奥庵より少西に、北へ二十間許入所、南面にあり、浄土宗にて正法寺末寺也、本尊阿彌陀佛、開山了西、

⑩ 玉樹院

森町の半に橋あり、其東爪より北へ廿間許入て西面に在しか、近來絶て無し、本尊阿彌陀佛、開山不知、浄土宗也、六位森本三郎兵衛といへるか建立といふ、正法寺末寺也と、

⑪ 慶祐庵

同正法寺南、惣門の外よりは半町許東、道の北側に在しと云、同上中方、浄土宗、御朱印三十六ヶ寺組の内、本尊同上、開山昌榮、年月不知、

⑫ 良福庵

志水町大道通り西側、正法寺よりは一町許南に在り、正法寺中方、浄土宗、本尊同上、開山未詳、一書に良運大徳にて、天正十六年示寂と云々、

⑬ 安心庵

(正法寺)惣門の外、南側に在り、正法寺末寺、本尊阿彌陀、開山正悦、寛永六巳年六月朔日に寂、

⑭ 林香庵

同上寶壽庵の隣、正法寺中方、浄土宗、本尊阿彌陀、開山玉林といへとも、寺記には傳慶とあり、年号不知、只亥六月九日命終と計、寺記に見ゆ、

⑮ 福壽院

同(正法寺)南門の外、智福院南に在り、同正法寺中方、本尊阿彌陀、開山立山天譽、元禄五年正月廿一日寂、

⑯ 寶壽庵

同上寶壽庵より南西に在り、同中方の内、本尊同上、開山浄音、寺記に清譽浄春、寛永十八巳年十二月廿七日寂とあり、

⑰ 正光庵

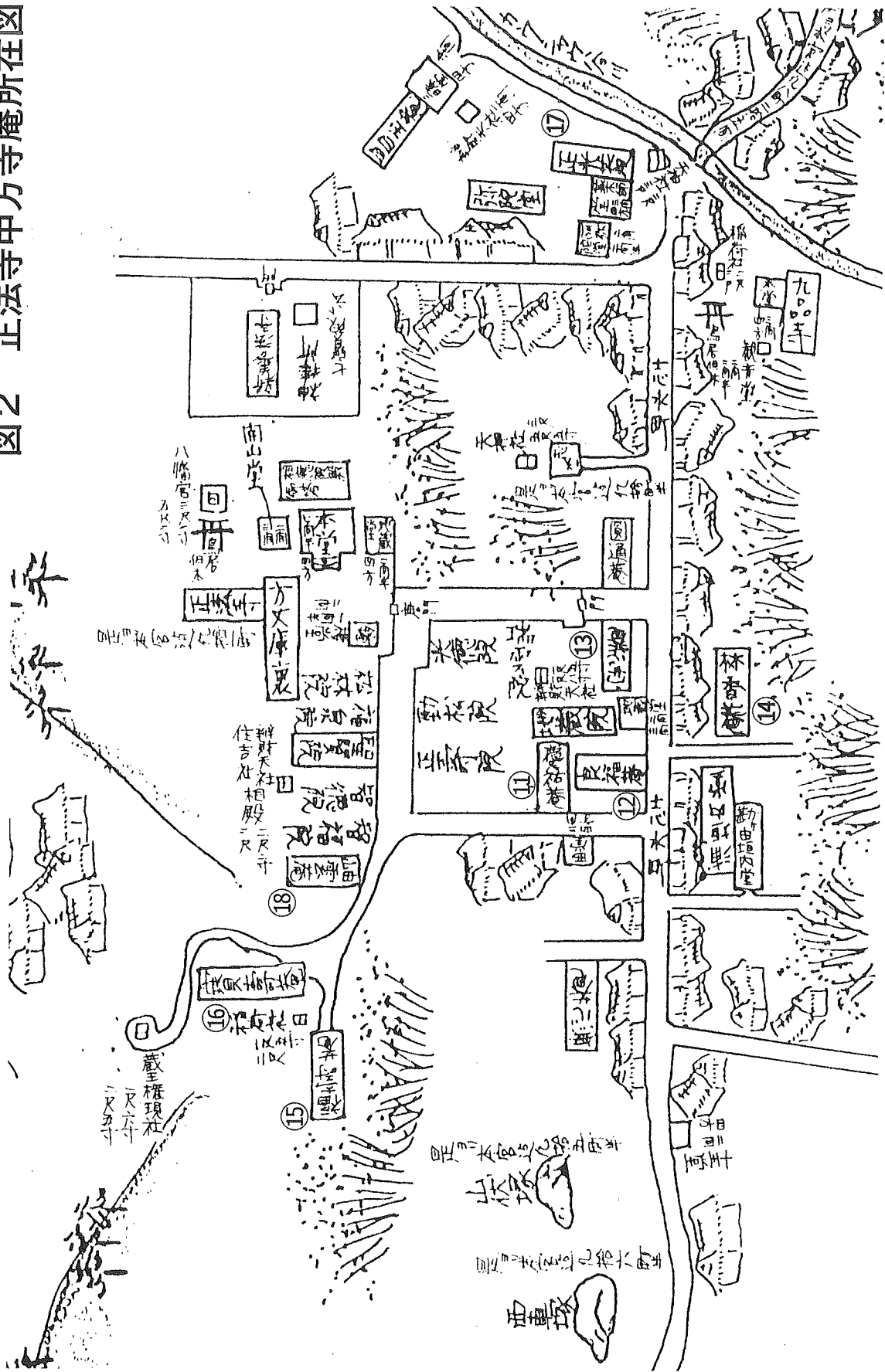
志水町北端道の西側に在り、浄土宗、正法寺に属、本尊薬師如来、開基浄音、

\*寺庵の番号は表1・2に対応する。所在等原本で省略されている部分については( )  
で補い、割書は〈 〉で表した。

图1 神領内浄土宗寺院所在図



图2 正法寺中方庵所在图



## 八幡・京田辺地域の宗門帳

—「町村沿革取調書」の近世文書—

東 昇

### はじめに

本稿は、八幡・京田辺地域の宗門帳について、明治中期京都府が調査した「町村沿革取調書」を中心に、京田辺市の近世文書で検証し各領主別に比較する。八幡市域の「町村沿革取調書」は下奈良・上奈良・戸津・野尻・美濃山新開・内里村分が現存しており、領主は南山城の特徴である相給地帯として、石清水八幡宮・幕府・淀藩・公家・旗本など多様である。そしてこの地域の寺院は、ほぼ浄土宗が占めている。

この「町村沿革取調書」は、京都府の町村制実施のため、新町村編成案の作成にあたり、明治19～20年(1886～1887)に実施した近世期における旧町村の調査記録である<sup>(1)</sup>。山城国7郡(愛宕、葛野、紀伊、宇治、乙訓、綴喜、相楽)、丹波国3郡(北桑田、何鹿、天田)、丹後国3郡(与謝、熊野、中)、計13郡の内一部の村の記録が現存する。項目内容は、町村沿革(管轄・旧時草高・郷村分合名称)、町村役人沿革、役場区域沿革、町村費、町村共有物、租税、戸籍、町村寄合、町村取締、公事訴訟、土木工事、生業、神社寺院、冠婚葬祭、町村休日慣行である<sup>(2)</sup>。このうち「村役人職務」「宗旨改手続」「帳簿点合并取調方手続」には、各村の宗門改の概要、また「戸籍沿革」の「帳簿名称」では、宗門帳、村送り手形の様式が記される。

宗門帳の様式・記載項目の研究は、筆者がすでに岡山藩、津山藩、幕府領肥後国天草郡の各宗門帳群から、各領における支配政策と地域情報の把握、関連性を考察した<sup>(3)</sup>。また松浦昭氏が越前国、平井昌子氏が全国規模で分析している<sup>(4)</sup>。いずれも各地の多様な事例が判明するが、いまだ研究の少ない分野であり、事例蓄積の必要性がある。

そこで本稿では、宗門改制度によって作成される宗門帳と村送り手形の様式について、「町村沿革取調書」に記される八幡市域と、京田辺市域の近世文書を使用し、領主別に比較し、特徴を述べたい。

### 1 石清水八幡宮領の宗門帳と村送り

「町村沿革取調書」の「戸籍沿革」部分の「帳簿名称」には、宗門帳・村送り・寺送り3点の写しが主に掲載されている。3点ともにそろっているのは下奈良村・上奈良村で、淀藩領の野尻・戸津村は宗門帳のみである。

まず下奈良村は「本村八幡神領ノ頃ハ宗門帳ト称セリ」とあり、石清水八幡宮領で「宗門帳」と称していた。表紙は慶応2年(1866)9月「浄土宗門人別帳」とあり、つぎのように書式が続く。

一代々浄土宗京百万遍末城州綴喜郡

生国山城八幡檀所町正福寺 (印)

<百姓、本人 何右エ門、四十五才>

<嫁 なに、三十二才>

<倅 何太郎、十三才>

<妹 なに、貳才>

<母 なに、六十三才>

右壹軒合五人ノ内<男貳人、女三人>

以下同シ

一浄土宗正福寺末正光寺 清誉 (印)

家数何拾何軒、此人数何百何拾何人

一右拙僧共致印形候人々檀那ニ紛無御座候、若シ法度ノ宗門ト申者御座候ハ、何時成トモ申明可仕候、為其如件御座候以上

一浄土宗門<男何拾人、女何拾人><京百万遍末城州綴喜郡八幡檀所町>正福寺 (印)

右之通村中不殘吟味仕宗門相改帳面差上申候

切支丹宗門不申及転之類ト壹人モ無御座候、他所ヨリ当村来借屋於有之、最前居之様子承り届、勿論吟味仕寺請状取置候仕者、請状主人方へ取置申候、若不審成者隠居外ヨリ露頭仕候ハ、本人者不申及組合之者年寄如何様之曲事可被仰付候、為其一札如件

慶応二寅年九月 下奈良村年寄

何 某 (印)

何 某 (印)

何 某 (印)

御当職様

御役人中様

(註<>は割書)

本文では、家別に、生国、各人の続柄、名前、年令があり、最後に合計の男女人数が記される。後半は、村全体の家数・人数、正光寺と下奈良村年寄が奥書し、石清水八幡宮の当職役人宛となっている。石清水八幡宮領関係では、本書収録の念佛寺文書に、安政5年(1858)8月「浄土宗門人別御改帳」図1がある<sup>6)</sup>。この文書には、各寺の住職・弟子10人の生国、続柄、名前、年令の項目が記され、「城州綴喜郡八幡旦所町念仏寺并未寺中」から「御当職御役人中」宛に提出された文書の控である。村民と僧侶との違いはあるが、下奈良村と念佛寺の宗門帳は、項目や宛名などが共通している。つぎに村送り・寺送り手形の書式が記される。

村送り写シ

古郷送り一札ノ事

一何某殿御領分山城国綴喜郡何村百姓何右エ門娘なに当年十八才ニ罷成モノ、此度其御村方何右エ門方へ縁付遣シ申候、宗旨ハ代々浄土宗ニテ寺ハ全村正念寺檀那ニ紛無御座候、則別紙寺送り相副へ遣シ申候、此モノ於古郷ニ何ノ差構等一切無御座候、為後其御村方宗旨御帳面へ御加入被成下度候、為後日右古郷送り一札如件

城州綴喜郡下奈良村

慶応二寅九月 年寄 何右衛門 印

何村御役人中

寺送り写シ

宗旨送り一札ノ事

山城国綴喜郡下奈良村

百姓 何右衛門

娘 なに

一右之者代々我等宗門ニ紛無之候、浄土宗ニ御座候、御公儀御法度之切支丹ニ毛頭無之候、依テ宗旨送り一札差出候、若シ又外方ヨリ宗旨之義ニ付故障申出者有之候ハバ、我等罷出急度埒明可申候、依テ一札如件

山城国綴喜郡下奈良村

慶応二寅九月 正光寺 (印)

何村役人中

各文書の表題は、村送り「古郷送り一札ノ事」、寺送り「宗旨送り一札ノ事」である。両文書は、文書に例示された婚姻などの人の移動に、同時に作成し送付される場合が多い。村送りの「古郷送り一札ノ事」、「於古郷」という、一般的に村とある部分を古郷としている点が特徴といえる。実は「古郷」という言葉を使う村送り手形は、美濃国本巢郡長屋村（本巢市）長屋家文書にも存在する<sup>6)</sup>。天保12年（1841）から明治4年（1871）まで、「古郷送証文之事」という表題で、縁付、養子など、内容は村送り手形である。長屋村は、明和7年（1770）以降幕末まで、大垣藩預かりの幕府領であった<sup>7)</sup>。八幡地域以外でも一部で「古郷」を使用していることが判明する。

## 2 幕府領の宗門帳と村送り

上奈良村は、「本村旧幕府領地并ニ吉田意安領地ノ比宗門帳ト称セリ」とあり、幕府領と医家吉田家領の相給である。表紙は、天保3年3月「宗門御改寺請并家別人別牛馬員数帳」と記載され、つぎのように本文の書式が続く。



一高何石何斗何升 何某 印  
 屋敷 長何間 本家 梁何間  
 横何間 桁何間  
 土蔵 梁何間  
 桁何間  
 家数 式軒

一城州綴喜郡八幡念仏寺末寺当村阿弥陀寺檀那寺印

	四十三才	本人	何右衛門
	三十七才	妻	おなに
	十三才	男子	何太郎
	八才	男子	何次郎
	六十壹才	母	何に
寺印○	五人	内男三人	
本人○		女二人	
	下男	何吉	一人
	下女	なに	一人
	牛壹疋	組合持	

已下全之

本文では、家別に、石高、名前、屋敷・本家・土蔵の間数に続いて、檀那寺、年令、続柄、名前、最後に合計の男女人数、下男・下女、牛数が記される。後半は、念仏寺末寺阿弥陀寺と上奈良村百姓代・年寄・庄屋の奥書があり、「代官所何某殿御役所代」宛とある。

この表題・様式は、上村（京田辺市）の元治2年（1865）3月「宗門御改寺請并ニ家別人別牛馬員数帳」と同じである<sup>(9)</sup>。上村は享保14年（1729）の「山城国高八郡村名帳」によると禁裏御料291石、幕府領55石の相給である<sup>(9)</sup>。いずれも京都代官管轄であり、宗門帳の宛名は小堀数馬である。また江津村（京田辺市）の文化4年（1807）3月「仙洞様御料宗門御改寺請并家別人別牛馬員数帳」も、宛名は小堀中務で仙洞御料分、表題・様式ともに上奈良村と同じである<sup>(10)</sup>。そのためこの上奈良村の宗門帳は、様式から考えて吉田領ではなく幕府領の文書といえる。

つぎに村送り・寺送り手形の書式が記される。

村送り写之

古郷送り一札之事

一何某殿御領分山城国綴喜郡何村百姓何右衛門娘なに当年式拾三才ニ罷成候もの、此度其御村方

何右衛門方へ縁付遣シ申候、宗旨ハ代々浄土宗ニテ寺ハ同村浄音寺檀那ニ紛無御座候、則別紙  
寺送り相添遣し申候、此もの於古郷ニ何ノ差構等一切無御座候、為後其御村方宗旨御帳面へ御  
加入被成下候、為後日古郷送り一札如件

城州綴喜郡上奈良村

天保三辰三月 庄屋 何右衛門 印

何村御役人中

寺送り写

宗旨送り一札之事

山城国綴喜郡上奈良村

百姓 何右衛門

娘 すが

一右之者代々我等宗門ニ紛無之候、浄土宗ニ御座候、御公儀御法度之切支丹ニ毛頭無之候、依而  
宗旨送り一札差出候、若又外方ヨリ宗旨之義ニ付キ故障申出候者有半ハ、我等罷出急度埒明可  
申候、依而一札如件

山城国綴喜郡上奈良村

天保三辰三月 阿弥陀寺 (印)

何村役人中

各文書の表題は、下奈良村と同じく村送り「古郷送り一札ノ事」、寺送り「宗旨送り一札ノ事」で  
ある。石清水八幡宮領、幕府領と領主が違い、そして宗門帳の様式は全く違っているが、村送り・寺  
送り手形は同様の表題・書式である。関連の深い近隣の村で同書式とし、円滑な行政連携を実施して  
いたとも考えられる。

### 3 淀藩領の宗門帳の変化

野尻村は、「往古不詳中古稲葉美濃守殿領地トナリシ比ヨリ、宗門并人別御改帳ト称ス」と、淀藩  
領である。表紙には、天保3年(1832)3月「宗門并人別御改帳」と記載され、つぎのように本文の  
書式が続く。

山城国綴喜郡野尻村

一浄土宗本国生国山城国綴喜郡野尻村 庄屋何某<sup>㊦</sup>年令

旦那寺山城国綴喜郡野尻村西向寺証文差上申候

一浄土宗本国生国山城国綴喜郡野尻村 年令女房<sup>㊦</sup>

旦那寺山城国綴喜郡野尻村西向寺証文差上申候

一浄土宗本国生国前二有之略ス 年二十 男子何某⑩

且那寺前ニ全シ略ス

ノ三人内<男二人女一人>

本文では、家別に、各人の本国・生国、年令、続柄、名前に続いて、最後に合計の男女人数が記される。後半は、借地人、惣人数、惣家数、寺宮名、牛馬数、野尻村肝煎・庄屋の奥書があり、寺社奉行・代官宛とある。本国・生国の記載、妻の名前が記されず「女房」、檀那寺の奥書がない点が、他領とは違う特徴といえる。

つぎの戸津村は、石清水八幡宮領との相給であるが、「本村往古之分不詳、淀城主へ差出ス」とあり、内容は淀藩領である。表紙には「切支端宗門御改帳」と記載され、本文の書式が続く。

山城国綴喜郡戸津村

年六十一

一浄土宗本国生国山城国綴喜郡戸津村 武右衛門

年五十一

女 房

年廿一

女子 一つ

ノ三人内<男一人女二人>

本文の、家別に年令、続柄、名前、合計の男女人数は野尻村と同じであるが、各人にあった本国・生国記載が家主のみとなっている。後半は、主人、借地人、「去ル卯年御改以後」の出生人、死人、出人、入人、寺替、宗旨替のいわゆる人数増減が追加される。その後、惣家数、寺宮名、牛馬数、戸津村肝煎・庄屋の奥書があり、宗門奉行・代官宛である。主人、借地人の記載は、つぎのように男女・身分別の人数を記す。

一主人合三百六人内

男百三拾五人

女百六十六人

出家 三人

神人 貳人

寺宮名には、寺の浄土宗浄音寺・阿弥陀寺・無量院、宮の八幡宮・住吉大明神・天満宮・水神と詳しく記される。野尻村に比べて、表題、本国・生国記載の変化、主人、「去ル卯年御改以後」の部分が追加されている。これは他村の文書と比較することで、時代による変化と考えられる。嘉永2年

(1849) 3月富野村(城陽市)「切支端宗門御改無田人帳」によると、借地人が無田人に変更された以外は、戸津村と同様の表題、項目、様式である<sup>(1)</sup>。

高船・松井村(京田辺市)が月番を勤める同藩領西筋の、天保14年(1843)3月「西城州村々一紙寄目録」は、領内の人数を合計した文書である。本文の最初には「山城国綴喜郡相楽郡式拾壹ヶ村切支端宗門御改惣人数一紙寄目録」とあり、「切支端」表記も戸津や富野と同じである。宗旨別人数の後に、出生人、死人、出人、入人、寺替、宗旨替、惣家数、寺宮数が続く<sup>(2)</sup>。これは戸津や富野など各村の宗門帳の項目を合計したものといえる。そのため野尻の天保3年から、この天保14年までに、表題や記載内容の変化があったと考えられる。

村合計の文書は、松井村・南興戸村(京田辺市)が月番を勤めた、明治4年(1871)3月「山城国綴喜郡相楽郡切支端宗門御改惣一紙寄目録」も現存する<sup>(3)</sup>。様式は天保14年とほぼ同様であり、廃藩置県直前まで継続したことがわかる。しかし天保14年は惣人数としてまとめたものが、明治4年には主人、借地人の各男女・身分別人数となり変化する。また最後の寺宮数も、宮が最初、寺は最後に記入され、当時の神仏分離、廃仏の影響があると思われる。

おわりに

以上、八幡・京田辺地域の宗門帳について、「町村沿革取調書」を中心に、各領主別の比較をおこなった。京田辺市の近世文書と、現存しない八幡市域における明治期の調査史料双方を分析することにより、各領における詳細な行政の変化を分析することができた。特に、①石清水八幡宮・幕府・淀藩など領主別に宗門帳の様式が多様であったこと、②八幡市域の石清水八幡宮・幕府領の村では、「古郷送り一札ノ事」というように、一般的に村とある部分を「古郷」という、共通の言葉・様式を使用した。③同じ淀藩領でも、年代によって記載項目が変化していることの3点が判明した。はじめにでも述べたが、宗門改の様式や制度研究は事例蓄積の少ない分野であり、今後現存文書のみならず、「町村沿革取調書」のように現存しない近世文書を記録した近代の史料を分析対象として広げていく必要がある。

#### 【注】

- (1) 『京都府立総合資料館所蔵文書解題』改訂増補、1993年、100頁。
- (2) 京都府立総合資料館所蔵、京都府庁文書「町村沿革調」1-1。
- (3) 東昇「宗門改帳の作成—岡山藩の宗門改帳の変遷—」『岡山地方史研究』82、1997年、1～10頁。同「津山藩における宗門改制度の変遷—宗教と地域情報の把握—」『京都府立大学学術報告』人文64、2012年、127～150頁、同「文化二年「天草崩れ」と宗門改帳—肥後国天草郡崎津村文書を中心に—」『京都府立大学学術報告』人文・社会60、2008年、69～84頁。
- (4) 松浦昭「支配形態と宗門改帳記載—越前国を中心として」、平井晶子「宗門人別改帳の記載形式—記載された家族を読む」、いずれも落合恵美子編『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との

対話』

- (5) 念佛寺所蔵、念佛寺文書 26。
- (6) 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター編『美濃国本巢郡長屋村長屋家文書目録』（岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録6）2014年、ほ25～80の内。
- (7) 『美濃国本巢郡長屋村長屋家文書目録』5頁。
- (8) 『田辺町近世近代資料編』1987年、367～373頁。
- (9) 『日本歴史地名大系 京都府の地名』1981年、平凡社、ジャパンナレッジ版。
- (10) 京都府立総合資料館所蔵、「江津村文書」（館古293）3。
- (11) 『城陽市史』4、1996年、346～348頁。
- (12) 『田辺町近世近代資料編』、310～312頁。
- (13) 『田辺町近世近代資料編』、510～512頁。

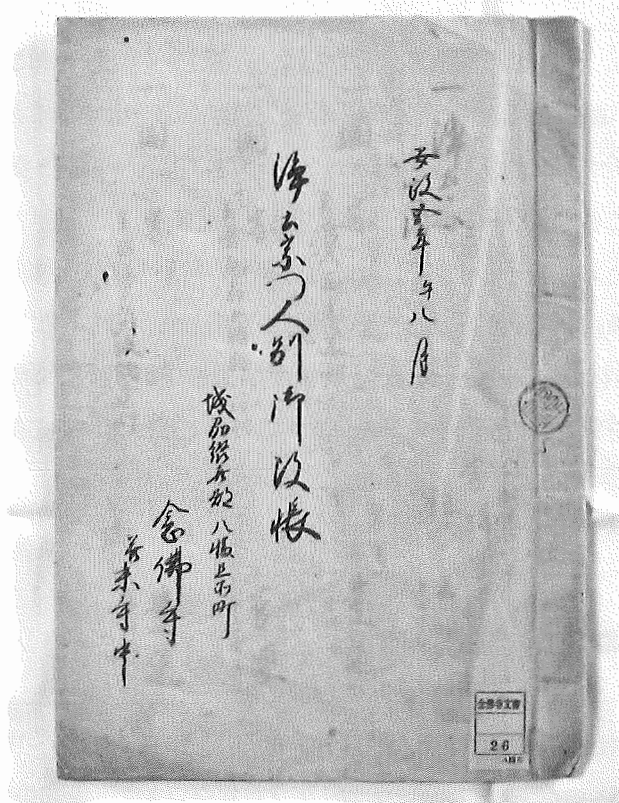


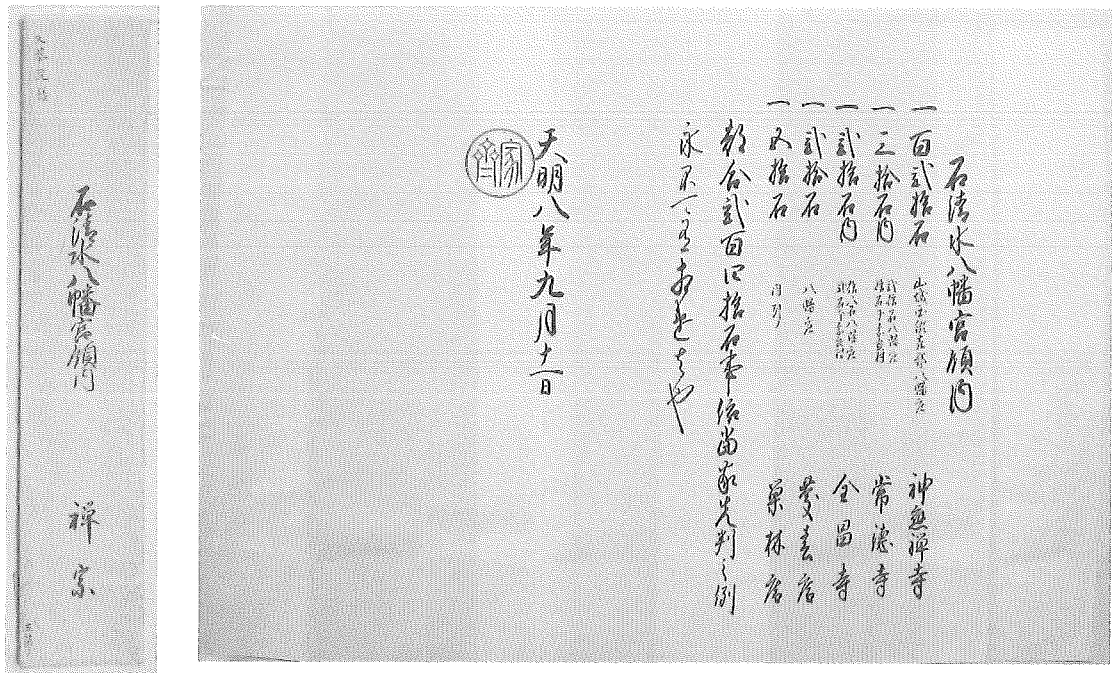
図1 浄土宗門人別御改帳

【禅宗五箇寺御朱印箱】



神応寺朱印状一覧表

文書名	年月	西暦	宛所	本紙寸法
〔豊臣秀吉朱印状〕	天正 17 年 11 月 20 日	1589	八幡神應禪寺	46.2×65.0
〔豊臣秀吉朱印状〕	5 月 2 日		杉山神應禪寺	46.9×66.5
〔豊臣秀吉朱印状〕	5 月 29 日		八幡禪家神應寺	45.8×65.2
〔徳川家康朱印状〕	慶長 5 年 5 月 25 日	1600	神應禪寺	46.8×64.6
〔徳川秀忠朱印状〕	元和 3 年 8 月 16 日	1617	神應禪寺	45.4×62.4
〔徳川家光朱印状〕	寛永 13 年 11 月 9 日	1636	神應禪寺	45.7×63.5
〔徳川家光朱印状〕	寛永 13 年 11 月 9 日	1636	慶春庵	45.7×63.3
〔徳川綱吉朱印状〕	貞享 2 年 6 月 11 日	1685	禅宗五箇寺	46.6×65.9
〔徳川家治朱印状〕	宝暦 12 年 8 月 11 日	1762	禅宗五箇寺	46.5×64.8
〔徳川家齐朱印状〕	天明 8 年 9 月 11 日	1788	禅宗五箇寺	46.0×64.3



徳川家斉領知朱印状【神応寺文書】十

(端裏貼紙)

〔文恭院様〕

(端裏貼紙)

〔禪宗五箇寺〕

石清水八幡宮領内

一、百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺

一、三拾石内 貳拾石八幡庄 常德寺

一、貳拾石内 拾石下奈良村 全昌寺

一、貳拾石 八幡庄 慶春庵

一、五拾石 同断 巢林庵

都合貳百四拾石事、依當家先判之例

永不可有相違者也

天明八年九月十一日

(印)

(包紙)

(上書)

石清水八幡宮領内

禪宗

(貼紙)

〔文恭院様〕

(貼紙)

〔五箇寺〕

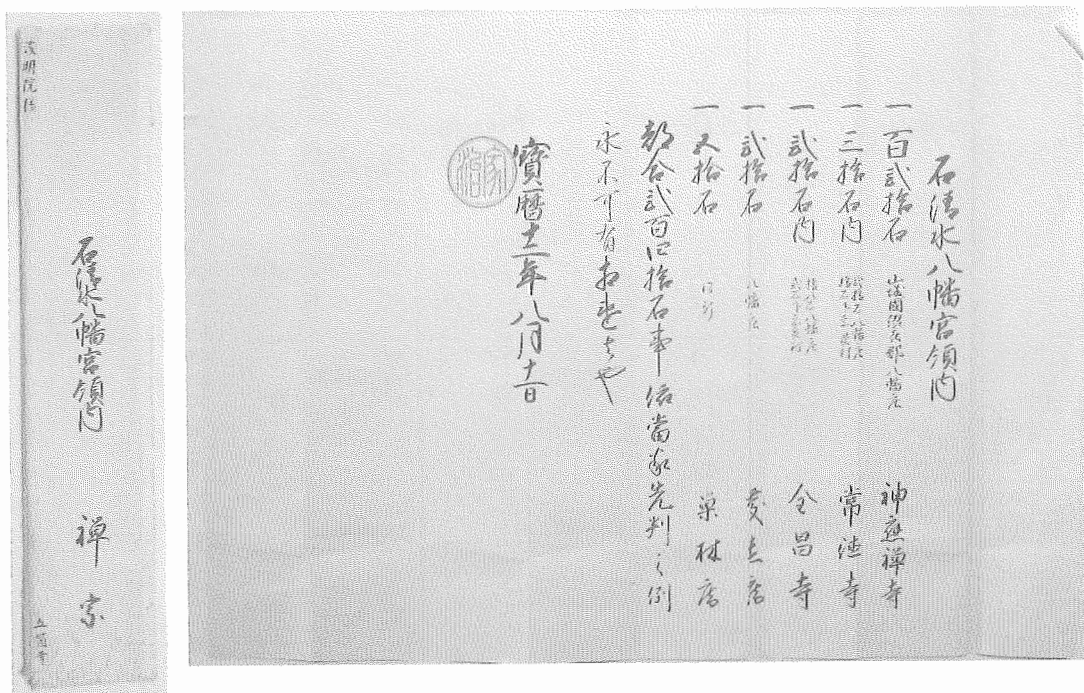


天明八年九月十一日

石清水八幡宮領内  
 百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺  
 三拾石内 貳拾石八幡庄 常德寺  
 貳拾石内 拾石下奈良村 全昌寺  
 貳拾石 八幡庄 慶春庵  
 五拾石 同断 巢林庵  
 都合貳百四拾石事、依當家先判之例  
 永不可有相違者也

石清水八幡宮領内

禪宗



徳川家治領知朱印状【神応寺文書】九

(端裏貼紙)  
 [湊明院様]  
 [端裏貼紙]  
 [禪宗五箇寺]

石清水八幡宮領内

一、百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺

一、三拾石内 貳拾石八幡庄 常德寺  
 拾石下奈良村

一、貳拾石内 拾八石八幡庄 全昌寺  
 貳石下奈良村

一、貳拾石 八幡庄 慶春庵

一、五拾石 同断 巢林庵

都合貳百四拾石事、依當家先判之例

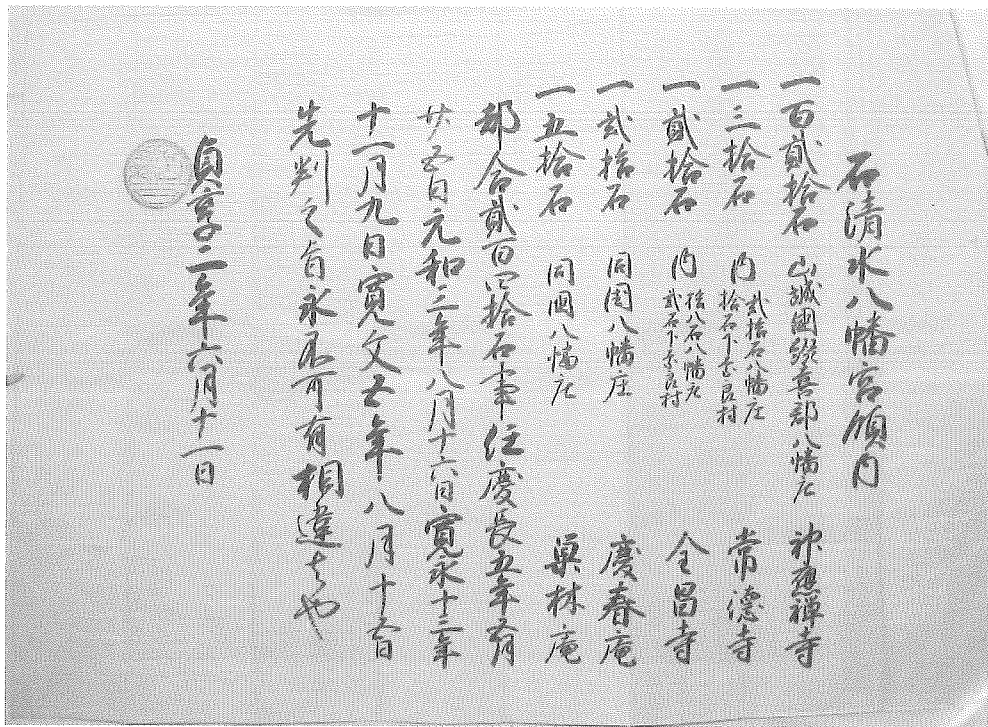
永不可有相違者也

宝曆十二年八月十一日

(印)

(包紙)  
 (上書)  
 「石清水八幡宮領内」 禪宗  
 (貼紙)  
 「湊明院様」  
 (貼紙)  
 「五箇寺」





徳川綱吉領知朱印状【神応寺文書】八

(端裏貼紙)  
「常憲院様」

(端裏貼紙)  
「禪宗五箇寺」

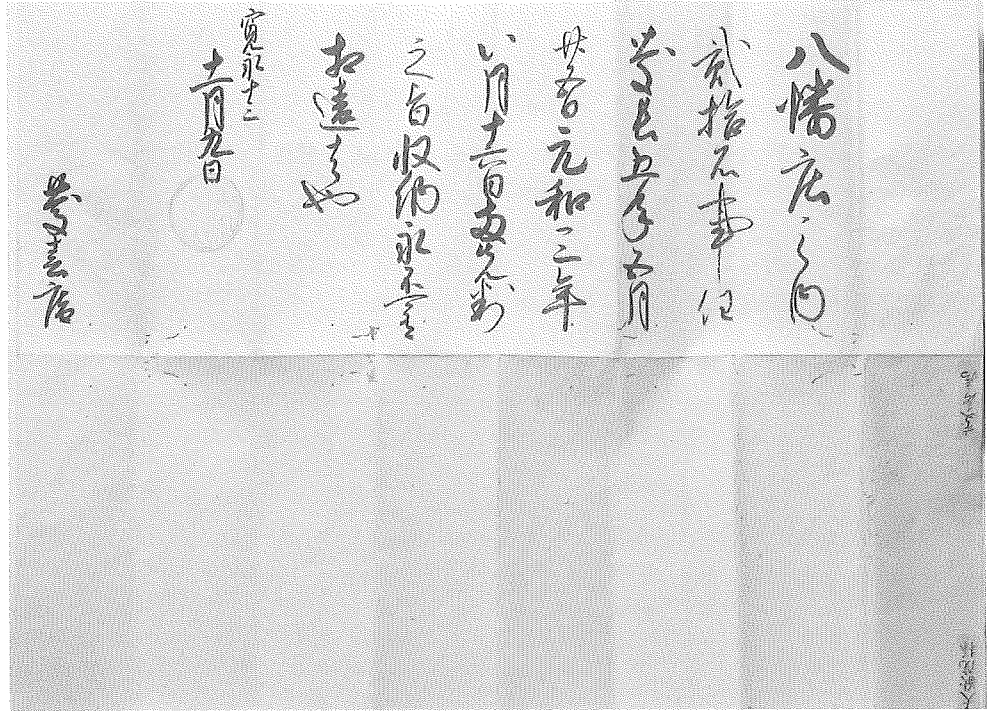
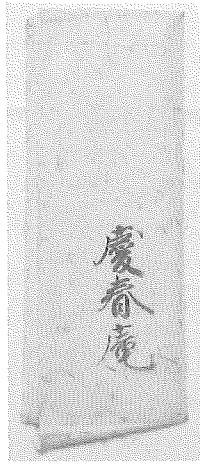
石清水八幡宮領内

- 一、百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺
- 一、三拾石 内 貳拾石八幡庄 常徳寺
- 一、貳拾石 内 拾石下奈良村 全昌寺
- 一、貳拾石 内 拾石八幡庄 慶春庵
- 一、五拾石 同國八幡庄 巢林庵
- 都合貳百四拾石事、任慶長五年五月  
廿五日、元和三年八月十六日、寛永十三年  
十一月九日、寛文五年八月十五日  
先判之旨永不可有相違者也

貞享三年六月十一日

(印)

※包紙なし



徳川家光領知朱印状【神心寺文書】七

(端裏貼紙)  
「慶春庵」

(端裏貼紙)  
「大猷院様」

八幡庄之内

式拾石事任

慶長五年五月

廿五日、元和三年

八月十六日両先判

之旨收納永不可有

相違者也

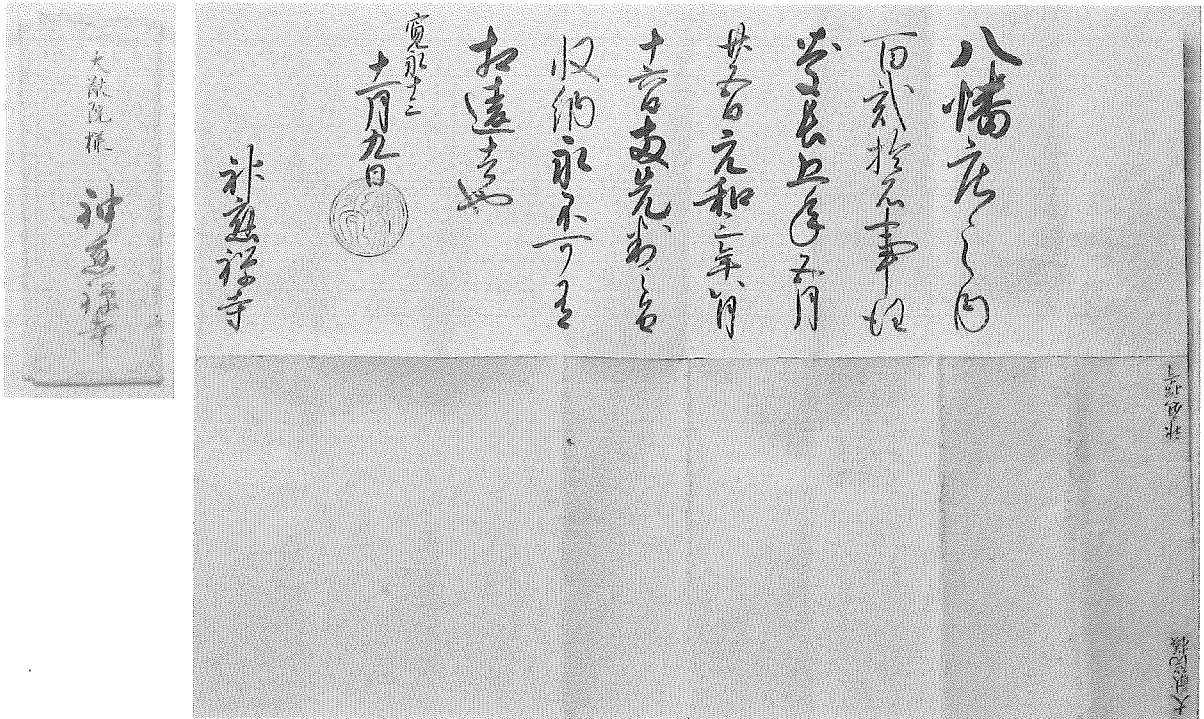
寛永十三

十一月九日(印)

慶春庵

(包紙)

(下書)  
「慶春庵」



徳川家光領知朱印状【神応寺文書】六

(端裏貼紙)  
「神應寺」

(端裏貼紙)  
「大猷院様」

八幡庄之内  
百式拾石事任  
慶長五年五月  
廿五日、元和三年八月  
十六日両先判之旨  
収納永不可有  
相違者也

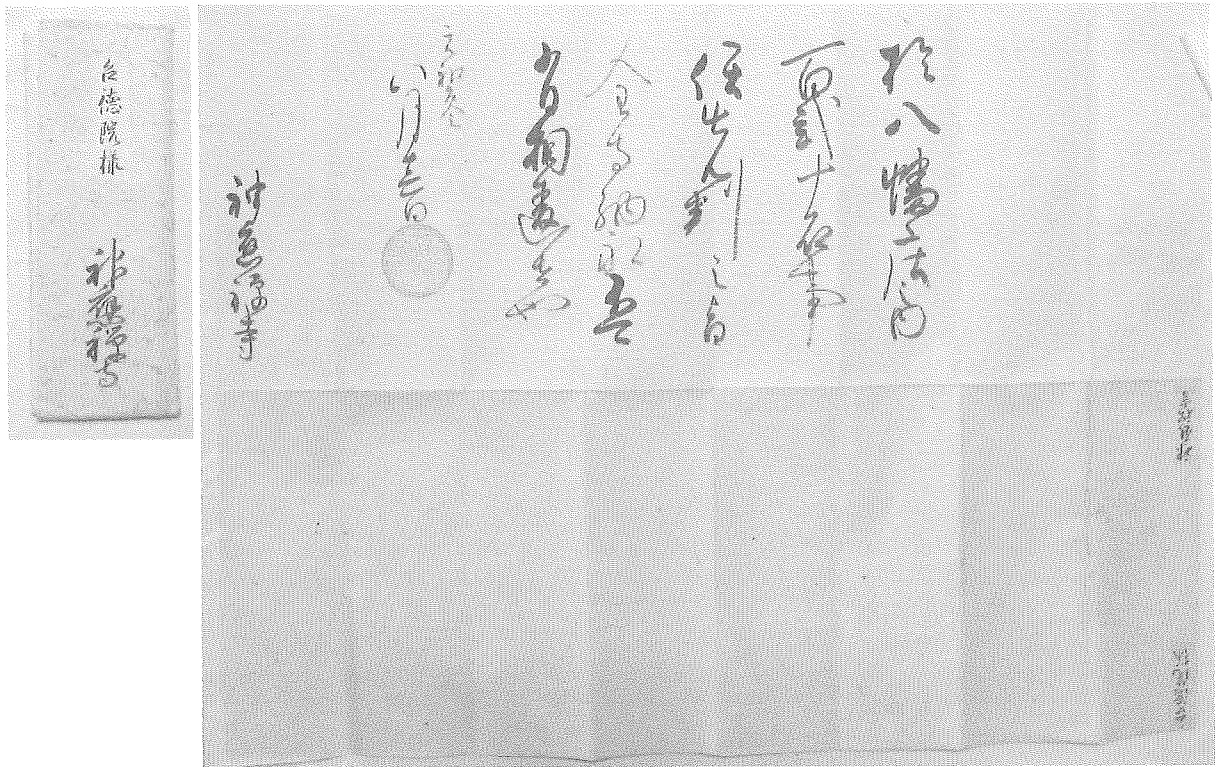
寛永十三  
十一月九日(印)

神應禪寺

(包紙)

(貼)  
「大猷院様」

(上書)  
「神應禪寺」



德川秀忠領知朱印状【神心寺文書】五

〔端裏貼紙〕  
〔神應禪寺〕

〔端裏貼紙〕  
〔台徳院様〕

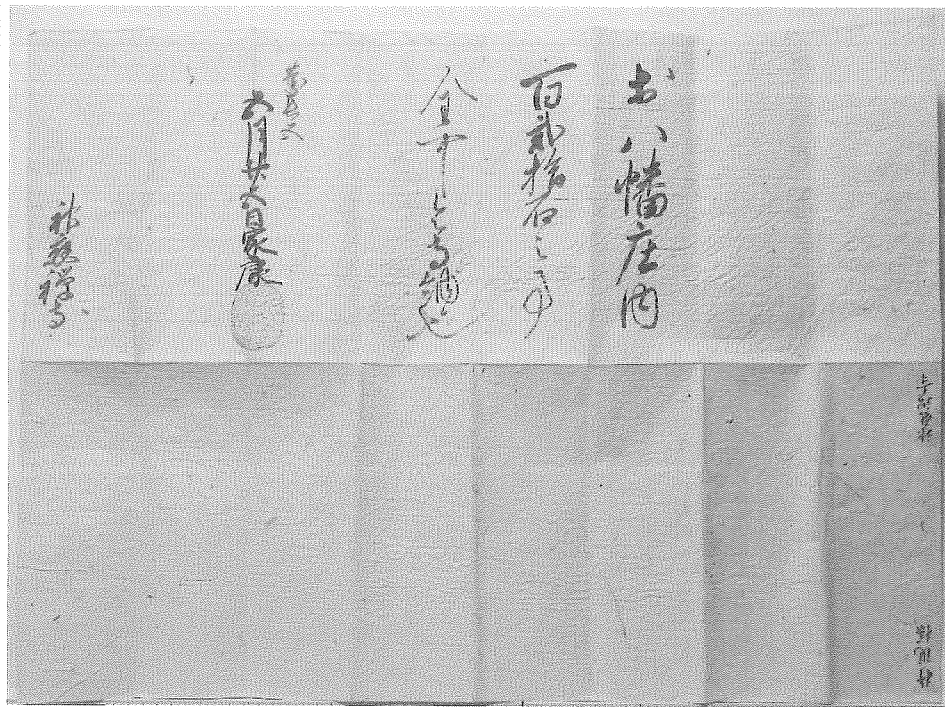
於八幡庄之内  
百式十石事  
任先判之旨  
全寺納永不可  
有相違者也

元和参  
八月十六日（印）

神應禪寺

〔包紙〕  
〔貼紙〕  
〔台徳院様〕

〔上書〕  
〔神應禪寺〕



徳川家康領知朱印状【神応寺文書】四

④端裏貼紙  
①神應禪寺

④端裏貼紙  
①権現様

於八幡庄内  
百貳拾石之事  
全可令寺納候也

慶長五

五月廿五日家康(印)

神應禪寺

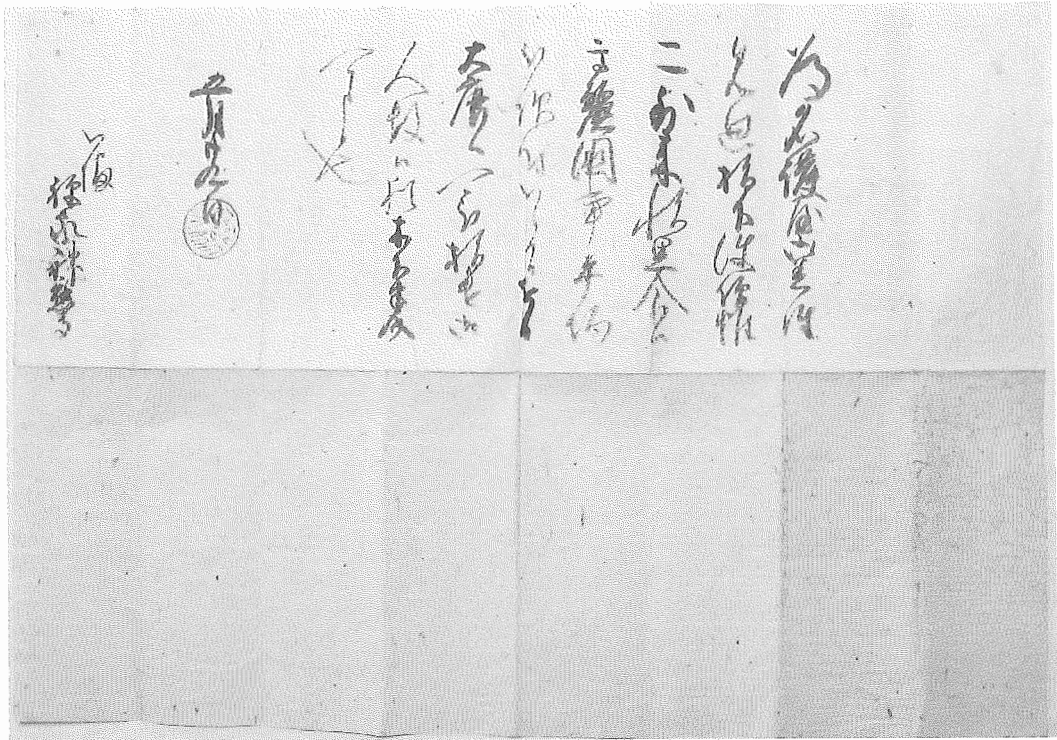
④包紙

①貼紙

①権現様

①上書

①神應禪寺



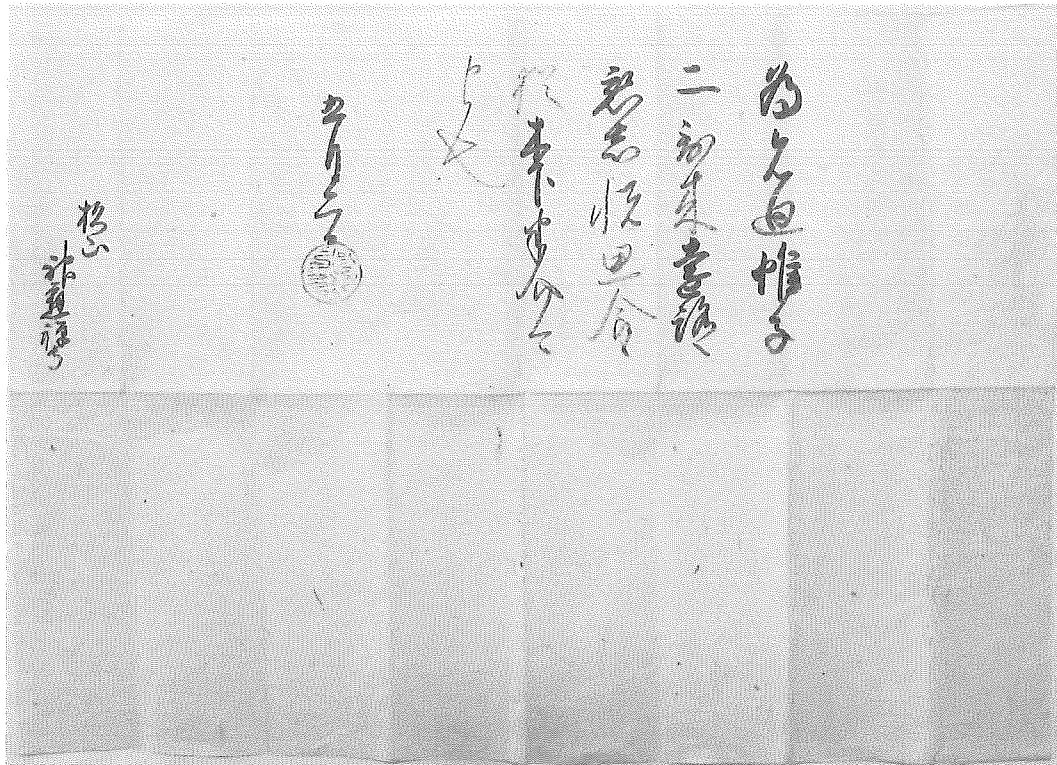
〔史料三〕 豊臣秀吉朱印状【神応寺文書】

為名護屋御着陣  
見廻、指下使僧、帷  
二到来悦思食候、  
高麗國事、平均  
被仰付候之間、近日  
大唐へ可被指遣御  
人数候ハ猶木下半介  
可申候也

五月廿九日(印)

八幡

禅家神應寺



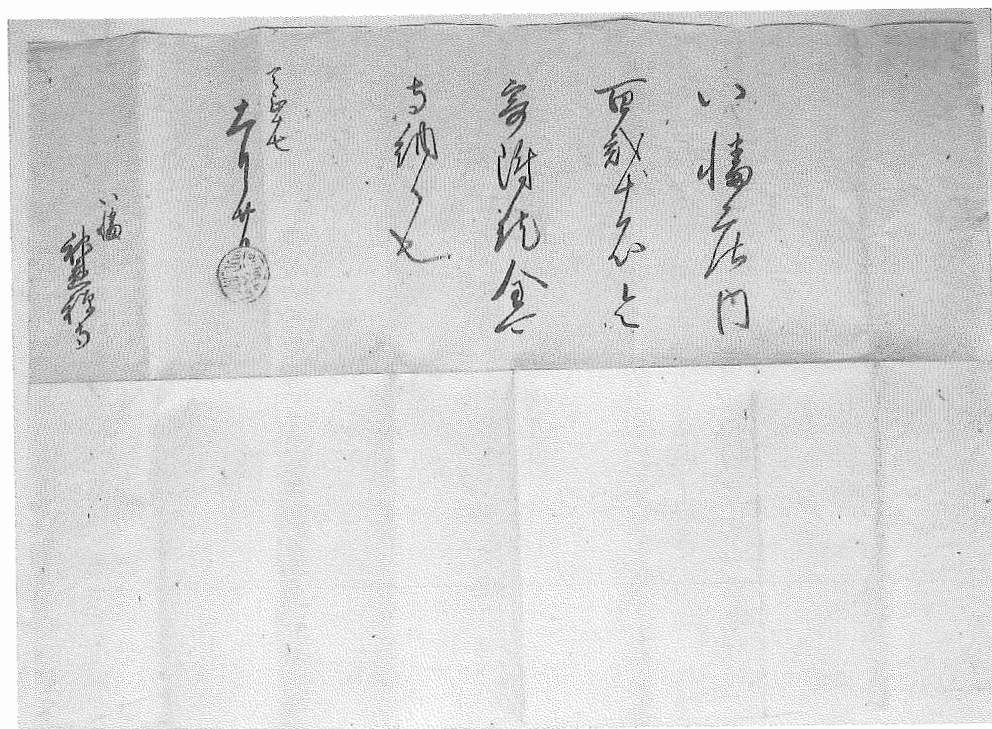
〔史料二〕 豊臣秀吉朱印状【神応寺文書】

為見廻帷子  
 二到来、遠路二  
 懇志悦思食候、  
 猶木下半介可  
 申候也

五月二日(印)

杉山

神應禪寺



〔史料二〕 豊臣秀吉領知朱印状【神応寺文書】

八幡庄内

百弍十石令

寄附訖、全可

寺納候也

天正十七

十一月廿日(印)

八幡

神應禪寺



わけ今回取り上げた秀吉が発給したものの中には、神応寺だけではなく、八幡の禅宗寺院にとっても重要視されうるものであった。当時の秀吉と八幡禅宗寺院の関係性も垣間見ることのできる貴重な文書といえるだろう。

【注】

- 1 竹中友里代「神応寺の歴史」(八幡市教育委員会編『神応寺文化財調査報告書』二〇〇一年、六六・一三九頁)
- 2 注1論文。
- 3 注1論文。
- 4 水本邦彦「神応寺文書の土地台帳・年貢納帳について」(『神応寺文化財調査報告書』六二・六五頁)
- 5 注1論文。
- 6 竹中友里代「木村家文書の淀屋関係史料と近世石清水神領」(東昇、竹中友里代編『京都府立大学文化遺産学叢書第四集 八幡地域の古文書・石造物・景観―地域文化遺産の情報化―』京都府立大学、二〇一一年、一八五・二〇一頁)
- 7 注1論文。
- 8 注1論文。

帷子を喜ぶ秀吉朱印状である。後半には高麗のこととして、平定を仰せ付けたため、近日中国へ大勢の人間を指し遣わす旨が述べられている。また、史料二にもみられた木下半介が添状発給者である。文書の発給年紀は記されていないが、天正二〇年（一五九二）の文禄の役の際に名護屋の陣所から発給されたものと考えられている。

秀吉は文禄元年（一五九二）から慶長三年（一五九八）にかけて、明征服を目指して朝鮮に出兵している。それに際して、秀吉は天正一九年から肥前名護屋城を明征服の基地にするべく築城普請をおこなっており、翌年三月に十六万の兵力を朝鮮に渡航させた。この文書の発給が五月であり、秀吉が兵を朝鮮に出兵させた月と近いこと、名護屋への着陣、そして途中に「高麗」という朝鮮王朝の名称があることから、この文書の発給年季が天正二〇年であろうと考えることができるのである。

この文書の中で注目したいのが宛名部分である。写真の宛名の部分をよくみると、「禪家」の下に書き直したような跡があることがわかる。書き直しているということから考えて、もとは違う寺院名が書かれていたと推測される。この前後の朱印状をみると、神応寺の寺名は「神応禪寺」もしくはそのまま「神応寺」と書く場合のみであり、史料三の積文に挙げたような「禪家神応寺」と書かれる例は管見の限り他にはみられない。「禪家」という言葉は、「禪学大辞典」によれば、禅宗寺院、または禅僧といった意味で使われる言葉である。八幡の寺院関係の文書の中に「禪家」という言葉がみられるのは「禪家五箇寺」「禪家十箇寺」といった、石清水八幡宮内の禅宗寺院の内、朱印地を所有している寺院の組に使われている場合である。このような寺院

では、例えば「八幡禅家五ヶ寺惣代全昌寺」というように、寺名の前に「禪家」の言葉がみえる。このような例と対照して考えると、他寺院に発給された文書が、神応寺のものとして現存している可能性があるといえるだろう。つまり、もとは先に挙げた禪家五箇寺、禪家十箇寺のいずれかに属していた寺院の名前が書かれていたことが推測される。その中でも、どの寺院に宛てられた文書であったのか、特定することは困難であるが、近世において神応寺がこの文書を所有するにいたったことで、寺院名の部分を「神応寺」と書き換えたと考えられる。

では、なぜこのようなことがなされたのであろうか。可能性の一つとして、この文書を所有していた寺院が退転などの理由によって、文書を所有できない事情があったことが挙げられる。その際、秀吉と八幡の禅宗寺院の関係を明瞭に示すこの朱印状を保存する必要があったのではないだろうか。そして、その保存と考えたときに、八幡の禅宗寺院の中で最も石高が高く、力のあった神応寺がその保存を担う寺院として選ばれたと推測される。

さて、これら朱印状を神応寺側が重視していたことは、現存している御朱印笈の底板墨書からもわかることである。ここには、御朱印が神応寺の第一の什物であるとして、御朱印を火急の災難から備えるために笈が作られたと記されている。有事の際でも朱印状を残すための対応が、神応寺では講じられていたのである。

以上、簡単にではあるが、神応寺に残る秀吉の朱印状三通についてみてきた。神応寺でも朱印状を入れるための笈が作られていたことからもわかるように、朱印状は非常に重視されていたものである。とり

## 神応寺と豊臣秀吉の朱印状について

井上 真美

### 一、神応寺概略

石清水八幡宮本殿のある丘陵と谷一つ隔てた場所にある小丘陵上に神応寺がある。貞観二年(八六〇)の八幡宮社殿造営に伴い、創建されたとされている<sup>1</sup>。宗旨は法相宗、天台宗、真言宗、禅宗と変わり、四宗兼学であったとされる。応永十五年(一四〇八)に曹洞宗へと改められ、二世柏巖妙英が入院した。柏巖は釣津妙漁の法嗣であり、無著派に属していた。柏巖以降、第十世まではこの無著派僧が住持を務めている<sup>2</sup>。

神応寺は第十二世弓箴善僮により中興された。弓箴は通幻派僧であり、この後、当寺第二十世まで通幻派僧が住持職を占めることになった<sup>3</sup>。なお、この弓箴については次項にて後述する。

### 二、第十二世弓箴善僮と豊臣秀吉の朱印状

神応寺には現在、豊臣秀吉の朱印状が三通残されている。これは先に挙げた弓箴が秀吉と同郷の朋友であったことに起因している。若年より親交のあった弓箴を秀吉が神応寺の住持に命じ、領知朱印状を下賜した。この朱印状は天正十七年(一五八九)十一月二〇日付けで発給

され、これにより、神応寺は八幡庄内において一二〇石を寺領として得ていた〔史料一〕。

これ以降、この寺領一二〇石は徳川幕府の代々の將軍から領知朱印状が発給されたことで、引き続き認められた<sup>4</sup>。八幡の寺院において、家康以降、代々の將軍が発給した朱印状を現存している寺院はあるが、神応寺のように秀吉の朱印状を現存している寺院は少ない。非常に希少価値の高いものであることがわかるだろう。

神応寺には、ほかに二通、秀吉の朱印状が残っている。その一つが〔史料二〕に挙げているものである。この朱印状は見廻(舞)として贈られた帷二がやって来たことに対して、遠くから寄せられた心配りを喜ぶ秀吉朱印状である。この「帷」とは帷子のことであり、これは夏季に着用された衣服である。添状発給者は木下半介で、出自は不明とされるが、秀吉の正室である北政所(高台院)の一族の者といわれている。文禄の役の際、名護屋にも参陣し、文禄四年(一五九五)八月に秀吉の甥である秀次の失脚に連座するまで、秀吉の奏者や奉行として働いていた人物でもある。先に出てきた高台院であるが、「高台院」と賜号した僧が弓箴であり、弓箴は高台院の縁戚である木下家とも繋がりのある禅僧であったことがわかる。このようなつながりから、木下半介が添状発給者となっていたのだろう。

### 三、朱印状と寺格の向上

さて、もう一つの秀吉の朱印状は〔史料三〕に挙げているものである。これは肥前名護屋へ着陣し、見廻りとして遣わした僧と贈られた

## 表紙解説

	1 2 3
5	4
(裏)	(表)

1. 西遊寺古文書調査の様子
2. 念佛寺門前（撮影：中井正寛）
3. 念佛寺古文書調査の様子
4. 安居橋から男山を望む（撮影：中井正寛）
5. 八幡清水井の路地田町（たまち）（撮影：中井正寛）



京都府立大学文化遺産叢書 第10集

### 石清水門前寺院・南山城地域の古文書

—京都府歴史資料の調査—

編集 竹中友里代（京都府立大学文学部特任講師）

東昇（京都府立大学文学部 准教授）

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

京都教区八幡組浄土宗青年会

発行日 2016年3月30日

印刷 双林株式会社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル

---